

# JACDS

JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES

日本チェーンドラッグストア協会 会報誌

SEPTEMBER 2018 **181**

## トピックス

・寺西忠幸JACDS名誉会長 旭日小綬章受章祝賀会

## 協会活動

- ・医薬品医療機器法の改正に当たっての要望を自民党に説明
- ・ブンナビ薬学フォーラム 2025in 千葉
- ・第2回日本ヘルスケア学会年次大会／日本ヘルスケア協会活動発表会開催報告
- ・軽減税率導入説明会を大阪で開催
- ・ドラッグストア流通記者会「宗像前事務総長お別れの会」
- ・8 月度月次活動報告

## 協会からのお知らせ

登録販売者試験受験対策支援  
「コンシェルジュマスター研修」ご案内  
健康サポート薬局研修案内  
介護情報提供員募集について  
薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修 募集のご案内  
各種アドバイザー養成講座募集案内  
ダブルライセンス認定制度実施  
日本ヘルスケア協会ご案内  
薬剤師賠償責任保険  
「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援募金

## 行政・団体からのお知らせ

厚生労働省、経済産業省、農林水産省、消費者庁、他

# 日本チェーンドラッグストア協会

## 協会活動の5原則

この5つの原則は、日本チェーンドラッグストア協会設立にあたり、発起された方々によって確認されたものです。協会活動は、永くこの原則にのっとり、社会・業界の発展に貢献するものとします。

### 1. 民主的な組織と運営を貫くこと

この協会の組織や運営には、協会の目的達成以外の論理や秩序を持ち込むことなく、さらには会員の派閥や覇権争いの場と化すことなく、各会員の意見集約とその具現化の場として民主的な運営に努めること。

### 2. 論議の場であること

この協会は、様々な案件や建議について多くの人々や関係者、有識者の意見を交換する議論の場であること。

### 3. 会員は協会の目的達成のために力を合わせる事

協会の民主的な手続によって決定された事柄に関して、会員はその実施に当たり絶大な協力を行なうこと。

### 4. 正義を貫くこと

この協会の運営に係わる事柄は、得か損かで判断・意思決定するのではなく、社会的に正しいか否かで判断すべきである。この協会は常に正義を貫くこと。

### 5. 志高き人々の集団たれ

この協会は、より良い社会、より良い業界、より良い企業づくりに貢献したいと願う、志高き人々の集団であれ。



台風 21 号並びに北海道胆振東部地震で被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。平成 30 年 7 月豪雨被害が片付かないままの出来事に啞然とするしかない状態でした。あの猛烈な暑さに関係があるのかわからないのか。とにかく、天変地異の恐ろしさと、人間の無力さを感じます。復旧作業にお忙しいことと思いますが、会員企業の皆様の被害状況の把握を行ないたく、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、北海道胆振東部地震被災地支援募金につきましては9月14日より10月いっぱいまで行います。各企業様で行っているものもあると思いますが、JACDSも行いますのでご協力のほど、よろしくお願いいたします。

**JACDS****日本チェーンドラッグストア協会 会報**  
**CONTENTS**No.181  
2018.9

## ●トピックス

- ・寺西忠幸JACDS名誉会長 旭日小綬章受章祝賀会

## ●協会活動

- ・医薬品医療機器法の改正に当たっての要望を自民党に説明
- ・ブンナビ薬学フォーラム 2025in 千葉
- ・第2回日本ヘルスケア学会年次大会／日本ヘルスケア協会活動発表会開催報告
- ・軽減税率導入説明会を大阪で開催
- ・ドラッグストア流通記者会「宗像前事務総長お別れの会」開催報告
- ・7月度月次活動報告

## ●協会からのお知らせ

- 登録販売者試験受験対策支援
- 「コンシェルジュマスター研修」ご案内
- 「健康サポート薬局研修」ご案内
- 介護情報提供員募集について
- 薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修 募集のご案内
- 各種アドバイザー募集案内
- ダブルライセンス認定制度実施
- 日本ヘルスケア協会 ご案内
- 薬剤師賠償責任保険
- 「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援募金

## ●行政・団体からのお知らせ

- 厚生労働省、経済産業省、農林水産省、消費者庁、他

表紙裏

日本チェーンドラッグストア協会 活動5原則

裏表紙裏

協会ホームページについて 事務局だより

## 寺西忠幸JACDS名誉会長 旭日小綬章受章祝賀会 ドラッグストア業界で叙勲を祝う

平成30年春の叙勲で、旭日小綬章(きよくじつしょうじゅしょう)を寺西忠幸JACDS名誉会長が受章されたことを祝う会が9月14日(金)、リーガロイヤルホテル大阪の3階「光琳の間」で行われました。当日は会場いっぱい約800名の参加がありました。

この祝賀会は日本チェーンドラッグストア協会の常任理事並びにキリン堂共栄会の役員、そして現社長の寺西豊彦氏を発起人として開催されました。

当日は、11時より発起人による会場前の立礼でお客様をお迎えし、まず、寺西名誉会長の個人史のDVD放映がありました。寺西名誉会長が入場され、発起人全員が登壇し、司会からお一人お一人の紹介がありました。

本来はおめでたい席ですので不釣合いなことではありますが、寺西名誉会長のたつての要望で、故 宗像守JACDS事務総長、そして 故 吉野俊昭 ロート製薬株式会社代表取締役社長兼COOに黙祷が捧げられました。

発起人を代表して、青木桂生JACDS会長の挨拶があり、受章にいたった事柄や業界にとっての意義、そして業界、企業、ご家族への祝辞などが話されました。

続いて来賓の祝辞として、とかしきなおみ衆議院議員 環境副大臣 ヘルスケア議員懇話会議員、次に、佐藤誠一 日本OTC医薬品会長 佐藤製薬株式会社 代表取締役社長、続いて、二宮邦夫 キリン堂共栄会会長 株式会社PALTAC 代表取締役社長が話されました。

そして、寺西名誉会長の謝辞、松本南海雄JACDS名誉会長の乾杯の後、歓談となりました。

13時過ぎに寺西豊彦 キリン堂ホールディングス代表取締役社長より御礼のご挨拶があり、中締めを今西信幸新事務総長がされました。

松本南海雄名誉会長に続くお二人目の受章。そして、日本チェーンドラッグストア協会が叙勲推薦団体となって初めての受章でありました。3人目、4人目と受章者の次々出るドラッグストア業界でありたいと思います。



## 医薬品医療機器法の改正に当たっての要望を自民党に説明

医薬品医療機器法の改正に向けた検討が厚生労働省で進行中ですが（7月号、8月号参照）、与党の自民党も動き始めました。手始めに、厚生労働部会による薬局関係3団体（日本薬剤師会、日本保険薬局協会）に対するヒアリングが、8月30日に実施されました。

協会からは青木会長と中澤専務理事が出席し、提出資料に沿って、①ドラッグストアの現状、②ドラッグストアがめざす街の健康ハブステーション構想、③ドラッグストアの役割と具体的機能、④医薬品医療機器法の改正にあたっての要望について説明しました。

協会の要望は下記の3項目です（資料の該当部分を掲載しましたので、ご覧ください）。いずれも患者のための見直し要望であり、会員企業の関心も高いものです。部会メンバー（歴代厚労大臣を含む衆・参議員）からはおおむね好意的な意見が出されたところですが、協会では引き続き、この3項目以外も含めた様々な業界要望の実現に向け、関係方面に働きかけていくことにしています。なお、次ページに提出資料の全文も掲載しましたので、ご覧ください。（文責 中澤）

### 4. 医薬品医療機器法改正に関する要望

地域包括ケアシステムの構築に向け、患者の視点に立って次のとおり要望します。

#### ① 薬剤師が患者と向き合う時間を十分に確保できるよう調剤業務を効率化すること。

一連の調剤業務の中には薬学的判断を必要としない業務も少なくない。対人業務の充実のためには、このような薬学的判断を必要としない物理的業務を極力効率化しなければならない。このため、最終監査は薬剤師が行うことを前提に調剤において薬剤師以外の者が行える範囲を拡大することが必要である。また、その上で、現行の処方箋数の制限（薬剤師1人1日当たり）についても見直す必要がある。

#### ② 薬剤師不在時の薬局において登録販売者が第2類・第3類医薬品を販売できるようにすること。

現行法上、店舗販売では、薬剤師不在時にも医薬品登録販売者が第2類・第3類医薬品を販売することが認められているが、薬局においては原則認められていない（極めて例外的なケース、たとえば在宅調剤により突発的に薬剤師が不在となる場合などしか認められていない ※）。これは、店舗販売と異なり、薬局の場合、現行法令上薬剤師の不在時には薬局全体を閉めなければならないとされていることによる。

国の薬局ビジョンにおいて薬局のOTC販売が推奨されており、薬剤師が不在時にも（調剤室は閉鎖）登録販売者によるOTC医薬品の販売を可能とすべきである。

※ 規制改革会議等で取り上げられたものの、法改正の必要のない例外的なケースしか認められなかった。

#### ③ 在宅調剤の際に当該居宅において薬剤師がOTC医薬品を販売できるようにすること

現行法上、医薬品の販売は薬局でしか認められておらず、患者の要望があってもそこまで出向いてもらわねばならない。在宅調剤時に限り患者の居宅でのOTC医薬品の販売が可能となるよう、現行制度の改正が必要である。





## ブンナビ薬学フォーラム 2025in 千葉 JACDS中澤専務理事がパネルディスカッションに登壇

9月1日(土)13:00~17:00 千葉市 京成ホテルミラマーレ ローズルーム特設会場に於いて「ブンナビ薬学フォーラム 2025 in 千葉」が開催されました。

ブンナビ薬学フォーラムとは、(株)文化放送キャリアパートナーズが主催となりブンナビ(文化放送就職ナビ)薬学プロジェクトの一環として、薬剤師を目指す現役薬学部生に「2025年問題」をはじめこれからの薬剤師の在るべき姿について、行政・各種団体が協力し開催しているイベントです。

第一部は、厚生労働省の森大臣官房審議官 医薬担当による基調講演、第二部はパネルディスカッション、第三部は先輩薬剤師との交流・懇親会という内容でした。

第二部のパネルディスカッションは医療業界の各分野で指導的な立場の方々がパネリストとして登壇し田村 良彦氏の進行で「2025年の薬剤師を考える」をテーマに実施されました。JACDSからは中澤専務理事が登壇しました。医師、薬剤師、薬学教育者、医療系企業の皆様が一堂に介して明日の薬剤師像を様々な角度から語りあうというパネルディスカッションは、薬学生をはじめ聴講された各大学教職員や現役薬剤師の方々にとっても「明日の薬剤師像」を見つめ考える機会になったようです。



## 一般財団法人日本ヘルスケア協会主催 「第2回日本ヘルスケア学会年次大会／日本ヘルスケア協会活動発表会」開催報告

平成30年9月7日(金)、8日(土)の2日間にわたり明治大学駿河台キャンパス・アカデミーコモンに於いて一般財団法人 日本ヘルスケア協会主催の「第2回日本ヘルスケア学会年次大会／日本ヘルスケア協会活動発表会」が開催されました。2日間で、延べ1088人の来場者がありました。(JACDS は後援、協力しました)

1日目は、アカデミーホールホールでの口頭発表と、ポスターセッションが開催されました。

2日目はアカデミーコモン9階で、研究会と部会による活動発表会と、作家の五木寛之氏による講演がアカデミーホールで行われました。閉会式では口頭発表とポスターセッションの表彰式が行われ、口頭発表の部では最優秀賞1名、優秀賞名4名、ポスターセッションの部では最優秀賞1名、優秀賞名4名に賞が贈られました。



**軽減税率導入説明会 大阪会場 開催報告**

8月30日(木)大阪私学会館に於いて「JACDS軽減税率導入説明会」を開催致しました。8月2日には東京で開催しましたが、東京以外での要望が多く寄せられたため開催しました。

財務省の加藤課長補佐から、各社が業務上必要な内容や対応方法、軽減税率の考え方について実践的な解説をして頂きました。参加者からの多くの質問に対し、一つひとつ丁寧に解説をされました。

6月15日に発表された骨太の方針2018に、消費税の増税と軽減税率の導入が2019年10月と明記されました。全ての企業が2019年10月までに対応しなければならない極めて重要な内容です。10月に再度、進捗を伺うアンケート調査がありますので、ご協力よろしくお願いいたします。

**ドラッグストア流通記者會 宗像前事務総長 お別れの会**

8月24日(金)定例合同記者会の後、JACDS東京事務所に於いて「宗像前事務総長 お別れの会」がドラッグストア流通記者會主催で開催されました。

多くの記者の方が参加され、記者の方から宗像事務総長のとの思い出やエピソードの紹介、また、この日のために記者の方が作成された映像が流され参加者の皆様と個人を偲びました。



JACDS

8 月 月 次 活 動 報 告

日付・場所	事業活動	活動・討論・検討内容	出席者
8月7日(火) JACDS東京事務所 12:00~16:00	第4回常任理事会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「宗像事務総長 お別れの会」について</li> <li>2. 寺西忠幸名誉会長叙勲祝賀会について</li> <li>3. 医薬品医療機器法改正の動向について</li> <li>4. 対厚生労働省 協会要望書について</li> <li>5. 遠隔オンライン服薬指導解禁について</li> <li>6. JACDS設立20周年記念事業の進捗報告について</li> <li>7. 社会貢献委員会報告(そらぶちキッズキャンプ視察&amp;寄付について)</li> <li>8. 組織委員会からの報告—9月の支部長会&amp;セミナーについて</li> <li>9. 登録販売者委員会報告</li> <li>10. 防犯・有事委員会報告(平成30年7月豪雨関係報告)</li> <li>11. 第19回ジャバンドラッグストアショーの概要報告</li> <li>12. セルフメディケーションアワード委員会からの報告</li> <li>13. 消費税増税&amp;軽減税率導入について</li> <li>14. 返品削減会議の開催について</li> <li>15. 報告事項</li> <li>16. 今後のスケジュール 年内~来年3月のスケジュールについての確認</li> <li>17. その他</li> </ol>	20名
8月13日(月) 10:00~16:30	城西大学コミュニティファーマシー インターンシップ 店舗視察	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. インターンシップ受け入れ店舗での店舗責任者、実習生からのヒアリング実施</li> <li>2. 視察実施店舗 1) スギ薬局石神井台店 2) ウエルシア薬局坂戸八幡店</li> </ol>	4名
8月22日(水) JACDS東京事務所 11:30~14:30	法制委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 医薬品医療機器法改正の動向</li> <li>2. 前回の宿題 1) 外国人の雇用問題 2) 小売業における労働災害防止</li> <li>3. 業務課訪問事業における行政当局との意見交換</li> <li>4. 今後の日程</li> </ol>	6名
8月24日(金) JACDS東京事務所 15:00~16:00	第126回定例会合同記者会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日本チェーンドラッグストア協会から 1) 故 宗像 守 JACDS事務総長「お別れの会」について 2) 平成30年7月豪雨の支援活動について 3) 第183回DMS定例会上半期政策セミナー 4) そらぶちキッズキャンプ寄付金贈呈式 5) 城西大学コミュニティファーマシーインターンシップについて 6) 軽減税率導入の説明会を実施 7) 今後の実施計画 8) 次回の開催案内</li> <li>2. 日本ヘルスケア協会から 年次大会について</li> <li>3. 日本医薬品登録販売者協会 一般社団法人 日本医薬品登録販売者協会(日登協) 市民公開イベント『健康フェスタ~in彦根~』開催の決定</li> <li>4. 日本置き薬協会から 1) 今年度ヘルスケア学会年次大会でポスターセッション参加 誰も知らない配置の世界 配置販売業協会と置き薬協会が協働で 2) (一社) 全国配置薬協会 配置部会 総会開催 河上部会長が「配置販売業の永続化」を掲げる次世代に残せる組織と 組織運営への取り組みを表明</li> <li>5. 日本薬業研修センター 活動報告</li> </ol>	45名

## 協会からのお知らせ

次々ページ以降に各項目の詳細資料を掲載しています。

### ■登録販売者試験受験対策支援

☆平成 30 年度 登録販売者試験情報(平成 30 年 8 月 10 日一般社団法人 日本薬業研修センター調べ)を掲載しました。【資料 後頁 1 ページ分あり】

#### ☆登録販売者試験受験対策 2017 年実施過去問題集の完売に伴う対応について

2017 年実施過去問題集は大変な好評をもって完売いたしました。

希望者には、2015 年実施過去問題集を販売いたします。

##### ●2015 年 都道府県登録販売者試験 過去問題集

- ・2015 年に実施された、登録販売者試験問題を掲載した過去問題集です。
- ・各章ごとに問題を整理し、効率よく、無理なく試験問題の傾向と対策を確実につかむことができます。
- ・問題集と e ラーニングの併用で、効果的に学習できます。

##### ●「登録販売者試験受験対策テキスト(上・下巻)」2018 年度登録販売者試験対応版

- ・厚生労働省通知『試験問題の作成に関する手引』の解説と学習のポイント・受験対策のポイントを掲載。
- ・試験の手引きの全体の解説と学習のポイント・受験対策のポイントを掲載しています。
- ・試験範囲全体の理解が深まり、継続的記憶に役立ちます。
- ・過去問題集とのセットで学習すると、本番の試験に向け、大きな成果につながります。

##### ●受験対策 重要ワード集

申込書の受付と代金の入金確認後、3営業日程度を目途に発送いたします。

### 1. 「コンシェルジュマスター研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会の基本方針にも掲げられ、業界をあげて取り組む「街の健康ハブステーション」構想にかかせないのは、健康案内人「コンシェルジュマスター」の育成です。日本薬業研修センターでは、生活者の健康寿命延伸に貢献できる「コンシェルジュマスター」を養成する「コンシェルジュマスター研修」をスタートしました。生活者の健康寿命延伸のため、ドラッグストアで様々な健康と美容の相談や要望、悩みに対応していく重要な役割を担うため、「コンシェルジュマスター研修」をご活用下さい。

【資料:後頁 2 ページ分あり】

### 2. 「健康サポート薬局研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会と日本薬業研修センターが協力して実施する厚生労働省の「健康サポート薬局研修」についてご案内いたします。

【資料:後頁 6 ページ分あり】



### 3. 介護情報提供員の募集について

「介護」に関する様々な内容の概要や介護情報へのアクセス手段等の説明を行うサポートは、店舗の信頼をより高めるものです。ぜひ、地域生活者の信頼を勝ち得ることができる「介護情報提供員」を養成し、今後、介護に関する情報提供体制の環境づくりにご活用願います。

【資料:後頁 2 ページ分あり】

### 4. 薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修 募集のご案内

薬剤師への継続研修の実施は「指針の策定」と同様に開設者に求められる義務です。本研修は、厚生労働省に提出し確認していただいた研修内容に沿って実施いたします。

【資料:後頁 2 ページ分あり】

### 5. 「アドバイザー養成講座」受講生を募集中

ヘルスケアアドバイザー、漢方アドバイザーの受講生を募集しています。一人でも多くの方が受講し、各店頭でのアドバイスのスキルアップを目指してください。

【資料:後頁 3 ページ分あり】

### 6. ダブルライセンス認定制度を実施

JACDS では、医薬品の専門家である薬剤師や登録販売者でアドバイザーを取得した方や、複数のアドバイザーを取得した方に新しい認定名を付け、生活者の信頼や本人の自信を高める人材育成につなげています。

ぜひ、企業や店舗の成長に貢献する人材育成の制度として、ご活用ください。

【資料:後頁 2 ページ分あり】

### 7. 日本ヘルスケア協会 ご案内

健康食品・介護食品の新しいマーケット創造はリアル店舗でないと実現しません。この研究会はスーパーマーケットやドラッグストアの企業や団体が参画し、メーカー・卸・サポート企業が協働することで健康食品市場を拡大させる唯一の研究会です。

【資料:後頁5ページ分あり】

### 8. 「薬剤師賠償責任保険」のご案内

薬局(店舗販売業)契約、勤務薬剤師契約ともに毎月、中途加入が可能です。別紙詳細を参照のうえ、ぜひご加入ください。

【資料:後頁3ページ分あり】

### 9. 「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援について

引き続き、JACDSではそらぶちキッズキャンプ募金を支援しています。ご協力をお願いします。

【資料:後頁 1 ページ分あり】

## 平成30年度 登録販売者試験情報

一般社団法人 日本薬業研修センター調べ(平成30年8月10日)

都道府県	試験日	合格発表日	受験手数料	公示日
北海道	8月29日(水)	10月1日(月)	¥18,100	
青森県	8月29日(水)	10月1日(月)	¥17,600	
岩手県	8月29日(水)	10月1日(月)	¥17,600	
宮城県	8月29日(水)	10月1日(月)	¥17,600	
秋田県	8月29日(水)	10月1日(月)	¥17,600	
山形県	8月29日(水)	10月1日(月)	¥17,600	
福島県	8月29日(水)	10月1日(月)	¥17,600	
茨城県	9月5日(水)	10月5日(金)	¥15,000	
栃木県	9月5日(水)	10月5日(金)	¥15,000	
群馬県	9月5日(水)	10月5日(金)	¥15,000	
埼玉県	9月9日(日)	10月9日(火)	¥15,000	
千葉県	9月9日(日)	10月9日(火)	¥14,000	
東京都	9月9日(日)	10月9日(火)	¥13,600	
神奈川県	9月9日(日)	10月9日(火)	¥14,200	
新潟県	9月5日(水)	10月5日(金)	¥15,000	
富山県	9月5日(水)	10月19日(金)	¥15,000	
石川県	9月5日(水)	10月19日(金)	¥15,000	
福井県	8月19日(日)	10月5日(金)	¥13,000	
山梨県	9月5日(水)	10月5日(金)	¥14,000	
長野県	9月5日(水)	10月5日(金)	¥15,300	
岐阜県	9月5日(水)	10月19日(金)	¥15,000	
静岡県	9月5日(水)	10月19日(金)	¥15,000	
愛知県	9月5日(水)	10月19日(金)	¥15,000	
三重県	9月5日(水)	10月19日(金)	¥15,000	
滋賀県	8月19日(日)	10月5日(金)	¥14,000	
京都府	8月19日(日)	10月5日(金)	¥13,000	
大阪府	9月13日(木)	10月26日(金)	¥13,000	
兵庫県	8月19日(日)	10月5日(金)	¥13,000	
奈良県	9月4日(火)	10月19日(金)	¥13,000	
和歌山県	8月19日(日)	10月5日(金)	¥13,000	
鳥取県	11月15日(木)	12月21日(金)	¥14,000	
島根県	11月15日(木)	12月21日(金)	¥14,000	
岡山県	11月15日(木)	12月21日(金)	¥14,120	
広島県	11月15日(木)	12月21日(金)	¥15,000	
山口県	11月15日(木)	12月21日(金)	¥14,070	
徳島県	10月24日(水)	12月3日(月)	¥15,000	
香川県	10月24日(水)	12月3日(月)	¥15,000	
愛媛県	10月24日(水)	12月3日(月)	¥15,000	
高知県	10月24日(水)	12月3日(月)	¥15,000	
福岡県	12月9日(日)	1月16日(水)	¥13,000	
佐賀県	12月9日(日)	1月16日(水)	¥13,000	
長崎県	12月9日(日)	1月16日(水)	¥13,000	
熊本県	12月9日(日)	1月16日(水)	¥13,000	
大分県	12月9日(日)	1月16日(水)	¥13,000	
宮崎県	12月9日(日)	1月16日(水)	¥13,000	
鹿児島県	12月9日(日)	1月16日(水)	¥13,000	
沖縄県	12月9日(日)	1月16日(水)	¥13,000	

※詳細は各都道府県に確認願います。



# 「コンシェルジュ研修コース」テーマ(一例紹介、1000コンテンツを予定)

各テーマは、それぞれ複数のコンテンツで構成されています。  
 ※現在、学習できるコンテンツは、テーマの前に★印がついています。

★オリエンテーション講座			
■食と健康	コンテンツ	■ベビーケア	コンテンツ
食と栄養	食と健康の分類/食品表示と景表法/プロテイン活用法/他	ベビー用品	赤ちゃんの食事/赤ちゃんの入浴/赤ちゃんの睡眠/その他
★スマイルケア食	そしやく・えん下・とろみ調整食品/水分補給と脱水症/口腔ケアと関連商品/その他	ベビーケア	赤ちゃんの健康/赤ちゃんの快適生活/赤ちゃんの行事/その他
★スマイルケア食「赤」	摂食・えん下と誤えん・誤嚥性肺炎	妊娠・出産	妊娠から出産までの基本知識/快適マタニティライフ/その他
★知っておきたい健康食品とサプリメント	健康食品の現状、健康食品に関する情報提供、健康食品と医薬品の相互作用、健康食品の販売に関する注意点(法的側面)	■健康維持生活	コンテンツ
★エイコサペンタエン酸	脂質栄養の基礎、EPAの効果(中性脂肪低下効果)、EPA/AA比について、EPAの効果(スポーツパフォーマンス向上効果)	★高齢者の運動の必要性	高齢者の運動の必要性/ながら筋トレ体操/カーブスの紹介
その他	疾病別・状態別おいしい食事ネットサービス/その他	ペット飼育	ペットフード知識/ペットの健康と飼育/ペットと社会/その他
■ヘルスケア	コンテンツ	救急救命	心肺停止状態蘇生法/AED機器使用法/予防法/その他
★正しい薬の飲み方・使い方	服薬の現状/薬の正しい服用方法/薬を飲み込むメカニズムと服薬補助ゼリー	■健康関連制度	コンテンツ
★血圧の正しい測定法	血圧・高血圧について/血圧の正しい測定方法/オムロン自動血圧計の紹介	薬機法	医薬品の分類/販売制度/薬局許可/店舗販売業/調剤業務/他
医薬品	成分と薬効/医薬品の提供制度/漢方医薬品の活用法/他	医療費控除制度	医療費控除/セルフメディケーション税制/その他
ヘルスケア用品	応急処置法、テーピング法、用品の正しい使用法/他	社会保障制度	国民医療費/健康保険制度/健康寿命延伸政策/その他
サポート用品	オーラルケア法/スキンケア法/部位別管理法/その他	■その他	コンテンツ
■ビューティケア	コンテンツ	部位別ケア	ネイルケア・ネイルアート法/ヘアメイク法/膝・腰元気法/他
化粧品	メイクの基本/TPOメイク法/フェイスマッサージ法/その他	部位別対処法	フットケア・管理法/毎日の肌管理法/受診勧奨法/その他
ビューティケア用品	スキンケア用品活用法/メイク用品使用法/その他	美と健康管理	検査数値の読み方/検査機器の正しい使い方と管理法/他
サポート用品	美顔用品活用法/用途別サポート用品活用法/その他	地域情報	分野別関係機関・施設・行政等の把握/地域健康情報/その他
■加齢生活ケア	コンテンツ	その他	疾病の診療所・病院・専門病院の治療/関係機関の仕事/その他
加齢用品	加齢の基本知識/尿漏れパット使用法/TPO対処法/他		
介護用品	介護の基本知識/紙おむつの正しい選び方と使い方/他		
サポート用品	疾病・怪我予防用品使用法/介助・介護用品使用法/他		

## ■ コンシェルジュ研修受講方法 ■

学習方法：eラーニング(セルメ・プラザから学習できます)

年会費：2018年秋頃までは無料で受講が可能(有料になった時、受講をご希望がご連絡します)

受講対象者：登録販売者、薬剤師、など主に店舗販売従事者向け(以下の方には特典有)。

申込方法：受講を希望される企業の方は、日本薬業研修センター事務局まで、お問合せ下さい。

申込フォームをお送りしますので、企業で取りまとめてお申込み下さい。

※日登協A会員の方でセルメ・プラザに登録されている方は、すでにコンシェルジュ研修はアップされています。

※日登協A会員の方でも、JACDS認定アドバイザーの方は、ポイント加算を行うため、申込フォームにお名前とアドバイザー認定番号を記入下さい。

	特典	コンシェルジュ会員申込
日登協A会員	無料で受講できます。 (2018年秋以降も無料で受講できます。)	不要です。セルメ・プラザに登録後、自動的にセルメ・プラザの教育コースのページに「コンシェルジュマスター研修」をアップします。
JACDS認定アドバイザー	オリエンテーション講座受講後、マスターA認定が交付され、その後無料で受講できます。 (2018年秋以降も無料で受講できます。)	日本薬業研修センターにお問合せ下さい。 ポイント加算を行います。

コンシェルジュ研修受講申込・問合せ先：日本薬業研修センター

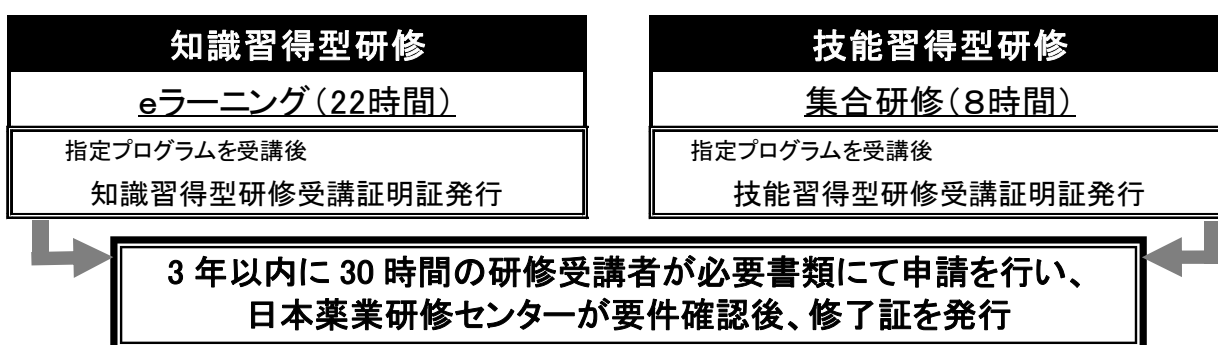
TEL: 045-478-5453 FAX: 045-478-5461 Mail: cme@yakken-ctr.jp

～厚生労働省基準に適合し、実践に活用できる～  
**「健康サポート薬局研修」ご案内**

日本薬業研修センターでは、昨年より健康サポート薬局研修を実施しています。健康サポート薬局研修の技能習得型研修は、昨年3月の千葉からスタートし、7月より、本格的に各地での研修を実施しています。受講者からのアンケートでは、「健康サポート薬局の基本的な機能・役割が良く理解できた」「地域包括ケアシステムや包括センターの具体的な取り組みについて学べる良い機会となった」「来局者への対応の様々なケースを想定しての講義とディスカッションは、とても勉強になった」との声が寄せられています。

千葉、仙台、大阪等では、地域の薬務課の方も来場され、講義を行って頂きました。今後も、行政とも連携した健康サポート薬局研修を実施していくことを予定しています。

■研修概要



■研修内容と実施形式、学習方法

1) 知識習得型研修

eラーニングで実施します。

研修内容	時間数	実施形式と学習方法
<b>知識習得型研修</b>		<b>eラーニング</b>
①講座: 地域住民の健康維持・増進	2時間	[学習の流れ] ①講座から順番にテキストを学習する。 (PDFのテキスト) ↓ 各講座ごとにテキスト学習終了後、確認試験実施。 70%以上の合格ラインを目指す。* ↓ 合格したら、次の講座に進む。 ↓ ※順番通りの学習となり、確認試験を実施していないと次に進めない仕組みとなっている。 確認試験は、13回(各講座1回) *第1講座のみ、食事バランスシートの作成・提出有
②講座: 要指導医薬品等概説-1	8時間	
③講座: 要指導医薬品等概説-2		
④講座: 要指導医薬品等概説-3		
⑤講座: 健康食品、食品	2時間	
⑥講座: 禁煙支援	2時間	
⑦講座: 認知症対策	1時間	
⑧講座: 感染対策	2時間	
⑨講座: 衛生用品、介護用品等	1時間	
⑩講座: 薬物乱用防止	1時間	
⑪講座: 公衆衛生	1時間	
⑫講座: 地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例	1時間	
⑬講座: コミュニケーション力の向上	1時間	

## 2) 技能習得型研修

内容により3つの区分に分け、実施します。1日8時間のスケジュールを組み、3区分の研修を行いますので、1つだけでも複数でも受講できます。

研修内容		時間数	実施形式と学習方法
技能習得型研修			講義と演習(グループ討議形式)
I 研修:	健康サポート薬局の基本理念	1時間	ビデオ、グループ討議、総評
II 研修:	薬局利用者の状態把握と対応	4時間	ビデオ、グループ討議、全体発表、総評
III 研修:	地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応	3時間	ビデオ、グループ討議、全体発表、総評

※知識習得型研修と技能習得型研修は、どちらを先に受講してもかまいません。

**ただし、最初に受講した研修から3年以内にすべての30時間の研修の受講を終了して下さい。**

## ■研修形式と受講料、入金時期

### 1) 研修形式

本研修の研修形式は次の2通りです。

A研修	研修センターまたは、受講者が所属する企業・団体以外が日程・会場を設定し開催する研修
B研修	受講者が所属する企業・団体が日程・会場を設定し開催する研修※

※B研修は、団体、企業の状況、希望にあわせて、企業・団体に所属する薬剤師が受講しやすくすることを目的としています。B研修の会場費、講師料等は当該企業・団体で負担いただきます。受講者が所属する企業・団体が実施する研修に企業・団体がとりまとめて、申込をした場合は以下の各項目のB研修の受講料が適用されます。

### 2) 受講料と入金時期

(税込)

受講料と入金時期		協力団体会員価格 (申込:企業・団体一括、個人)			一般価格 (申込:企業・団体一括、個人)		
		A研修	B研修	入金時期	A研修	B研修	入金時期
★技能習得型	I・III	2,250円	1,500円	A、Bともに、企業・団体は後日入金、個人は事前入金	3,750円	1,500円	A、Bともに、企業・団体は後日入金、個人は事前入金
	II	2,250円	1,500円		3,750円	1,500円	
知識習得型		1,500円	1,000円	事前入金	2,500円	1,000円	事前入金
計		6,000円	4,000円		10,000円	4,000円	

※JACDS会員企業に勤務の方、日本薬局協会の、日本女性薬局経営者の会に所属の方は、協団体会員価格で受講いただけます。

★技能習得型研修受講料 I・III は、2講座あわせた金額です。どちらかのみ受講の場合でも指定の金額が必要です。

① **B研修を実施の企業・団体に所属している場合でも他企業・他団体が実施するB研修を受講する場合は、A研修の料金が適用されます。**

② 受講料の中に、修了証交付費用(各自がネットからダウンロード)が含まれています。別途、紙媒体の修了証の作成を希望の場合は、1枚 500円で作成し、郵送します。

③ 入金確認後、会員番号とパスワードをご連絡します。

知識習得型研修の受講は、知識習得型研修の受講料が入金された翌月から受講できます。

技能習得型研修は、受講人数が30名以上参加いただける見込みがある会場から随時開催します。

B研修につきましては、人数に制限はありません(30名未満でも可)。

【振込先】 みずほ銀行 虎ノ門支店 普)2966970 一般社団法人 日本薬業研修センター  
シャ)ニホンヤクギョウケンシュウセンター

## ■技能習得型研修開催予定

現在、以下の地区で受講者を募集しております。

この日程で申込を希望の方は、後頁の申込書①に必要事項を記入のうえ、お申込み下さい。

他地区での受講を希望の場合、または知識習得型研修を先に受講希望の場合は、後頁の申込書②に必要事項を記入のうえ、お申込み下さい。

### 〔平成 30 年度 技能習得型研修開催予定日程・地区〕

※各会場、30名以下の場合には開催を見合わせる場合があります。

No.	開催日	地区	会場	研修時間
1	2018年5月13日(日) 開催済み	東京都文京区	MK御茶ノ水ビル	9時30分～19時
2	2018年5月20日(日) 開催済み	長野県長野市	マツモトキヨシ甲信越販売 本社	9時30分～19時
3	2018年6月10日(日) 開催済み	東京都渋谷区	協励会館	9時～17時40分
4	2018年7月8日(日)	大阪府大阪市	新大阪第一生命ビル	9時30分～19時
5	<b>今後の開催予定</b> 東京都文京区(9月開催予定) / 長野県長野市 / 宮城県仙台市 他			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日程は、決定次第ホームページ( <a href="http://www.yakken-ctr.jp/kensup/">http://www.yakken-ctr.jp/kensup/</a> )にアップします。</li> <li>● 開催地区のご要望等ございましたら、ご連絡下さい。</li> </ul>				

## ■申込・受講の流れ

### 〔技能習得型研修〕

募集・申込
<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修センターHPで技能習得型研修の開催日程をご案内しますので、日程をお選びください。</li> <li>・希望地区の開催が決まっている場合は、日程と地区を選び、お申込み下さい。</li> <li>・開催が決まっていない場合は、希望の地区を記載の上、お申込み下さい。日程が決まり次第、ご連絡します。</li> </ul>

参加希望者の多い地区から随時開催します。  
研修の開催状況は研修センターのホームページ  
(<http://www.yakken-ctr.jp/kensup/>)でご案内します。

HPに掲載している申込書などからお申込み下さい。企業で申込の場合は、できるだけ受講者の受講状況管理のため、企業で取りまとめてお申込み下さい。

受講開始
<ul style="list-style-type: none"> <li>・技能習得型研修の開催が決まったら案内を送付します(案内は、すべてメールで送信します)。</li> </ul>

技能習得型研修の開催地区が決まったら、事務局から連絡させていただきます。  
※研修受講前に、できるだけ地域包括支援センターを訪ね、配布資料や実際の活動についての調査を行って下さい。

### 〔知識習得型研修〕

受講申込・受講開始
<ul style="list-style-type: none"> <li>・知識習得型研修は、技能習得型研修とは別にお申込みができます。</li> <li>・申込書と入金確認後、受講用のIDとパスワードを送ります。</li> </ul>

知識習得型研修は、研修用のホームページ(セルメ・プラザ)でeラーニングの受講を行います。  
手続き完了後、知識習得型研修実施用のご案内を送付します。



## ■申込方法

1)別紙の「健康サポート薬局研修申込書」に、必要事項を記入の上、メールまたはFAXにてお申込下さい。

●平成30年度 技能習得型研修開催予定地区をお申込みの方 … 後頁申込書①

●開催が決まっていない地区、または先に知識習得型研修の受講をお申込みの方 … 後頁申込書②

・最初に、受講人数と技能習得型研修の希望地区についてお知らせください。

希望地区が未定の方は、blankでも構いません。

・企業申込の場合は、後日、受講者の名前と薬剤師登録番号の一覧表をデータで送付してください。

・できるだけ、受講者の受講状況管理のため、企業取りまとめにて企業一括申込みをお願いします。

2)企業一括申込の場合は技能習得型研修のB研修での実施を検討して下さい(A研修の受講も可能です)。

・希望の地区、日程での開催が可能となり、費用の軽減化が可能となるB研修での実施については、以下の「■B研修実施について」をご覧くださいか、事務局までお問合せ下さい。

3)技能習得型研修の開催地区については、A研修の場合は、原則参加希望者が30名以上になった時に開催日程を決定します(B研修につきましては、人数に制限はありません)。

・申込時の希望地区で開催が決まっていない場合は、開催が決定次第、ご連絡させていただきます。

・研修センターのHPでも開催日程地区の一覧表を作成し、閲覧できるようにします。

・Ⅲ研修については、勤務先が同一都道府県の方々でのグループ研修を行いますので、同一都道府県の参加者が少ない場合、参加を見合わせていただくことがあります。

## ■申込手続きの流れ

1)企業申込の場合

①申込書に、受講希望者数を記入し、FAX、またはメールにてお申し込みください。

②事務局より、ご記入頂いた連絡先メールアドレスへ会場別受講申込者一覧のデータを送付します。

③開催日の2週間前までに受講案内を企業宛にメールにて送付します。

当日の受付時に必要となりますので、受講者へお渡しください。

④後日、参加した受講者数をもとに請求書を作成し、企業担当者様へ送付いたします。

2)個人申込の場合

①申込書に必要事項を記入し、FAX、またはメールにてお申し込みください。

②事務局より、ご記入頂いた連絡先メールアドレスへ受付完了と振込先をご案内します。

開催の2週間前までに、お振込み願います。

③入金確認後、開催日の2週間前までに受講案内をメールにて送付します。

## ■B研修実施について (詳細は日本薬業研修センターHPをご参照下さい)

団体、企業の状況、希望にあわせて、日程、会場、講師、監査員の手配を当該団体・企業で行うことにより、費用の軽減化を図り、受講の機会を増やします。ぜひ、B研修実施をご検討下さい。

・講師は研修センターの認定が必要となり、薬局実務実習の認定指導薬剤師の方、企業内の薬剤師研修や事業研修等のカリキュラム作成や講師経験を有している方、行政の保健分野に従事した経験を有する方などが対象となります(研修センターに講師を有料で依頼することも可能です)。

・公募が原則ですので、開催会場の席数の10%以上は公募枠となり、B研修実施団体・企業に所属以外の受講者の受け入れをお願いします。公募は、研修センターが行います。

・実施団体・企業には、参加された当該団体・企業所属以外の人件分の還付金をお支払します。

申し込み・  
問合せ先

一般社団法人 日本薬業研修センター <http://www.yakken-ctr.jp>

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F

TEL:045-478-5453 FAX:045-478-5461 E-mail:support@yakken-ctr.jp

<http://www.yakken-ctr.jp/kensup>(健康サポート薬局研修サイト)



FAX送信先: 045-478-5461 (日本薬業研修センター行)

「健康サポート薬局研修」 申込書①

企業 申込	フリガナ 会社名			
	フリガナ 担当者名		部署名 役職	
	住 所	(〒 - )		
	連絡先TEL		連絡先FAX	
	連絡先 E-mail(PC)			
個人 申込	フリガナ 氏名		連絡先 E-mail(PC)	
	住 所	(〒 - )		
	連絡先FAX		連絡先TEL	
	所属先名 (所在地)		薬剤師 登録番号	都道 府県 区市 町村

※個人申込の方は、所属先の都道府県と区市町村をご記入下さい。企業申込の方は、後日お名前とともにご連絡願います。

■研修申込み(受講希望人数を記入して下さい。個人申込の方も受講する研修すべてに「1」と記入して下さい。)

※各会場、30名以下の場合には開催を見合わせる場合があります。

No.	開催日	地 区	会 場	受講人数			知識習得型研修	
				I 研修	II 研修	III 研修	人数	開始希望月
1	7月8日(日)	大阪府大阪市	新大阪第一生命ビル	名	名	名	名	
2	9月開催予定	東京都文京区	MK御茶ノ水ビル (予定)	名	名	名	名	
3	開催日程未定	長野県長野市	調整中	名	名	名	名	
4	開催日程未定	宮城県仙台市	調整中	名	名	名	名	

研修時間は、No1, 2, 4は、9時30分～19時、No3は、9時～17時40分を予定しております。

■申込手続きの流れにつきましては、前頁に記載の申込手続きの流れをご参照下さい。

会場設営、およびグループ分けの都合上、**開催2週間前までに**  
申込み者のご連絡をお願いいたします。

受講者が確定できない場合は、参加枠の確保にも対応いたします。詳しくは事務局へご相談下さい。

健康サポート薬局研修申込書② FAX 送信先:045-478-5461(日本薬業研修センター行)

企業 申込	フリガナ 会社名			
	フリガナ 担当者名		部署名 役職	
	住 所	(〒 - )		
	連絡先TEL		連絡先FAX	
	連絡先 E-mail(PC)			
個人 申込	フリガナ 氏名		連絡先 E-mail(PC)	
	住 所	(〒 - )		
	連絡先FAX		薬剤師 登録番号	
	所属先名 (所在地)			都道 府県

※個人申込の方は、所属先の都道府県と区市町村をご記入下さい。企業申込の方は、後日お名前とともにご連絡願います。

■申込手続きの流れ

- 1) 知識習得型研修と技能習得型研修と、どちらを先に受講してもかまいません。
- 2) 現在、開催が決定している地区については、日本薬業研修センターのホームページでご案内しております。それ以外の地区、日程をご希望の方は、申込書に希望地区と人数をお知らせください。申込み地区と人数により、技能習得型研修の開催地区、日程を決めます。
- 3) 参加希望を出していただいた地区が、開催候補地区となった場合、詳しい案内と申込確定のための案内書をメールにて、ご案内させていただきます。

■申込書記入について(受講希望地区と人数の記入をお願いします)

- 1) 企業申込の方は、A研修での受講か、B研修での受講か選択して下さい。地区ごとに、実施方法が異なっても構いません。個人申込の方は、すべてA研修での受講となります。
- 2) Ⅲ研修については、勤務先が同一都道府県の方々でのグループ研修を行いますので、同一都道府県の参加者が少ない場合、参加を見合わせていただくことがあります。
- 3) 技能習得型研修の参加希望者が30名以上集まり次第、開催地区として決定します。

※健康サポート薬局の研修を修了するためには、技能習得型研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲと知識習得型研修の受講が必要です。

技能習得型研修									知識習得型研修	
実施形式		研修名			地区名 (都道府県)	人数			人数	開始 希望月
A研修	B研修	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ		Ⅰ研修	Ⅱ研修	Ⅲ研修		
	○	○	○	○	神奈川県	20~25	20~25	15~20	20~25	H29.4頃
○				○	静岡県			3~5		
○		○	○	○	大阪府	1	1	1	1	H29.3頃

※個人情報につきましては、日本薬業研修センターが厳重な管理体制の元で保管し、健康サポート薬局研修会実施の目的のみで使用します。企業申込の方は、登録の内容について企業担当者に連絡する場合がございます。

※Ⅲ研修では勤務先所在地毎にグループ分けを行いますので、店舗所在地の都道府県名をご記入下さい

# ドラッグストアの新しい役割となる JACDS 認定「介護情報提供員」 受講者募集中

超高齢社会の日本では、ドラッグストアは地域の生活支援はもとより、高齢者の新たなニーズを発掘し、新しい役割を担っていくことが重要です。JACDSでは、複雑な介護サービスについて、その地域にあった適正な情報を提供できる専門家を育成する「介護情報提供員制度」を実施しています。「介護」に関する様々な内容の概要や介護情報へのアクセス手段等の説明を行うサポートは、店舗の信頼をより高めるものです。ぜひ、地域生活者の信頼を勝ち得ることができる「介護情報提供員」を養成し、今後、介護に関する情報提供体制の環境づくりにご活用願います。

## ■ 受講資格

JACDS「ヘルスケアアドバイザー」認定者または受講者

- ※「ヘルスケアアドバイザー」受講者は、認定後に介護情報提供員の認定が行われます。
- ※以前認定者で更新手続きを行わなかった「未更新者」や講座の受講が修了できなかった「未修了者」の方は、再認定および再受講の方法を用意していますので、事務局までお問い合わせ下さい。

## ■ 受講料

eラーニング … 無料

ネット環境が整っていない方には、別途郵送通信（受講料・税込2570円）も用意しています。

## ■ 認定方法

eラーニングでテキストを学習後、地域の介護相談内容と相談先一覧マップの作成により、合否判定。

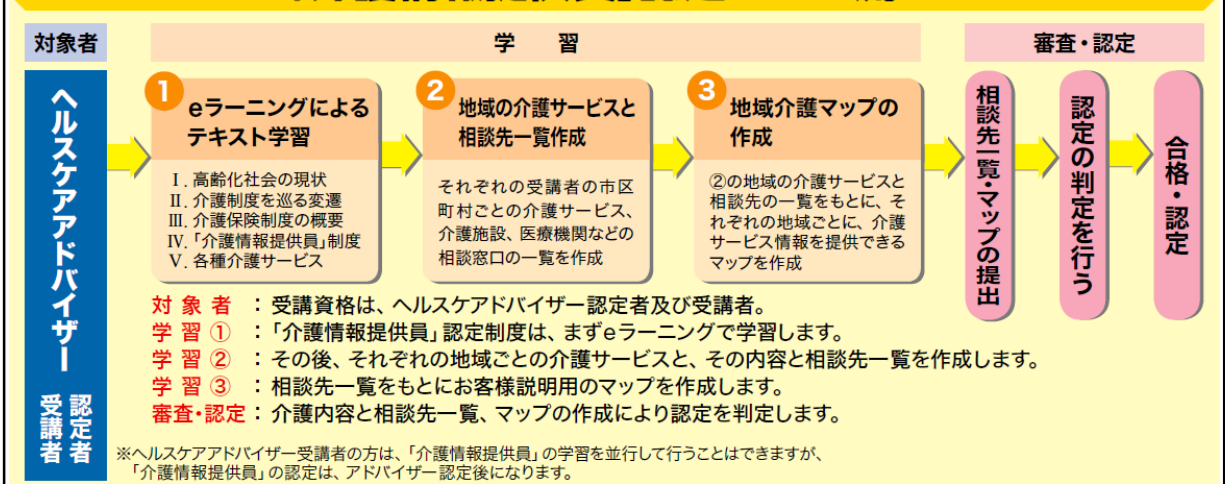
## ■ 主なカリキュラム

テキスト学習

- I. 超高齢社会を取り巻く日本の現状
- II. 介護制度を巡る変遷
- III. 介護保険制度の概要
- IV. 「介護情報提供員」制度
- V. 各種介護サービス
- VI. サンプル 添削レポートー地域の相談窓口を把握しよう

介護の相談内容と主な相談先一覧の作成  
地域の介護マップの作成

## 「介護情報提供員」認定までの流れ



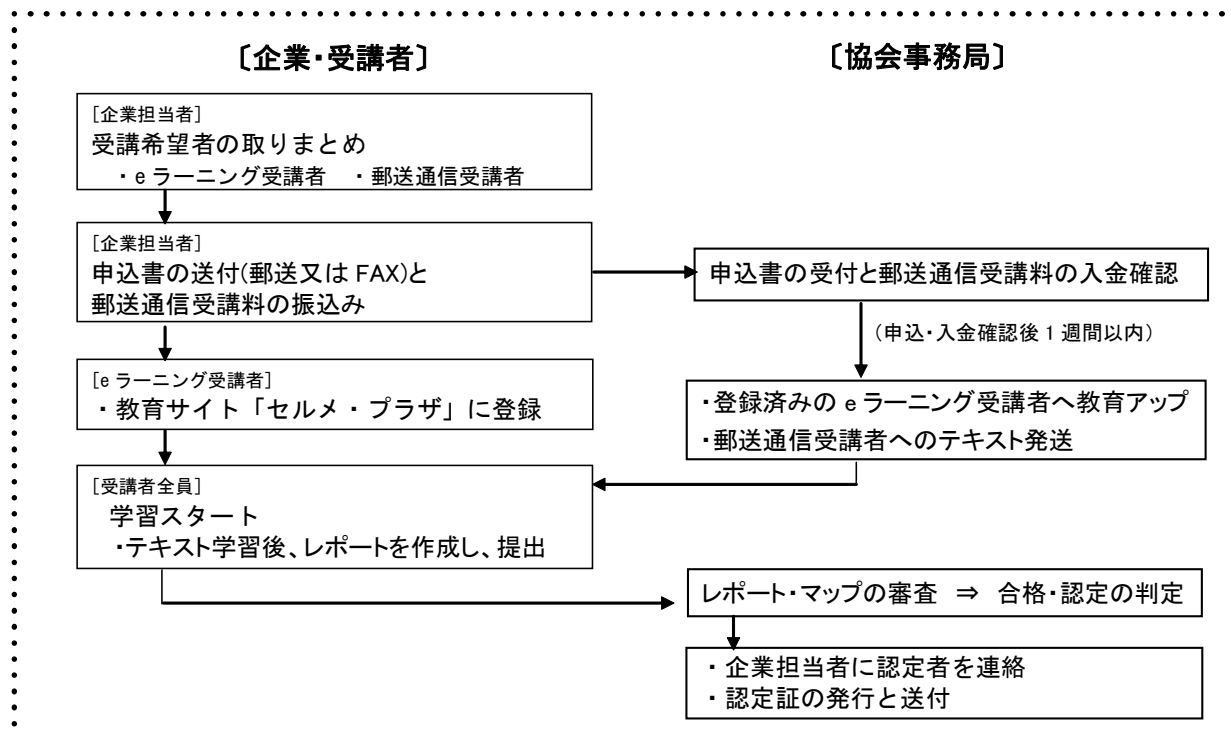
## ■ 学習の狙い

- ①高齢化社会の現状と介護制度についての概要を学ぶ。
- ②介護・福祉に関わる施設、専門家の役割、サービスについて学ぶ。
- ③地域の実情に合わせた介護・福祉施設、サービスについて学ぶ。
- ④地域の介護事業計画、福祉事業計画、医療計画等について学び、各市町村における介護、福祉、医療施設等の役割を学び、それらとの協力、連携について考える。
- ⑤顧客からの介護に関わる幅広い相談を受けた際に、適切な相談窓口を紹介できる資質を備える。
- ⑥ドラッグストアが地域住民の安心・安全を高めるために、地域の介護・福祉事業者とネットワークを図り、ドラッグストアの新たな役割を創造する。

## 「介護情報提供員 申込」について

介護情報提供員の企業一括申込みから受講・認定までの流れは以下の通りです。

企業での介護情報体制づくりのためにも、企業で取りまとめたお申込みをお願いします。



## 「介護情報提供員」の役割

介護情報提供員の役割は、地域ごとの介護サービスとその特徴、それぞれの相談窓口を知り、顧客に適正に相談窓口を提供することです。これから地域包括ケアシステム

の中で、介護、医療、生活支援、予防など分野をシームレスにネットワーク化していく上で、極めて重要な役割が担えるものと期待されます。

受講・申込みにつきましては、ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センターまでお問い合わせ下さい。

**お申し込み  
お問い合わせ先**

**JACDS ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター**

〒 222-0033 横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4階

TEL. 045-478-5451 FAX. 045-478-5461 e-mail info@hbc-ctr.gr.jp

# 薬剤師資質向上研修 通信研修・集合研修 募集のご案内

## ● 資質向上研修の実施は開設者の義務

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「薬機法」という。)に伴う体制省令により、薬剤師への継続研修の実施は「指針の策定」と同様に開設者に求められる義務になります。(体制省令 第2条第1項第7号、および第2条第2項)

薬機法では、薬局、店舗販売業の許可の基準に関して、体制省令で定める基準に適合しないときは改善命令等に該当する場合があります、研修の実施は許可要件となります。

(薬局:薬機法第5条第1項第2号 店舗販売業:薬機法第25条第2項第2号)

## ● 継続的な資質向上研修を実施中

本研修は、厚労省に提出し、確認していただいた研修内容に沿って実施いたします。

### ■ 薬剤師資質向上研修概要(通信研修と集合研修の2つから構成されています)

通信研修(1年間)	集合研修(前期・後期開催)
<b>eラーニング ※1)</b> パソコンを使用し、ネットを通じたテキスト学習と自動採点の問題回答に取り組む	<b>1日 ※2)</b> (年1回以上参加下さい) 最新情報やネット形式では学習しにくい内容をスクール形式で学習
年間プログラム ①症状・部位別医薬品通信研修 12回 ②ヘルスケア実践セミナー 12回	①薬事行政情報 ②医薬品販売業に係る法規と制度 ③専門家のための技術・知識 ④確認試験
指定プログラムを修了 <b>1) 通信研修受講証明証を発行</b>	年1回以上の受講 <b>2) 集合研修受講証明証を発行</b>
※パソコンによるネット環境がなく、通信研修が受講できない場合は、郵送による通信教育も用意しています。 (テキスト代、送料等の実費を含み、3,600円)	※1地区50名以上の参加希望者がいた場合に、開催します。

### 資質向上研修受講証明証の発行

#### (3) 法律が求める資質向上研修受講証明証を発行

(1)と(2)両方をもとに、体制省令に対応する資質向上研修の受講証明証を発行します。

※必要に応じ、都道府県(保健所)へ資質向上研修を修了した薬剤師の名簿提出等の対応を実施

※通信研修受講中で、受講証明を発行出来ない方へは、求めに応じ、受講歴の証明を発送

### ■ 受講費用

#### 1) 通信研修 2,570 円 (税込)

受講対象者: 日本チェーンドラッグストア協会に加入している薬剤師の方

※郵便による通信研修の場合、テキスト、送料等含め 3,600 円(税込)

#### 2) 集合研修 3,000 円 (税込)

受講対象者: 日本チェーンドラッグストア協会に加盟する団体・企業に勤務している薬剤師の方

※テキスト代を含みます。 ※昼食は各自でご用意願います。

通信研修と集合研修は個別に受講費用が必要となります。

通信研修 集合研修 合計  
(2,570 円)+(3,000 円) = (5,570 円)

郵送通信 集合研修 合計  
(3,600 円)+(3,000 円) = (6,600 円)

## ■カリキュラム

○症状・部位別 医薬品通信研修				※基礎講座1から順番に学習します。 基礎講座の7回以降は、1つのテーマを2回に分けて学習します。			
○基礎講座				○応用講座			
1	胃腸症状	19・20	咳	1・2	胃腸薬	23・24	睡眠改善薬・ 眠気防止薬・ 小児鎮静薬
2	疲労・虚弱症状	21・22	禁煙	3・4	便秘薬	25・26	皮膚疾患用薬
3	目の症状	23・24	肩こり	5・6	止瀉薬・整腸薬	27・28	口腔内用薬・ うがい薬・ オーラルケア用品
4	かぜ症候群	25・26	頭痛	7・8	滋養強壮薬	29・30	痔疾用薬
5	一般用検査薬	27・28	腰痛・関節痛	9・10	目薬	31・32	鎮咳去痰薬
6	アレルギー 症状	29・30	口内炎	11・12	検査薬	33・34	禁煙補助剤
7・8	動悸・ 更年期症状	31・32	乗物酔い	13・14	かぜ薬	35・36	外用消炎 鎮痛剤
9・10	痛み (解熱鎮痛薬)	33・34	スキンケア	15・16	女性用薬・ ハーフ医薬品	37・38	乗り物酔い 防止薬
11・12	精神神経症状	35・36	育毛・発毛	17・18	強心薬・高コレ ステロール改善薬・ 貧血用薬	39・40	スキンケア
13・14	虫さされ	37・38	水虫	19・20	抗アレルギー薬・ 鼻炎用薬・ 点鼻薬	41・42	育毛剤・ 発毛剤
15・16	オーラルケア	39・40	爪から見える 病気	21・22	解熱鎮痛薬・ 生理痛専用薬		
17・18	痔の症状	41・42	すり傷・切り傷・ やけど				

○ヘルスケア実践セミナー	
1月	オーラルケア対策
2月	水虫対策
3月	アイケア対策
4月	禁煙対策
5月	香り・ リラクゼーション対策
6月	セルフチェックと 生活習慣病対策
7月	アンチエイジング・ シルバー対策
8月	胃腸対策
9月	かぜ対策
10月	花粉症対策
11月	スキンケア対策
12月	ヘアケア対策

※学習月の内容を学びます

○症状・部位別医薬品通信研修は、テーマごとに病理・薬理・対処法や主な薬効を学習し、情報提供のために必要なポイントを学習します。  
○ヘルスケア実践セミナーは、仕事で活かせる売場づくりや販売促進方法なども含めた内容を学習します。

## 2) 集合研修

スケジュール(予定)	
60分	薬事行政情報
60分	医薬品販売業に係る法規と制度 (昼食 30分)
60分	専門家のための技術・知識① (休憩 10分)
80分	専門家のための技術・知識② (休憩 10分)
80分	専門家のための技術・知識③
20分	確認試験

終了 ※昼食は各自でご対応願います。

### 研修内容

1. 薬事行政情報  
リスク区分等の変更があった医薬品等、最新の情報について説明します。
2. 医薬品販売業に係る法規と制度  
最新の法規と制度について説明します。
3. 専門家のための技術・知識①②③  
専門家として実践力をつける知識を学習します。
4. 確認試験  
筆記による確認試験を行います。

※内容、スケジュールについては変更になる場合があります。

## ■申込方法

### 1) 通信研修

※毎月20日を受付締切とし、翌日より開始できます。随時申込みを行っております。

・通信研修は研修用ホームページ(セルメブラザ: <http://www.selme.jp>)にて実施します。

### 2) 集合研修

1地区50名以上の参加希望者がいた場合に開催いたします。

・受講をご希望の方は、事務局までお問い合わせ下さい。

研修内容  
問い合わせ先

日本チェーンドラッグストア協会

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F

TEL:045-474-1311 FAX:045-474-2569

募集締切日 2018年9月20日

第36期  
(2018年10月生)  
募集中

## セルフメディケーションを支える新しい認定制度

— ドラッグストアに求められている人材 —

第36期募集が新規受講者最終募集となります。

### ヘルスケアアドバイザーの目的

わが国は本格的な少子・高齢化時代を迎え、急速に高齢者人口比率が拡大しています。それに伴い、疾病構造も大きく変化し、急性疾患から生活習慣病を中心とした慢性疾患が急増しています。ヘルスケアアドバイザーは、これらの疾病構造の変化に十分対応し、地域の生活者が健康で活力ある社会の実現と、セルフメディケーションの受け皿として貢献することを目的としています。

### ヘルスケアアドバイザーは何ができるか

地域に暮らす方々の健康維持・増進のために病気や薬・栄養・食事・運動などの正しい知識を習得し、病気の予防や改善について、生活者自らが判断できるための適正なアドバイスができるようになります。

### ヘルスケアアドバイザーの狙い

ヘルスケアアドバイザー認定制度は、日本チェーンドラッグストア協会の設立当初から、会員企業の従業員・販売員の資質向上と人材育成を図るために、会員各社から最も多くあがっている要望事項の一つです。ドラッグストアの役割や機能を十分活かし、ヘルスケアを担う人材育成を図り、地域生活者の健康維持・増進、および病気や医薬品、栄養、食事等の指導を通じ、ドラッグストアが地域住民からより高い信頼を得ることを狙いとしています。

#### 養成方法

通信教育、DVD学習

#### 養成期間

12ヶ月

#### 教材内容

テキスト：6分冊

DVD：1枚

添削問題：12回

#### 認定方法

学科試験

#### 受講料

会員企業価格

62,640円(税込)

#### 募集締切

2018年9月20日

#### 主なカリキュラム

ヘルスケアに関する基礎知識編

- ・体の構造と働き ・医薬品
- ・栄養、食生活、運動
- ・病態生理 ・関係法規、制度
- ・自己責任とセルフメディケーション

ヘルスケアに関する実践知識編

- ・病気とヘルスケア ・薬とヘルスケア
- ・体の症状とヘルスケア
- ・ことごとヘルスケア
- ・代替・補完医療 ・妊娠、出産、育児
- ・介護 ・応急処置

ドラッグストアの応対に関する知識・技術編

- ・応対に関する知識
- ・ドラッグストアに関する基礎知識

DVD

- ・応対基本技術編

ヘルスケアアドバイザー

養成講座

受講・申込みの詳細については、パンフレットをご覧いただくか、各社の人事・教育部・HBCA養成講座担当者、またはヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センターまでお問合せください。

JACDS

日本チェーンドラッグストア協会

ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4F

Tel.045-478-5451 Fax.045-478-5461

E-mail : sec@jacds.gr.jp hp : <http://www.jacds.gr.jp> (日本チェーンドラッグストア協会)

E-mail : info@hbc-ctr.gr.jp hp : <http://www.hbc-ctr.gr.jp> (H&BC人材育成センター)



第27期生  
(2018年8月生)  
募集中

募集締切日 2018年8月31日

## 高齢化社会が求める新しい認定制度

— 予防・未病改善で、健やかな生活支援 —  
漢方の知識で健康づくりをサポートします

※2018年12月に、第28期養成講座を開講します

# 漢方アドバイザー

## 養成講座

### 漢方アドバイザーの目的

漢方アドバイザー認定制度は、東洋医学への関心が高まる中、漢方についての正しい知識を普及する人材を育成します。

新しい漢方の可能性について学び、一般生活者の正しくかつ効果的な漢方利用に貢献していくことを目的としています。

### 漢方アドバイザーは何ができるか

漢方の考え方や治療法などについて幅広く学習し、生活者の健康維持・増進、病気の予防や体質改善のアドバイスができるようになります。

また、症状別に多くの人に対応できる製剤化された漢方薬・サプリメントについてのアドバイスができるようになります。

### 漢方アドバイザーの狙い

予防・未病の改善を重点においている漢方の考え方は、セルフメディケーションの推進において、非常に有効と期待されています。

漢方の考え方や知識を習得し実践することは、体質改善、免疫能力の向上、健康増進や病気の予防や治療に効果をもたらします。これにより、高齢化社会が急速に進むわが国において、国民のさらなる健やかな生活を支援することを狙いとしています。

養成方法	通信教育、DVD学習
養成期間	10ヶ月
教材内容	テキスト：5分冊＋別冊1冊 DVD：1巻 添削問題：10回
認定方法	学科試験
受講料	会員企業価格 101,800円(税込)
募集締切	2018年8月31日(第27期) 2018年11月20日(第28期)

主なカリキュラム
漢方に関する基礎知識編
・中医薬学小史
・中医薬学基礎知識
・中医診断学概要
・中薬の基本知識(上)
漢方に関する実践知識編
・中薬の基本知識(下)
・常用中薬
・常用の方剤(上)
・常用の方剤(下)
・食物の医療・保健作用
・病気と中医弁証治療
(別冊：一般用漢方製剤の承認基準概要)
DVD
・漢方の世界「中医薬学基礎講座」

(編集・監修：国立北京中医薬大学)

受講・申込みの詳細については、パンフレットをご覧いただくか、各社の人事・教育部・HBCA養成講座担当者、またはヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センターまでお問合せください。

JACDS

日本チェーンドラッグストア協会

ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4F

Tel.045-478-5451 Fax.045-478-5461

E-mail : sec@jacds.gr.jp hp : http://www.jacds.gr.jp (日本チェーンドラッグストア協会)

E-mail : info@hbc-ctr.gr.jp hp : http://www.hbc-ctr.gr.jp (H&BC人材育成センター)



専門領域をさらに広げた人材として高く評価

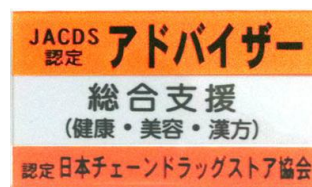
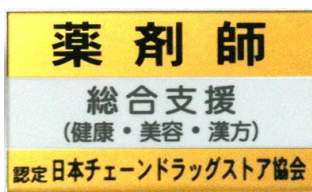
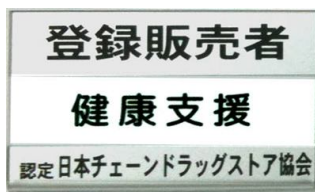
# ダブルライセンス認定制度

これからのドラッグストアは、セルフメディケーションの推進のための知識や技術を習得し、生活者の生活をより健やかにするための人材が重要です。

JACDSでは、医薬品の専門家である薬剤師や登録販売者で各種アドバイザーを取得した方や、複数のアドバイザーを取得した方を、「ダブルライセンス認定者」として新しい認定名をつけ、生活者にアピールしています。

ぜひ、企業や店舗の成長に貢献する人材育成制度として、ご活用ください。

●認定者の方には新しい認定名のネームプレートを発行します（配布物1）



## 対象者と新しい認定名

●それぞれ取得したアドバイザーにより、専門領域の支援名をつけます

ヘルスケアアドバイザー	…	健康支援
ビューティケアアドバイザー	…	美容支援
ベビーケアアドバイザー	…	育児支援
漢方アドバイザー	…	漢方支援

(表①)

●薬剤師・登録販売者で1つのアドバイザーを取得した場合

	薬剤師	登録販売者
ヘルスケアアドバイザー取得	健康支援 薬剤師	健康支援 登録販売者
ビューティケアアドバイザー取得	美容支援 薬剤師	美容支援 登録販売者
ベビーケアアドバイザー取得	育児支援 薬剤師	育児支援 登録販売者
漢方アドバイザー取得	漢方支援 薬剤師	漢方支援 登録販売者

●薬剤師・登録販売者で複数のアドバイザーを取得した場合、アドバイザーが複数認定を受けた場合

総合支援（支援名）※1 + 資格・認定名※2

※1：支援名 → 取得したアドバイザーにより支援名をつけます。表①を参照ください。

※2：資格名・認定名 → 薬剤師、登録販売者、アドバイザー

**例** ヘルスケアアドバイザーと漢方アドバイザーを持っている薬剤師

総合支援（健康・漢方）薬剤師

ビューティケアアドバイザーとベビーケアアドバイザーを持っているアドバイザー

総合支援（美容・育児）アドバイザー

## より意欲の高い専門家としてダブルライセンス取得者を広くアピール

### ●お客様にダブルライセンスの方をアピールするポスター（配布物2）

当店にはWライセンス認定者がいます

# ダブルライセンス認定者

薬剤師や登録販売者の資格を持ち、さらに皆様の悩みや相談に応える知識を習得したアドバイザーや、複数の専門領域を学んだ、JACDS認定アドバイザーがいます。

ネームプレートに、皆様の悩みや相談にお答えできる専門分野（認定名）が明記されています。

**健康支援** 健康づくり **漢方支援** 漢方薬の活用  
**育児支援** 妊娠・出産・育児 **美容支援** 美と健康

**総合支援** 複数領域を学んでいる認定者です

お気軽にご相談ください！ JACDS 日本フェンドラッグストア協会

**薬剤師**  
健康支援  
■日本フェンドラッグストア協会  
○ヘルスケアアドバイザーを取得した薬剤師

**登録販売者**  
総合支援（健康・美容）  
■日本フェンドラッグストア協会  
◆ヘルスケアとビューティケアを取得した登録販売者

**JACDS認定アドバイザー**  
総合支援（美容・育児・漢方）  
■日本フェンドラッグストア協会  
◆ビューティ、ベビー、漢方を取得したアドバイザー

より専門領域を広げたダブルライセンスの方を、紹介するポスターを作成。認定者に送付しますので、店頭でお客様にアピールしていただくため活用ください。

## 申込・手続き方法と認定者への配布物

### ●現在、認定者の方で、ダブルライセンス認定の対象者

登録内容の確認のため、申込用紙に必要事項を記入の上、事務局までお申し込み下さい。ネームプレートとポスターを無料で発行します。（新規更新登録の場合は、更新料に含まれます）申込用紙は、人材育成センターのHPに掲載していますので、ダウンロードして下さい。または、お電話でお問い合わせください。

### ●認定者への配布物

◆1：ネームプレート（横6cm×縦3.5cm） ◆2：告知用ポスター（A3サイズ）

## 現在、未更新者の方

●過去にアドバイザーの認定を受け、認定期間中にポイントを達成できなかった方や更新手続きを行わなかった方は、現在「未更新者」となっており、ダブルライセンスの対象となっておりません。再認定のための条件を用意しておりますので、事務局までお問い合わせください。

●以前、1つだけアドバイザーを取得されていて現在未更新の方で、ダブルライセンスを目指したい方も、同様に救済策の対象となります。

- 【救済例】 ①問題・レポートでポイント達成を目指す  
②認定試験を受験する、他

未更新期間や認定時の状況により、有料の場合もあります。  
再認定の時は、登録費用は有料となります。

### お問合せ先

## JACDS ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階

TEL. 045-478-5451 FAX.045-478-5461 e-mail info@hbc-ctr.gr.jp

H&BC 人材育成センター HP (<http://www.hbc-ctr.gr.jp>) E-mail info@hbc-ctr.gr.jp

# 一般財団法人 日本ヘルスケア協会

## 活動の紹介と入会のご案内

一般財団法人日本ヘルスケア協会は、超高齢社会における健康寿命延伸とヘルスケア産業育成の実現を目指す、ヘルスケアに関する有識者、産業、関係者が集まった民間唯一の団体です。

当協会は、ヘルスケア産業育成のために次の事業を実践します。

1. ヘルスケアに寄与する制度、社会システム、事業等の研究と政策建議、提言を実践します
2. ヘルスケア産業育成および事業推進に向けた事業連携と、実現のための支援活動を実践します
3. 社会的価値を有する、ヘルスケアに寄与する業界および企業活動への支援を実践します
4. ヘルスケア推進に寄与する制度や事業、システム等を生活者に啓発並びに普及推進するための活動を実践します
5. その他、ヘルスケアの推進および産業育成に関する事業を実践します



一般財団法人 日本ヘルスケア協会  
Japan Association of Health care Initiative



## ■ ごあいさつ



一般財団法人  
日本ヘルスケア協会  
会長 **今西 信幸**  
(一財)東京薬科大学付属  
ヘルスケア研究所 理事長)



一般財団法人  
日本ヘルスケア協会  
理事長 **松本 南海雄**  
(株)マツモトキョシホールディ  
ングス 代表取締役会長)

我が国の健康政策は、これまでの「生命寿命延伸医療政策」から「健康寿命延伸健康政策」への転換を図り、これを実現する「ヘルスケア産業」を育成する方針が出されました。

この政策を受け、各省庁および地方行政において様々な施策や検討が行われており、民間企業や団体においても多くのヘルスケアに寄与する事業が行われています。また、官民や産学が連携した、ヘルスケア推進団体も多く誕生しています。しかし、この政策に反発する反対勢力が強く、確実にヘルスケアに寄与する施策や事業、活動がほとんど実践できない状況にあります。

新しい政策や事業を実現するためには、そのための新しいロジックや枠組みなどの環境整備が不可欠ですが、それはまだ整っていない状況にあります。

そこで、健康寿命を延伸させるヘルスケア産業界の意見を政策に反映し、しかもその振興および推進を支援する第三者機関が熱望され、よりよい日本の社会づくりに貢献するために「一般財団法人日本ヘルスケア協会」を発足いたしました。

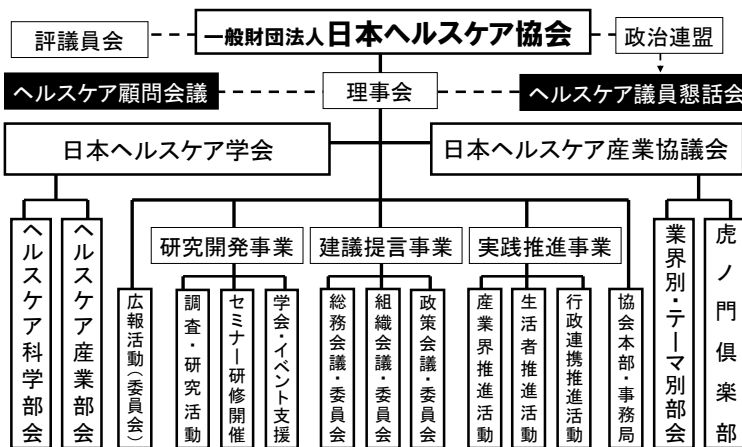
ヘルスケアに関する有識者、産業、関係者の多くの方々に、当協会活動にご参加いただきますようお願い申し上げます。

## ■ 日本ヘルスケア協会の目的——健康寿命延伸とヘルスケア産業の育成を図ります。

- 1) わが国のヘルスケアを実践する  
新しいロジックや環境を整備します
- 2) ヘルスケア産業育成と効果的かつ効率的の実践を実現します
- 3) 健康寿命延伸を実現し、  
現行の医療制度を維持させます
- 4) 社会制度に関する不安を解消し、  
国民の幸福に寄与します

## ■ 日本ヘルスケア協会と構成する組織の概要——ヘルスケア推進の民間唯一の組織です。

### 「一般財団法人日本ヘルスケア協会」組織概要



#### ○日本ヘルスケア学会 会長(2会長制)



(一財)日本ヘルスケア協会 副会長  
ヘルスケア産業部会 部会長  
**上原 征彦**  
(昭和女子大学現代ビジネス研究所  
特命教授)



(一財)日本ヘルスケア協会 会長  
ヘルスケア科学部会 部会長  
**今西 信幸**  
(一財)東京薬科大学付属  
ヘルスケア研究所 理事長)

#### ○日本ヘルスケア産業協議会 会長



(一財)日本ヘルスケア協会 副会長  
**池野 隆光**  
(ウエルシアホールディングス(株)  
代表取締役会長)

## ■ 日本ヘルスケア協会の構成組織

### ◎ 日本ヘルスケア学会

わが国のヘルスケア推進に関する科学分野と産業分野のあり方について、現実的かつ臨牀的な論理と技術の研究を行い、独立性を保ちかつ客観的に、わが国の国民や国政、産業界に提言します。

### ◎ その他

ヘルスケア顧問会議、ヘルスケア議員懇話会が提案、意見、指導、アドバイスを送ってくれます。

### ◎ 日本ヘルスケア産業協議会

ヘルスケア産業に関する各業界および研究機関が部会を構成し、各部会に関係団体や関係企業が所属し、それぞれの業界や企業が有するヘルスケア活動を行うための問題や課題を解決する活動を行います。

## ■ 日本ヘルスケア協会の主な活動——強力な推進力・実践力を発揮します。

### ◎研究、協議活動

部会、研究会が個々の課題解決に向け、検討会を行なっています。そして、年1回発表会を行います。

ヘルスケア推進に関する①政策および施策、社会環境に関する研究、②産業、企業活動、サービスに関する研究、③生活者への啓発、普及、推進に関する研究、④その他の研究を行い、その実現のための協議を行います。



活動方針発表会 1000人を超える関係者が集合

### ◎建議・提案活動

ヘルスケア推進に寄与し社会的価値のある政策や施策、事業について、関係行政や関係機関にその実現に向けた建議や提言、提案を力強く行ってゆきます。



ジャパンドラッグストアショーでヘルスケア事業推進内容を発表



ライフスタイルビジョン for シニアを開催

### ◎業界基準向上認定活動

優れた取組みについて認定する活動をしています(優良配置販売業者、コンシェルジュ、救急救命AED指導員など)。

### ◎ロビー活動

制度や規制、事業推進などに関するヘルスケア推進の環境整備について、関係者に力強く働きかけ、問題の解決や新しい施策の実現を図ります。

ヘルスケア議員懇話会(会長:林芳正参議院議員)では、われわれの提案に賛同し、直接、塩崎厚労大臣に、検体測定室の見直しを要望。今秋を目途に改正が実現!



要望書を手渡すヘルスケア議員懇話会の面々

### ◎業界、事業連携活動

優れた政策や施策および各業界や企業のヘルスケア推進活動やサービスを、より効果効率的に実現するために、関係する機関や業界、企業に連携を図ってまいります。



東京薬科大学で「医療コミュニケーション」講座を受託、実施



救急救命・AED指導員養成講習を実施



「ながら筋トレ体操」を開発。普及推進を目指す

### ◎啓発、普及推進活動

各業界や企業が提供する優れたヘルスケア推進活動やサービスについて、行政や業界、マスコミ等とも連携し、生活者への啓発と普及推進を行います。

### ◎各種ヘルスケアイベントへの協力活動

学術大会や健康イベントの開催など、ヘルスケア推進およびヘルスケア産業育成の活動にも協力。



ペット飼育のメリットを啓発するパンフレットを作成



機能性表示食品フォーラムに協力



日本医真菌学会総会・学術大会  
区民公開シンポジウムに協力



## ■ 会員のメリット——貴業界・貴社の問題・課題を解決します。

### 1) 各業界および企業の商品、サービスの推進に関する支援

ヘルスケア推進に寄与する各業界および各社の商品、サービスの普及や推進に関する内容を相談し、実現に向けたアドバイスや支援を得ることができます。

また、必要に応じて連携すべき業界や企業、有識者等の紹介も行います。(但し、販売先の斡旋、紹介は行いません)

### 2) 日本ヘルスケア産業協議会の部会への参加

(無料、複数部会の参加可能)

各業界や企業が、推進したいテーマについて、部会を通じて実現することができます。また、各業界や企業で抱えている問題の解決に向けて部会で協議し、その実現に必要な政策提言や関係業界・機関との連携、普及推進策を図ってゆきます。各部長の了承のもと複数の部会に参加することができます。また、簡単な所定の手続きにより新しい部会、委員会、研究会等の立ち上げ、設置も可能です。

### 3) 日本ヘルスケア学会の部会への参加

(無料、複数部会の参加可能)

日本ヘルスケア産業協議会の部会だけでなく、学術的研究のテーマについては、日本ヘルスケア学会の部会活動にも参加することができます。制度や産業育成、マーケティング等に関する研究は、ヘルスケア産業部会に参加いただきま

す。また、予防や医療、介護、専門家等に関する研究は、ヘルスケア科学部会に参加していただきます。各部長の了承のもと複数の部会に参加することができます。また、簡単な所定の手続きにより新しい部会、委員会、研究会等の立ち上げ、設置も可能です。

### 4) 協会の主催するイベント等に会員価格で参加

日本ヘルスケア協会および日本ヘルスケア産業協議会、日本ヘルスケア学会が主催するイベントやセミナー、学術大会等に会員価格で参加することができます。最新情報をいち早く知ることができ、ヘルスケアの研究や産業に携わる方の活動や仕事に大いに役立ちます。

### 5) 日本ヘルスケア協会の会員限定HPにアクセスが可能

会員限定ホームページにアクセスし、新制度や運用の最新情報や各部会での活動(会員公表分)、会員サービス情報などを入手することができます。また、各会員の持つ疑問や相談、要望についてもご連絡いただけます。迅速に誠意をもって対応いたします。

### 6) その他

限定出版物の会員価格での購入など、多くの会員サービス事業を増やしてまいります。会員の皆様の要望があればぜひお寄せください。

## ■ 入会申し込み要領

会員の種別(「虎ノ門倶楽部」は別に定めます)

- 1) 法人会員：本会の目的に賛同し、入会した法人(企業)
- 2) 個人会員：本会の目的に賛同し、入会した個人
- 3) 特別会員：本会の目的に賛同し、特別に入会を招聘された法人、個人
- 4) 登録協力団体会員：本会の目的に賛同し、登録した協力団体

年会費(入会金はありません)

- 1) 法人会員：一口10万円/年一口以上
- 2) 個人会員：3千円(人/年)
- 3) 特別会員：会費なし
- 4) 登録協力団体会員：会費なし  
但し、登録協力団体会員からの活動費用賛助、活動協力はお受けいたします。ご協力ください。

備考

※会計年度は4月1日より翌年3月31日までですが、当面の間、会費を納入した翌月から12カ月分(1年間)を年会費とします。

※会費は理事会の決定により、変更される場合があります。会員には事前に連絡を行います。

※個人会員、特別会員、登録協力団体会員は、協議会および学会の各部会への参加を希望される場合、部会長の特別推薦、または招へいが必要などの制限がありますのでご了承ください。

## ■ 入会申し込み手順

- 1) 同封の「入会申込書」(申込書はホームページからもダウンロード可能)に必要事項を記入して、団体、法人内容のわかるもの(ご案内やパンフレットなど)を添えて、協会事務局まで郵送する。FAXまたはメールでも申込みが可能。
- 2) 会費を指定口座に振り込む。なお、請求書が必要な場合は、「入会申込書」送付時にその旨を記入する。
- 3) お振込み確認後、受領書並びに協会ホームページのID、パスワードなどを送信する。

### ■ お振込み先

● 振込み口座  
みずほ銀行新横浜支店普通：1692873

● 振込み口座名  
一般財団法人 日本ヘルスケア協会

※恐れ入りますが、振込み手数料はご負担願います。

一般財団法人 **日本ヘルスケア協会** Japan Association of Health care Initiative

(2015年11月設立)

(本部) 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目15-10 名和ビル3階  
TEL03-5510-7274 FAX03-3504-8103 <http://www.jahi.jp> E-Mail: info@jahi.jp  
(横浜事務所) 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階(NRKグループ内)  
TEL045-474-2521 FAX045-474-2520

FAX:045-474-2520 または E-mail:info@jahi.jp

一般財団法人日本ヘルスケア協会(J A H I )入会申込書

私は、一般財団法人 日本ヘルスケア協会の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

①申込日と、該当する会員区分を、チェックしてください。

申込日 年 月 日

会員区分 法人会員 個人会員 (どちらか一方をしてください)

②法人会員にお申込みの方はA欄の太線枠内、個人会員にお申込みの方はB欄の太線枠内に、もれなくご記入ください。

【A欄】法人会員の申込み記入欄

法人情報	法人名	(フリガナ) 氏名		
	代表者	(フリガナ) 氏名	役職名	
	法人所在地 (連絡先)	〒		
	業種	TEL: FAX:		
連絡先情報	担当者	(フリガナ) 氏名	役職名	
	担当者所在地 (連絡先)	〒		
		TEL: FAX: E-mail:		
年会費 (一口10万円/年 一口以上) ※申込口数と合計金額を記入				請求書 (どちらかに○)
申込口数 → 口、合計金額(年会費) → 万円				必要 ・ 不要

【B欄】個人会員の申込み記入欄

本人情報	氏名	(フリガナ)	勤務先名 (学校名)	
	住所 (連絡先)	〒		
		TEL: FAX: E-mail:		
年会費	3千円(人/年)		請求書(どちらかに○)	必要 ・ 不要

(注) 1) 入会金はありません 2) 会計年度は4月1日より翌年3月31日まで

◆入会申し込み手順

(入会申込書はホームページからもダウンロードすることができます)

1. 入会申込書に必要事項を記入し、法人案内等を添えて協会事務局まで郵送 (FAXまたはメールでも可) する。
2. 会費を指定口座に振り込む。なお、請求書が必要な場合は、「入会申込書」送付時にその旨を記入する。  
銀行口座：みずほ銀行 新横浜支店 (普通) 1692873 口座名義：一般財団法人日本ヘルスケア協会  
※恐れ入りますが、振込手数料は御社でご負担願います。
3. お振込み確認後、受領書並びに協会ホームページのID、パスワードなどを送信する。

※事務局入力欄(何も記入しないでください)

・備考欄 会員 No. 

--	--	--	--	--	--	--	--

受付	法人案内	入金			
/		/			

# 日本チェーンドラッグストア協会 「薬剤師賠償責任保険」について

## 当団体保険制度の特色

本制度は当協会正会員（従業員・使用人を含む）、正会員企業に勤務する薬剤師及び登録販売者の方が、ドラッグストア特有の次の事故等により、お客様の身体に障害を与えたり、お客様の持ち物を壊して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

また、本保険制度は契約者を日本チェーンドラッグストア協会、被保険者を各正会員とする団体契約のため、加入者数により団体割引が適用されるのが特長です。

### ■薬剤師業務に関する事故

- 医薬品等の販売に起因する賠償事故
- 調剤業務に起因する賠償事故

### ■店舗等の施設に関する事故

- 店舗等施設の構造上の欠陥や管理の不備に起因する賠償事故  
【薬局および店舗販売業契約のみ対象】
- 店舗等施設において行う薬剤師業務以外の仕事の遂行に起因する賠償事故

### ■人格権侵害に関する事故

- 不当な身体の拘束等による名誉毀損やプライバシーの侵害による賠償事故

## ご加入にあたって

### ◆ご加入いただける方

- 日本チェーンドラッグストア協会の正会員のみ
  - ・契約者：日本チェーンドラッグストア協会
  - ・被保険者（補償の対象となる方）：会員各社（使用人を含む）  
および勤務する薬剤師・登録販売者（各々契約が必要）

### ◆保険期間

- 2018年2月15日午後4時から2019年2月15日午後4時まで

### ◆保険適用地域

- 日本国内のみ



## 補償内容と保険料

### 【薬局および店舗販売業契約】

1店舗あたり年間保険料

区分		支払限度額			免責金額
		1名	1事故	保険期間中	
業務危険			1億円	3億円	3万円
施設危険	対人	5,000万円	5,000万円		3万円
	対物		5,000万円		3万円
人格権侵害		業務危険:1事故1億円 保険期間中3億円 免責金額3万円 施設危険:1名5,000万円 1事故5,000万円 免責金額3万円 ※業務危険の支払限度額または施設危険の対人賠償支払限度額と共有となります。			
保険料(注)		<b>3,460円</b>			

### 【勤務薬剤師・勤務登録販売者契約】

1名あたりの年間保険料

区分		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	
業務危険	支払限度額	1事故	1,000万円	3,000万円	1億円
		保険期間中	3,000万円	9,000万円	3億円
	免責金額		0円	0円	0円
人格権侵害		※各タイプの業務危険の支払限度額と共有となります。			
保険料(注)		<b>1,260円</b>	<b>1,420円</b>	<b>1,610円</b>	

## 中途加入手続き

◆毎月25日締切り、翌月15日からの加入となります。

◆加入依頼書の送付先：

〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4F

日本チェーンドラッグストア協会事務局（薬剤師賠償責任保険担当）

◆保険料を下記口座へお振込みください。

振込先：（銀行名・支店名）三井住友銀行 新横浜支店

（口座番号）普通口座 0406415

（口座名義）日本チェーンドラッグストア協会

## 【中途加入保険料表】平成30年

### ■薬局および店舗販売業契約(1店舗あたり保険料)

<補償内容>

業務危険: 1事故1億 保険期間中3億 免責3万

施設危険: 対人1名5,000万 1事故5,000万 免責3万/対物1事故5,000万 免責3万

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約(業務危険・施設危険)と同一

<年間保険料>

3,460円

締切日	保険開始日	加入月数 (ヶ月)	保険料(円)
2月27日	3月15日	11	3,170
3月27日	4月15日	10	2,890
4月25日	5月15日	9	2,600
5月25日	6月15日	8	2,300
6月26日	7月15日	7	2,010
7月25日	8月15日	6	1,740
8月25日	9月15日	5	1,450
9月25日	10月15日	4	1,160
10月25日	11月15日	3	870
11月27日	12月15日	2	580
12月25日	1月15日	1	290

### ■勤務薬剤師・勤務登録販売者契約(1名あたり保険料)

<補償内容>

Aタイプ: 業務危険1事故1,000万円 期間中3,000万円 免責0

Bタイプ: 業務危険1事故3,000万円 期間中9,000万円 免責0

Cタイプ: 業務危険1事故1億 期間中3億 免責0

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約と同一

<年間保険料>

Aタイプ: 1,260円

Bタイプ: 1,420円

Cタイプ: 1,610円

締切日	保険開始日	加入月数 (ヶ月)	保険料(円)		
			Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
2月27日	3月15日	11	1,160	1,300	1,480
3月27日	4月15日	10	1,050	1,180	1,340
4月25日	5月15日	9	950	1,070	1,210
5月25日	6月15日	8	840	950	1,070
6月26日	7月15日	7	740	830	940
7月25日	8月15日	6	630	710	810
8月25日	9月15日	5	530	590	670
9月25日	10月15日	4	420	470	540
10月25日	11月15日	3	320	360	400
11月27日	12月15日	2	210	240	270
12月25日	1月15日	1	110	120	130



seriousfun camp

founded by paul newman



そらぷちキッズキャンプ  
北海道滝川市丸加高原

そらぷちキッズキャンプは、  
俳優の故ポールニューマンが設立した  
難病の子どもたちの国際的キャンプ団体  
シリアスファンチルドレンズネットワークの  
アジア（中東除く）で唯一の正会員です。



難病とたたかう子どもたちの医療ケア付自然体験施設

# そらぷちキッズキャンプ。

現在、日本では約20万人の  
子どもたちが難病とたたかっています。

外で遊びたい！ と願う子どもたちの夢の実現のため、  
全国各地から子どもたちや家族を無料でキャンプ場に招待し、  
北海道の豊かな自然の中で、仲間たちとのかけがえのない時間や  
明日を生きるエネルギーをプレゼントしています。



加盟店舗に募金箱を  
設置しました。

日本チェーンドラッグストア協会はそらぷちキッズキャンプを応援しています

JACDS  
日本チェーンドラッグストア協会

日本チェーンドラッグストア協会  
<http://www.jacds.gr.jp/>

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第二ビル 4 階  
TEL.045-474-1311 / FAX.045-474-2569 e-mail : sec@jacds.gr.jp

solaputi kids' camp  
a seriousfun camp  
founded by paul newman

公益財団法人 そらぷちキッズキャンプ  
<http://www.solaputi.jp/>

〒079-0461 北海道滝川市江部乙町丸加高原 4264-1  
TEL.0125-75-3200 / FAX.0125-75-3211 e-mail : info@solaputi.jp



## 行政・団体からのお知らせ

次ページ以降に各項目の該当資料を収載しています。

### 【厚生労働省】

1. 「健康増進法の一部を改正する法律」の公布について—医薬・生活衛生局(8月22日)  
周知依頼がありました。目を通していただくよう、よろしくお願いします。  
【資料:後頁83ページ分あり】
2. 要指導医薬品から一般用医薬品に移行した医薬品について—医薬・生活衛生局(9月18日)  
周知依頼がありました。フッ化ナトリウム(洗口液に限る)が第一類医薬品に9月18日からなりました。目を通していただくよう、よろしくお願いします。  
【資料:後頁2ページ分あり】
3. 医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について—医薬・生活衛生局長(9月18日)  
2.に関連して、留意事項の通知です。よろしくお願いします。  
【資料:後頁4ページ分あり】
4. 平成30年度「『見える』安全活動コンクール」の実施について(協力依頼)  
—労働基準局(8月24日)  
コンクールの募集は9月3日から10月31日です。興味のある会員企業様には、プレスリリースや労働局のホームページをご覧ください。よろしくお願いします。  
【資料:後頁4ページ分あり】

### 【経済産業省】

5. ドラッグストア販売統計月報について—経済産業省(6月分)  
ドラッグストア販売統計月報(確定版)の6月分がアップされていますのでお知らせします。対象となっている企業様には引き続き販売等のデータ提供をよろしくお願い申し上げます。【資料:後頁15ページ分あり】

### 【農林水産省】

6. 平成30年北海道胆振東部地震に係る災害により被害を受けた事業者への支援対策について  
—食料産業局(9月7日)  
中小企業庁のホームページで9月6日より公表されていますので、該当する会員企業様には、内容の確認をよろしくお願いします。  
【中小企業庁ホームページ 9月6日】

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/2018/180906saigai.htm>

【資料:なし】

7. 豚コレラに関する正しい知識の普及等について  
—消費・安全局(9月10日)

豚肉の摂食により、豚コレラが人に感染することはO I Eの情報からも世界的に報告されておりません。豚コレラ関係情報は随時、農林水産省のホームページにアップされますので、豚肉を取扱いの会員企業様には注意して見ていただくよう、よろしく申し上げます。

【資料:後頁 3 ページ分あり】

## **8. 豚コレラの患畜の確認により出荷登録販売者の影響を受ける養豚農家等への資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について**

—食料産業局(9月10日)

ドラッグストア会員企業には関係ないと思いますが、とりあえず掲載します。

【資料:後頁 5 ページ分あり】

### **【消費者庁】**

## **9. 「消費生活用製品安全法に基づく製品事故情報報告・公表制度の開設～事業者要ハンドブック2018～」送付の御案内について—消費者安全課(9月14日)**

ハンドブックができたとの案内と周知依頼がありましたので、掲載します。製品安全の取組みにご協力のほど、よろしく申し上げます。消費者庁のホームページをご覧ください。

【資料:後頁 1 ページ分あり】

### **【団体】**

## **10. 「B型肝炎給付制度」について—ベリーベスト法律事務所(9月)**

パンフレットデータの周知依頼がありましたので、掲載します。ご協力のほど、よろしく申し上げます。

【資料:後頁 16 ページ分あり】



事 務 連 絡  
平成30年8月22日

日本チェーンドラッグストア協会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

「健康増進法の一部を改正する法律」の公布について

「健康増進法の一部を改正する法律」（平成30年法律第78号。以下「改正法」という。）については、平成30年7月25日付けで公布されましたので周知いたします。

貴会におかれましては、改正法の内容について十分御了知いただくとともに、貴会会員に対し周知徹底を図るなど適切な措置を講じていただくよう、よろしくお取り計らい願います。

〈参考資料〉

- （別添）「健康増進法の一部を改正する法律」の公布について（健発0725第1号）
- 【参考】（官報）健康増進法の一部を改正する法律
- 【参考】健康増進法の一部を改正する法律新旧対照条文
- 【参考】健康増進法の一部を改正する法律概要資料
- 【参考】健康増進法の一部を改正する法律参考資料

健 発 0725 第 1 号  
平成 30 年 7 月 25 日

各 { 都道府県知事  
保健所設置市市長  
特別区区長 } 殿

厚生労働省健康局長  
( 公 印 省 略 )

「健康増進法の一部を改正する法律」の公布について（通知）

「健康増進法の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 78 号。以下「改正法」という。）については、本日公布されたところである。

改正法の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、これらの内容について十分御了知の上、貴管下営業者等に対する周知徹底、指導等について、遺漏なきよう適切な対応を願いたい。

なお、本法律改正に伴う政省令等の整備については、今後、順次行うこととしている。

記

第 1 改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定めること。

第 2 改正法の主な内容

1 国及び地方公共団体の責務等に関する事項

- (1) 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならないものとする。 (第 25 条関係)
- (2) 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設（敷地を含む。以下同じ。）及び旅客運送事業自動車等の管理権原者（施設又は旅客運送事業自動車等の管理について権原を有する者をいう。以下同じ。）その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないものとする。

(第 26 条関係)

- (3) 国は、受動喫煙に関する調査研究その他の受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めなければならないものとする。 (第 41 条関係)

## 2 定義

### (1) たばこ

たばこ事業法 (昭和 59 年法律第 68 号) 第 2 条第 3 号に掲げる製造たばこであつて、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第 38 条第 2 項に規定する製造たばこ代用品をいうものとする。 (第 28 条第 1 号関係)

### (2) 指定たばこ

たばこのうち、当該たばこから発生した煙 (蒸気を含む。以下同じ。) が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するものをいうものとする。 (附則第 3 条第 1 項関係)

### (3) 喫煙

人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙を発生させることをいうものとする。 (第 28 条第 2 号関係)

### (4) 受動喫煙

人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいうものとする。 (第 28 条第 3 号関係)

### (5) 特定施設

第一種施設、第二種施設及び喫煙目的施設をいうものとする。 (第 28 条第 4 号関係)

### (6) 第一種施設

多数の者が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの並びに国及び地方公共団体の行政機関の庁舎 (行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。) をいうものとする。 (第 28 条第 5 号関係)

### (7) 第二種施設

多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設をいうものとする。 (第 28 条第 6 号関係)

### (8) 喫煙目的施設

多数の者が利用する施設のうち、その施設を利用する者に対して、喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設として政令で定める要件を満たすものをいうものとする。 (第 28 条第 7 号関係)

### (9) 既存特定飲食提供施設

この法律の施行の際現に存する第二種施設のうち、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設 (次のいずれかの会社により営まれるもの又は当該施設の客席の部分の床面積が 100 平方メートルを超えるものを除く。) をいうものとする。 (附則第 2 条第 2 項関係)

ア 大規模会社 (資本金の額又は出資の総額が 5000 万円を超える会社をいう。イに

において同じ。)

- イ 資本金の額又は出資の総額が 5000 万円以下の会社のうち、次に掲げるもの
    - (ア) 一の大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の 2 分の 1 以上を有する会社
    - (イ) 大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の 3 分の 2 以上を有する会社（(ア) に掲げるものを除く。）
  - (10) 旅客運送事業自動車等  
旅客運送事業自動車、旅客運送事業航空機、旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶をいうものとする。 (第 28 条第 8 号関係)
  - (11) 特定屋外喫煙場所  
第一種施設の屋外の場所の一部の場所のうち、当該第一種施設の管理権原者によって区画され、厚生労働省令で定めるところにより、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識の掲示その他の厚生労働省令で定める受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいうものとする。 (第 28 条第 13 号関係)
  - (12) 喫煙関連研究場所  
たばこに関する研究開発（喫煙を伴うものに限る。）の用に供する場所をいうものとする。 (第 28 条第 14 号関係)
- 3 特定施設等における喫煙の禁止等に関する事項
- (1) 何人も、正当な理由がなくて、特定施設及び旅客運送事業自動車等（以下「特定施設等」という。）においては、次に掲げる特定施設等の区分に応じ、当該特定施設等の次に定める場所（以下「喫煙禁止場所」という。）で喫煙をしてはならないものとする。 (第 29 条第 1 項並びに附則第 2 条第 1 項及び第 3 条第 1 項関係)
    - ア 第一種施設 次に掲げる場所以外の場所
      - (ア) 特定屋外喫煙場所
      - (イ) 喫煙関連研究場所
    - イ 第二種施設 次に掲げる場所以外の屋内の場所
      - (ア) 5 の (1) の喫煙専用室の場所
      - (イ) 5 の (3) の指定たばこ専用喫煙室の場所
      - (ウ) 5 の (4) の喫煙可能室の場所
      - (エ) 喫煙関連研究場所
    - ウ 喫煙目的施設 5 の (2) の喫煙目的室以外の屋内の場所
    - エ 旅客運送事業自動車及び旅客運送事業航空機 内部の場所
    - オ 旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶 次に掲げる場所以外の内部の場所
      - (ア) 5 の (1) の喫煙専用室の場所
      - (イ) 5 の (3) の指定たばこ専用喫煙室の場所
  - (2) 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、(1) に違反して喫煙をしている者に対し、喫煙の中止又は(1) のアからウまでに掲げる特定施設の喫煙禁止場所からの退出を命ずることができるものとする。 (第 29 条第 2 項関係)

- (3) 人の居住の用に供する場所、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業の施設の客室の場所（同条第3項に規定する簡易宿所営業の施設及び同条第4項に規定する下宿営業の施設の客室（個室を除く。）の場所を除く。）等については、健康増進法の規定の一部を適用しないものとする。こと。（第40条関係）
- (4) 何人も、特定施設等の喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならないものとする。こと。（第27条第1項関係）
- (5) 特定施設等の管理権原者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならないものとする。こと。（第27条第1項関係）

#### 4 特定施設等の管理権原者等の責務に関する事項

特定施設等の管理権原者等（管理権原者及び施設又は旅客運送事業自動車等の管理者をいう。以下同じ。）は、当該特定施設等の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならないものとする。こと。（第30条第1項関係）

#### 5 喫煙専用室等及び喫煙専用室設置施設等に関する事項

- (1) 第二種施設等（第二種施設並びに旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶をいう。以下同じ。）の管理権原者は、当該第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所であって、構造及び設備がその室外の場所（特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。）へのたばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室（以下この（1）において「基準適合室」という。）の場所を専ら喫煙をすることができる場所として定めることができることとし、当該場所を定めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所及び当該第二種施設等の出入口の見やすい箇所に、当該場所が専ら喫煙をすることができる場所である旨、当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨等を記載した標識（以下「喫煙専用室標識」という。）及び喫煙専用室（喫煙専用室標識が掲示されている基準適合室をいう。以下同じ。）が設置されている旨等を記載した標識（以下「喫煙専用室設置施設等標識」という。）を掲示しなければならないものとする。こと。（第33条第1項から第3項まで関係）
- (2) 喫煙目的施設の管理権原者は、当該喫煙目的施設の屋内の場所の全部又は一部の場所であって、構造及び設備がその室外の場所（特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。）へのたばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室（以下この（2）において「基準適合室」という。）の場所を喫煙をすることができる場所として定めることができることとし、当該場所を定めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所及び当該喫煙目的施設の出入口の見やすい箇所に、当該場所が喫煙を目的とする場所である旨、当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨等を記載した標識（以下「喫煙目的室標識」という。）及び喫煙目的室（喫煙目的室標識が掲示されている基準適合室をいう。以下同じ。）が設置されている旨等を記載した標識（以下「喫



煙目的室設置施設標識」という。)を掲示しなければならないものとする。 (第35条第1項から第3項まで関係)

- (3) 第二種施設等の管理権原者は、この法律の公布の際における指定たばこによる受動喫煙が人の健康に及ぼす影響に関する科学的知見に鑑み、当分の間、当該第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所であって、構造及び設備がその室外の場所(特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。)への指定たばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室(以下この(3)において「基準適合室」という。)の場所を喫煙(指定たばこのみの喫煙をいう。以下この(3)において同じ。)をすることができる場所として定めることができることとし、当該場所を定めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所及び当該第二種施設等の出入口の見やすい箇所に、当該場所が喫煙をすることができる場所である旨、当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨等を記載した標識(以下「指定たばこ専用喫煙室標識」という。)及び指定たばこ専用喫煙室(指定たばこ専用喫煙室標識が掲示されている基準適合室をいう。以下同じ。)が設置されている旨等を記載した標識(以下「指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識」という。)を掲示しなければならないものとする。

(附則第3条第1項関係)

- (4) 既存特定飲食提供施設の管理権原者は、この法律の施行の日から受動喫煙の防止に関する国民の意識及び既存特定飲食提供施設における受動喫煙を防止するための取組の状況を勘案し別に法律で定める日までの間、当該既存特定飲食提供施設の屋内の場所の全部又は一部の場所であって、構造及び設備がその室外の場所(特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。)へのたばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室(以下この(4)において「基準適合室」という。)の場所を喫煙をすることができる場所として定めることができることとし、当該場所を定めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所及び当該既存特定飲食提供施設の出入口の見やすい箇所に、当該場所が喫煙をすることができる場所である旨、当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨等を記載した標識(以下「喫煙可能室標識」という。)及び喫煙可能室(喫煙可能室標識が掲示されている基準適合室をいう。以下同じ。)が設置されている旨等を記載した標識(以下「喫煙可能室設置施設標識」という。)を掲示しなければならないものとする。(附則第2条第1項関係)

- (5) 喫煙専用室が設置されている第二種施設等(以下「喫煙専用室設置施設等」という。)、喫煙目的室が設置されている喫煙目的施設(以下「喫煙目的室設置施設」という。)、指定たばこ専用喫煙室が設置されている第二種施設等(以下「指定たばこ専用喫煙室設置施設等」という。)又は喫煙可能室が設置されている既存特定飲食提供施設(以下「喫煙可能室設置施設」という。)の管理権原者は、喫煙専用室等(喫煙専用室、喫煙目的室、指定たばこ専用喫煙室又は喫煙可能室をいう。以下同じ。)の構造及び設備を厚生労働省令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならないものとする。(第33条第4項及び第35条第5項並びに附則第2条第1項及び第3条第1項関係)

- (6) 喫煙専用室設置施設等、喫煙目的室設置施設、指定たばこ専用喫煙室設置施設等又は喫煙可能室設置施設（以下この（6）及び（7）において単に「喫煙専用室設置施設等」という。）の管理権原者等は、20歳未満の者を当該喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室等に立ち入らせてはならないものとする。こと。（第33条第5項及び第35条第7項並びに附則第2条第1項及び第3条第1項関係）
- (7) 喫煙専用室設置施設等の管理権原者は、喫煙専用室の場所を専ら喫煙をすることができる場所としないこととしようとするとき、喫煙目的室若しくは喫煙可能室の場所を喫煙をすることができる場所としないこととしようとするとき又は指定たばこ専用喫煙室の場所を喫煙（指定たばこのみの喫煙をいう。）をすることができる場所としないこととしようとするときは、当該喫煙専用室等において掲示された喫煙専用室標識等（喫煙専用室標識、喫煙目的室標識、指定たばこ専用喫煙室標識又は喫煙可能室標識をいう。）を除去しなければならないものとする。こと。（第33条第6項及び第35条第9項並びに附則第2条第1項及び第3条第1項関係）
- (8) 喫煙専用室設置施設等、喫煙目的室設置施設、指定たばこ専用喫煙室設置施設等又は喫煙可能室設置施設の管理権原者は、当該喫煙専用室設置施設等の全ての喫煙専用室の場所を専ら喫煙をすることができる場所としないこととしたとき、当該喫煙目的室設置施設の全ての喫煙目的室の場所若しくは当該喫煙可能室設置施設の全ての喫煙可能室の場所を喫煙をすることができる場所としないこととしたとき又は当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等の全ての指定たばこ専用喫煙室の場所を喫煙（指定たばこのみの喫煙をいう。）をすることができる場所としないこととしたときには、直ちに、当該喫煙専用室設置施設等、当該喫煙目的室設置施設、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等又は当該喫煙可能室設置施設において掲示された喫煙専用室設置施設等標識、喫煙目的室設置施設標識、指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識又は喫煙可能室設置施設標識を除去しなければならないものとする。こと。（第33条第7項及び第35条第10項並びに附則第2条第1項及び第3条第1項関係）
- (9) 喫煙目的室設置施設の管理権原者は、当該喫煙目的室設置施設が2の（8）の政令で定める要件を満たすように維持しなければならないものとする。こと。（第35条第4項関係）
- (10) 喫煙目的室設置施設（喫煙目的室において客に飲食をさせる営業が行われる施設その他の政令で定める施設に限る。（12）において同じ。）の管理権原者は、帳簿を備え、当該喫煙目的室設置施設の2の（8）の政令で定める要件に関し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならないものとする。こと。（第35条第6項関係）
- (11) 喫煙可能室設置施設の管理権原者は、既存特定飲食提供施設に該当することを証明する書類として厚生労働省令で定めるものを備え、これを保存しなければならないものとする。こと。（附則第2条第3項関係）
- (12) 喫煙目的室設置施設、指定たばこ専用喫煙室設置施設等又は喫煙可能室設置施設（以下この（12）において単に「喫煙目的室設置施設等」という。）の管理権原者等は、当該喫煙目的室設置施設等の営業について広告又は宣伝をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該喫煙目的室設置施設等が喫煙目的室設置施設

等である旨を明らかにしなければならないものとする。こと。（第 35 条第 8 項並びに附則第 2 条第 4 項及び第 3 条第 2 項関係）

## 6 都道府県知事による勧告、命令等に関する事項

- (1) 都道府県知事は、特定施設等の管理権原者等が 4 に違反して器具又は設備を喫煙の用に供することができる状態で設置しているときは、当該管理権原者等に対し、勧告、命令等を行うことができるものとする。こと。（第 32 条関係）
- (2) 都道府県知事は、喫煙専用室設置施設等、喫煙目的室設置施設、指定たばこ専用喫煙室設置施設等若しくは喫煙可能室設置施設の喫煙専用室等の構造若しくは設備が 5 の（1）から（4）までの厚生労働省令で定める技術的基準に適合しなくなったと認めるとき又は喫煙目的室設置施設が 2 の（8）の政令で定める要件を満たしていないと認めるときは、当該喫煙専用室設置施設等、当該喫煙目的室設置施設、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等又は当該喫煙可能室設置施設の管理権原者に対し、勧告、命令等を行うことができるものとする。こと。（第 34 条及び第 36 条並びに附則第 2 条第 1 項及び第 3 条第 1 項関係）

## 7 罰則

この法律による改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設けるものとする。こと。（第 76 条から第 78 条まで関係）

## 8 その他

- (1) 特定施設等においてこの法律の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務に従事する者の望まない受動喫煙を防止するため、当該使用する者又は当該特定施設等の実情に応じ適切な措置をとるよう努めなければならないものとする。こと。（附則第 5 条関係）
- (2) その他所要の改正を行うこと。

## 第 3 施行期日等

### 1 施行期日

この法律は、平成 32 年 4 月 1 日から施行するものとする。こと。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行するものとする。こと。（附則第 1 条関係）

- (1) 第 2 の 1、第 2 の 2（一部の事項に限る。）及び第 2 の 3（一部の事項に限る。）公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日
- (2) 第 2 の 2（一部の事項に限る。）、第 2 の 3（一部の事項に限る。）、第 2 の 4（一部の事項に限る。）、第 2 の 6 の（1）（一部の事項に限る。）、第 2 の 7（一部の事項に限る。）、第 2 の 8 の（1）（一部の事項に限る。）公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日

### 2 検討規定

政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。こと。（附則第 8 条関係）

### 3 経過措置等

この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所

要の改正を行うこと。(附則第4条、第6条、第7条及び第9条から第14条まで関係)

※ なお、条や項の番号については、改正法による全ての改正規定の施行後のものを記載している。

健康増進法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年七月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第七十八号

健康増進法の一部を改正する法律

第一条 健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中 第五章 特定給食施設等 第二節 特定給食施設における栄養管理（第二十条―第二十四条）を「第五章 特定給食施設（第二十条―第二十四条）喫煙防止（第二十五条―第二十五条の六）」に、「第六章」を「第七章」に、「第八章」に、「第五章」の章名を次のように改める。

第五章 特定給食施設  
第五章第一節の節名を削る。  
第八章を第九章とし、第七章を第八章とし、第六章を第七章とする。  
第二十五条に見出しとして「多数の者が利用する施設における受動喫煙の防止」を付し、同条中「受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう）」を「望まない受動喫煙」に改め、第五章第二節中同条を第二十五条の五とし、同条の次に次の一条を加える。

（受動喫煙に関する調査研究）  
第二十五条の六 国は、受動喫煙に関する調査研究その他の受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めなければならない。  
第五章第二節の節名を削る。

第二十四条の次に次の章名及び四条を加える。

第六章 受動喫煙防止

（国及び地方公共団体の責務）

第二十五条 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

（関係者の協力）

第二十五条の二 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設（敷地を含む。次条第二項及び第二十五条の五において同じ。）を管理する者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（喫煙をする際の配慮義務等）

第二十五条の三 何人も、喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。

2 多数の者が利用する施設を管理する者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。

（定義）

第二十五条の四 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 たばこ たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二条第三号に掲げる製造たばこであつて、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品をいう。
- 二 喫煙 人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。次号において同じ。）を発生させることをいう。
- 三 受動喫煙 人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。

第二条 健康増進法の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 受動喫煙防止（第二十五条―第二十五条の六）」を「第六章 受動喫煙防止（第二十五条―第二十五条の五）」に、「第四十条」を「第四十二条」に改める。

第二十五条の四 条に「第二十五条の五―第二十五条の十三」に、「第四十条」を「第四十二条」に改める。するための措置（第二十五条の五―第二十五条の十三）

第二十五条の前に次の節名を付する。

第一節 総則

第二十五条の二中「次条第二項及び第二十五条の五」を「以下この章」に、「を管理する者」を「の管理権原者（施設の管理について権原を有する者をいう。以下この章において同じ。）」に改める。

第二十五条の三第一項中「何人も」の下に「特定施設の第二十五条の五第一項に規定する喫煙禁止場所以外の場所において」を加え、同条第二項中「を管理する者」を「の管理権原者」に改める。

第二十五条の四に次の三号を加える。

四 特定施設 多数の者が利用する施設のうち、次に掲げるものをいう。

イ 学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの

ロ 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）



五 特定屋外喫煙場所 特定施設の屋外の場所の一部の場所のうち、当該特定施設の管理権原者によって区画され、厚生労働省令で定めるところにより、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識の掲示その他の厚生労働省令で定める受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいう。

六 喫煙関連研究場所 たばこに関する研究開発（喫煙を伴うものに限る。）の用に供する場所をいう。

第六章中第二十五条の六を第二十五条の十二とし、同条の次に次の一条を加える。

（経過措置）

第二十五条の十三 この章の規定に基づき政令又は厚生労働省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は厚生労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第二十五条の五を削り、第二十五条の四の次に次の節名及び七条を加える。

第二節 受動喫煙を防止するための措置

（特定施設における喫煙の禁止等）

第二十五条の五 何人も、正当な理由がなくて、特定施設においては、特定屋外喫煙場所及び喫煙関連研究場所以外の場所（以下この節において「喫煙禁止場所」という。）で喫煙をしてはならない。

2 都道府県知事は、前項の規定に違反して喫煙をしている者に対し、喫煙の中止又は特定施設の喫煙禁止場所からの退出を命ずることができる。

（特定施設の管理権原者等の責務）

第二十五条の六 特定施設の管理権原者等（管理権原者及び施設の管理者をいう。以下この節において同じ。）は、当該特定施設の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならない。

2 特定施設の管理権原者等は、当該特定施設の喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対し、喫煙の中止又は当該喫煙禁止場所からの退出を求めよう努めなければならない。

3 前項に定めるもののほか、特定施設の管理権原者等は、当該特定施設における受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めなければならない。

（特定施設の管理権原者等に対する指導及び助言）

第二十五条の七 都道府県知事は、特定施設の管理権原者等に対し、当該特定施設における受動喫煙を防止するために必要な指導及び助言をすることができる。

（特定施設の管理権原者等に対する勧告 命令等）

第二十五条の八 都道府県知事は、特定施設の管理権原者等が第二十五条の六第一項の規定に違反して器具又は設備を喫煙の用に供することができる状態で設置しているときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、当該器具又は設備の撤去その他当該器具又は設備を喫煙の用に供することができないようにするための措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた特定施設の管理権原者等が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた特定施設の管理権原者等が、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（立入検査等）

第二十五条の九 都道府県知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、特定施設の管理権原者等に対し、当該特定施設の喫煙禁止場所における専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備の撤去その他の受動喫煙を防止するための措置の実施状況に関し報告をさせ、又はその職員に、特定施設に立ち入り、当該措置の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（多数の者が利用する施設における受動喫煙の防止）

第二十五条の十 多数の者が利用する施設（特定施設を除く。）の管理権原者等は、当該施設を利用する者について、望まない受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（適用除外）

第二十五条の十一 次に掲げる場所については、この節の規定（第二十五条の六第三項、前条及びこの条の規定を除く。以下この条において同じ。）は、適用しない。

一 人の居住の用に供する場所

二 その他前号に掲げる場所に準ずる場所として政令で定めるもの

2 特定施設の場所に前項各号に掲げる場所に該当する場所がある場合においては、当該特定施設の場所（当該同項各号に掲げる場所に該当する場所に限る。）については、この節の規定は、適用しない。

3 特定施設の場所において現に運行している自動車の内部の場所については、この節の規定は、適用しない。

第二十六条の十第一項中「第四十条」を「第四十二条第二号」に改める。

第四十条を次のように改める。

第四十条 第二十五条の八第三項の規定に基づく命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

本則に次の二条を加える。

第四十一条 第二十五条の五第二項の規定に基づく命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第二十五条の九第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 第二十六条の十第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

第三条 健康増進法の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条の四」を「第二十八条」に、「第二十五条の五」「第二十五条の十三」を「第二十九条」「第四十二条」に、「第二十六条」「第三十三条」を「第四十三条」「第六十七条」に、「第三十四条」「第三十五条」を「第六十八条」「第六十九条」に、「第三十六条」「第四十二条」を「第七十条」「第七十八条」に改める。

第四十二条第二号中「第二十六条の十第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「第二十五条の九第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第三十五条第六項の規定による帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

第四十二条を第七十八条とする。  
第四十一条中「第二十五条の五第二項の規定に基づく命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 第二十九条第二項の規定に基づく命令に違反した者
- 二 第三十三条第七項又は第三十五条第十項の規定に違反した者

第四十一条を第七十七条とする。  
第四十条中「第二十五条の八第三項の規定に基づく命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 第三十二条第三項、第三十四条第三項又は第三十六条第四項の規定に基づく命令に違反した者
- 二 第三十三条第三項、第三十五条第三項又は第三十七条の規定に違反した者

第四十条を第七十六条とする。  
第三十九条中「第三十七条」を「第七十二条」に改め、同条を第七十五条とする。

第三十八条第二号中「第二十七条第一項(第二十九条第二項)」を「第六十一条第一項(第六十三条第二項)」に改め、同条を第七十四条とする。

第三十七条の二第一号中「第二十六条の九」を「第五十一条」に改め、同条第二号中「第二十六条の十四」を「第五十六条」に、「の記載をせず、」を「を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは」に改め、同条第三号中「第二十六条の十六」を「第五十八条」に改め、同条第四号中「第二十六条の十七第一項」を「第五十九条第一項」に改め、同条を第七十三条とする。

第三十七号第二号中「第二十六条第一項」を「第四十三条第一項」に改め、同条第三号中「第二十六条の十五第二項」を「第五十七条第二項」に改め、同条を第七十二条とする。

第三十六条の二中「第三十二条第二項」を「第六十六条第二項」に改め、同条を第七十一条とする。  
第三十六号第三項中「第二十六条の十一第一項」を「第五十三条第一項」に改め、同条第四項中「第二十六条の十三」を「第五十五条」に改め、同条を第七十条とし、第八章中第三十五条を第六十九号とする。

第三十四号中「第二十六条第二項」を「第四十三条第二項」に、「第二十七条第一項(第二十九条第二項)」を「第六十一条第一項(第六十三条第二項)」に改め、同条を第六十八号とする。

第三十三号中「第二十七条第一項(第二十九条第二項)」を「第六十一条第一項(第六十三条第二項)」に改め、第七章中同条を第六十七号とする。

第三十二条第三項中「第二十七条」を「第六十一条」に、「第二十九条第一項」を「第六十三条第一項」に改め、同条を第六十六条とし、第三十一条を第六十五条とする。

第三十条中「第二十六条第一項」を「第四十三条第一項」に、「第三十七条第二号」を「第七十二条第二号」に改め、同条を第六十四号とする。

第二十九号第二項中「第二十六条第二項」を「第四十三条第二項」に、「第二十七条の二」を「第六十一条の二」に、「第二十七条第一項」を「第六十一条第一項」に改め、「前条第一号中「第二十六条第六項」とあるのは「次条第二項において準用する第二十六条第六項」とを削り、同条を第六十三号とする。

第二十八号中「第二十六条第一項」を「第四十三条第一項」に改め、同条第一号中「第二十六条第六項」を「第四十三条第六項」に改め、同条を第六十二号とし、第二十七条を第六十一号とする。

第二十六号の十八第一号中「第二十六条第三項」を「第四十三条第三項」に改め、同条第二号中「第二十六条の五第一項」を「第四十七条第一項」に改め、同条第三号中「第二十六条の七」を「第四十九条」に改め、同条第四号中「第二十六条の九」を「第五十一条」に改め、同条第五号中「第

二十六条の十三」を「第五十五条」に改め、同条を第六十条とし、第二十六条の十七を第五十九条とし、第二十六条の十六を第五十八号とし、第二十六条の十五を第五十七号とし、第二十六条の十四を第五十六号とする。

第二十六条の十三第一号中「第二十六条の三第一号」を「第四十五条第一号」に改め、同条第二号中「第二十六条の六、第二十六条の七、第二十六条の九、第二十六条の十第一項」を「第四十八条、第四十九条、第五十一条、第五十二条第一項」に改め、同条第三号中「第二十六条の十第二項各号」を「第五十二条第二項各号」に改め、同条第四号中「第二十六条の八第一項」を「第五十条第一項」に改め、同条第五号中「第二十六条の八第三項」を「第五十条第三項」に改め、同条第六号中「第二十六条第三項」を「第四十三条第三項」に、「第二十六条の五第一項」を「第四十七条第一項」に改め、同条を第五十五条とする。

第二十六条の十二中「第二十六条の四第一項各号」を「第四十六条第一項各号」に改め、同条を第五十四号とし、第二十六条の十一を第五十三号とする。

第二十六条の十第一項中「第四十二条第二号」を「第七十八条第三号」に改め、同条を第五十二条とし、第二十六条の九を第五十一条とし、第二十六条の八を第五十条とし、第二十六条の七を第四十九条とし、第二十六条の六を第四十八号とし、第二十六条の五を第四十七号とする。

第二十六条の四第一項中「第二十六条の二」を「第四十四条」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第三号中「第二十六条第一項」を「第四十三条第一項」に、「第二十九条第一項」を「第六十三条第一項」に、「第二十六条の十第二項」を「第五十二条第二項」に改め、同条を第四十六号とする。

第二十六条の三中「第二十六条第三項」を「第四十三条第三項」に改め、同条第二号及び第三号中「第二十六条の十三」を「第五十五条」に改め、同条を第四十五号とし、第二十六条の二を第四十四号とし、第二十六条を第四十三号とし、第六章第二節中第二十五条の十三を第四十二条とし、第二十五条の十二を第四十一号とする。

第二十五条の十一第一項中「第二十五条の六第三項、前条」を「第三十条第四項」に改め、同項第一号中「場所」の下に「(次号に掲げる場所を除く。)」を加え、同項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する旅館業の施設の客室の客室(個室を除く)の場所を除く。

第二十五条の十一第二項中「特定施設」を「特定施設等」に改め、同条第三項中「特定施設」を「特定施設等」に、「現に運行している自動車」を「一般自動車等(旅客運送事業自動車等以外の自動車、航空機、鉄道車両又は船舶をいう。が現に運行している場合における当該一般自動車等)」に改め、同条を第四十条とする。

第二十五条の十を削る。  
第二十五条の九第一項中「特定施設」を「特定施設等」に改め、同条を第三十八号とし、同条の次に次の一号を加える。

(適用関係)  
第三十九条 第一種施設の場所に第一種施設以外の特定施設に該当する場所がある場合において

は、当該場所については、第一種施設の場所としてこの章の規定を適用する。

2 旅客運送事業鉄道等車両の場所又は旅客運送事業船舶の場所において現に運行している旅客運送事業自動車の内部の場所については、旅客運送事業自動車に関するこの章の規定を適用する。

3 旅客運送事業自動車の場所又は旅客運送事業航空機の場所に特定施設に該当する場所がある場合においては、当該場所については、旅客運送事業自動車の場所又は旅客運送事業航空機の場所としてこの章の規定を適用する。

4 旅客運送事業鉄道等車両の場所又は旅客運送事業船舶の場所に特定施設に該当する場所がある場合においては、当該場所については、特定施設の場所としてこの章の規定を適用する。

5 特定施設の場所において現に運行している旅客運送事業自動車等の内部の場所については、旅客運送事業自動車等に関するこの章の規定を適用する。

第二十五条の八の見出し中「特定施設」を「特定施設等」に改め、同条第一項中「特定施設」を「特定施設等」に、第二十五条の六第一項を「第三十条第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「特定施設」を「特定施設等」に改め、同条を第三十二条とし、同条の次に次の五条を加える。  
(喫煙専用室)

**第三十三条 第二種施設等**（第二種施設並びに旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶をいう。以下この条及び第三十七条第一項第一号において同じ。）の管理権原者は、当該第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所であつて、構造及び設備がその室外の場所（特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。）へのたばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室（次項及び第三項第一号において「基準適合室」という。）の場所を専ら喫煙をすることができる場所として定めることができる。

2 第二種施設等の管理権原者は、前項の規定により当該第二種施設等の基準適合室の場所を専ら喫煙をすることができる場所として定めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所の出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識（以下この節において「喫煙専用室標識」という。）を掲示しなければならない。

一 当該場所が専ら喫煙をすることができる場所である旨  
二 当該場所への二十歳未満の者の立入りが禁止されている旨  
三 その他厚生労働省令で定める事項

3 第二種施設等の管理権原者は、前項の規定により喫煙専用室標識を掲示したときは、厚生労働省令で定めるところにより、直ちに、当該第二種施設等の主たる出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識（以下この節において「喫煙専用室設置施設等標識」という。）を掲示しなければならない。ただし、当該第二種施設等の主たる出入口の見やすい箇所に、既に喫煙専用室設置施設等標識が掲示されている場合は、この限りでない。

一 喫煙専用室（前項の規定により喫煙専用室標識が掲示されている基準適合室をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）が設置されている旨  
二 その他厚生労働省令で定める事項

4 喫煙専用室が設置されている第二種施設等（以下この節において「喫煙専用室設置施設等」という。）の管理権原者は、当該喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室の構造及び設備を第一項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならない。

5 喫煙専用室設置施設等の管理権原者等は、二十歳未満の者を当該喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室に立ち入らせてはならない。

6 喫煙専用室設置施設等の管理権原者は、喫煙専用室の場所を専ら喫煙をすることができる場所としなければならないこととしようとするときは、当該喫煙専用室において掲示された喫煙専用室標識を除去しなければならない。

7 喫煙専用室設置施設等の管理権原者は、当該喫煙専用室設置施設等の全ての喫煙専用室の場所を専ら喫煙をすることができる場所としないこととしたときは、直ちに、当該喫煙専用室設置施設等において掲示された喫煙専用室設置施設等標識を除去しなければならない。  
(喫煙専用室設置施設等の管理権原者に対する勧告、命令等)

**第三十四条 都道府県知事は、**喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室の構造又は設備が前条第一項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合しなくなったと認めるときは、当該喫煙専用室設置施設等の管理権原者に対し、当該喫煙専用室において掲示された喫煙専用室標識及び当該喫煙専用室設置施設等において掲示された喫煙専用室設置施設等標識（喫煙専用室設置施設等に複数の喫煙

専用室が設置されている場合にあつては、当該喫煙専用室設置施設等の全ての喫煙専用室の構造又は設備が同項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合しなくなったと認めるときに限る。）を直ちに除去し、又は当該喫煙専用室の構造及び設備が同項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合するまでの間、当該喫煙専用室の供用を停止することを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた喫煙専用室設置施設等の管理権原者が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた喫煙専用室設置施設等の管理権原者が、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該管理権原者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。  
(喫煙目的室)

**第三十五条 喫煙目的施設の管理権原者は、**当該喫煙目的施設の屋内の場所の全部又は一部の場所であつて、構造及び設備がその室外の場所（特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。）へのたばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室（次項及び第三項第一号において「基準適合室」という。）の場所を喫煙をすることができる場所として定めることができる。

2 喫煙目的施設の管理権原者は、前項の規定により当該喫煙目的施設の基準適合室の場所を喫煙をすることができる場所として定めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所の出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識（以下この節において「喫煙目的室標識」という。）を掲示しなければならない。

一 当該場所が喫煙を目的とする場所である旨  
二 当該場所への二十歳未満の者の立入りが禁止されている旨  
三 その他厚生労働省令で定める事項

3 喫煙目的施設の管理権原者は、前項の規定により喫煙目的室標識を掲示したときは、厚生労働省令で定めるところにより、直ちに、当該喫煙目的施設の主たる出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識（以下この節において「喫煙目的室設置施設等標識」という。）を掲示しなければならない。ただし、当該喫煙目的施設の主たる出入口の見やすい箇所に、既に喫煙目的室設置施設等標識が掲示されている場合は、この限りでない。

一 喫煙目的室（前項の規定により喫煙目的室標識が掲示されている基準適合室をいう。以下この条及び次条において同じ。）が設置されている旨  
二 その他厚生労働省令で定める事項

4 喫煙目的室が設置されている喫煙目的施設（以下この節において「喫煙目的室設置施設」という。）の管理権原者は、当該喫煙目的室設置施設が第二十八条第七号の政令で定める要件を満たすように維持しなければならない。

5 喫煙目的室設置施設等の管理権原者は、当該喫煙目的室設置施設等の喫煙目的室の構造及び設備を第一項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならない。

6 喫煙目的室設置施設（喫煙目的室において客に飲食をさせる営業が行われる施設その他の政令で定める施設に限る。以下この項及び第八項において同じ。）の管理権原者は、帳簿を備え、当該喫煙目的室設置施設（第二十八条第七号の政令で定める要件に関し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。）

7 喫煙目的室設置施設等の管理権原者等は、二十歳未満の者を当該喫煙目的室設置施設等の喫煙目的室に立ち入らせてはならない。

8 喫煙目的室設置施設等の管理権原者等は、当該喫煙目的室設置施設等の営業について広告又は宣伝をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該喫煙目的室設置施設が喫煙目的室設置施設である旨を明らかにしなければならない。

9 喫煙目的室設置施設等の管理権原者は、喫煙目的室の場所を喫煙をすることができる場所としな  
いこととし、かつ、当該喫煙目的室において掲示された喫煙目的室標識を除去しな  
ければならない。

10 喫煙目的室設置施設等の管理権原者は、当該喫煙目的室設置施設等の喫煙目的室の場所を喫  
煙をすることができる場所とし、かつ、当該喫煙目的室において掲示された喫煙目的室設置施設にお  
いて掲示された喫煙目的室設置施設標識を除去しななければならない。

(喫煙目的室設置施設等の管理権原者に対する警告、命令等)

第三十六条 都道府県知事は、喫煙目的室設置施設が第二十八条第七号の政令で定める要件を満た  
していないと認めるときは、当該喫煙目的室設置施設等の管理権原者に対し、当該喫煙目的室設置  
施設等の喫煙目的室において掲示された喫煙目的室標識及び当該喫煙目的室設置施設において掲示  
された喫煙目的室設置施設標識を直ちに除去し、又は当該喫煙目的室設置施設が同号の政令で定  
める要件を満たすまでの間、当該喫煙目的室設置施設等の供用を停止することを警告することがで  
きる。

2 都道府県知事は、喫煙目的室設置施設等の喫煙目的室の構造又は設備が前条第一項の厚生労働省  
令で定める技術的基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該喫煙目的室設置施設等の管理権原  
者に対し、当該喫煙目的室において掲示された喫煙目的室標識及び当該喫煙目的室設置施設にお  
いて掲示された喫煙目的室設置施設標識(喫煙目的室設置施設に複数の喫煙目的室が設置されて  
いる場合にあつては、当該喫煙目的室設置施設等の喫煙目的室の構造又は設備が同項の厚生  
労働省令で定める技術的基準に適合しなくなつたと認めるときに限る。)を直ちに除去し、又は当  
該喫煙目的室の構造及び設備が同項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合するまでの間、当  
該喫煙目的室の供用を停止することを警告することができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定による警告を受けた喫煙目的室設置施設等の管理権原者が、その  
警告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による警告を受けた喫煙目的室設置施設等の管理権原  
者が、その警告に係る措置をとらなかつたときは、当該管理権原者に対し、その警告に係る措置  
をとるべきことを命ずることができる。

(標識の使用制限)

第三十七条 何人も、次に掲げる場合を除き、特定施設等において喫煙専用室標識、喫煙専用室設  
置施設等標識、喫煙目的室標識若しくは喫煙目的室設置施設標識(以下この条において「喫煙専  
用室標識等」と総称する。)又は喫煙専用室標識等に類似する標識を掲示してはならない。

一 第二種施設等の管理権原者が第三十三条第二項の規定により喫煙専用室標識を掲示する場合  
又は同条第三項の規定により喫煙専用室設置施設等標識を掲示する場合

二 喫煙目的施設等の管理権原者が第三十五条第二項の規定により喫煙目的室標識を掲示する場合  
又は同条第三項の規定により喫煙目的室設置施設標識を掲示する場合

2 何人も、次に掲げる場合を除き、喫煙専用室標識等を除去し、又は汚損その他喫煙専用室標識  
等の識別を困難にする行為をしてはならない。

一 喫煙専用室設置施設等の管理権原者が第三十三条第六項の規定により喫煙専用室標識を除去  
する場合、同条第七項の規定により喫煙専用室設置施設等標識を除去する場合又は第三十四条  
第一項の規定による警告若しくは同条第三項の規定に基づく命令に係る措置として喫煙専用室  
標識及び喫煙専用室設置施設等標識を除去する場合

二 喫煙目的室設置施設等の管理権原者が第三十五条第九項の規定により喫煙目的室標識を除去す  
る場合、同条第十項の規定により喫煙目的室設置施設標識を除去する場合又は前条第一項若し  
くは第二項の規定による警告若しくは同条第四項の規定に基づく命令に係る措置として喫煙目  
的室標識及び喫煙目的室設置施設標識を除去する場合

第二十五条の七(見出しを含む)中「特定施設」を「特定施設等」に改め、同条を第三十一条と  
する。

第二十五条の六の見出し中「特定施設」を「特定施設等」に改め、同条第一項中「特定施設」を  
「特定施設等」に改め、及び施設」の下に「又は旅客運送事業自動車等」を加え、同条第三項中「前  
項」を「前二項」に、「特定施設」を「特定施設等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の  
次に次の一項を加える。

3 旅客運送事業自動車等の管理権原者等は、当該旅客運送事業自動車等の喫煙禁止場所において、  
喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対し、喫煙の中止を求めよう努めなければならない。  
第二十五条の六を第三十条とする。

第二十五条の五の見出し中「特定施設」を「特定施設等」に改め、同条第一項を次のように改め  
る。

何人も、正当な理由がなく、特定施設等においては、次の各号に掲げる特定施設等の区分に  
応じ、当該特定施設等の当該各号に定める場所(以下この節において「喫煙禁止場所」という。)  
で喫煙をしてはならない。

一 第一種施設 次に掲げる場所以外の場所

イ 特定屋外喫煙場所

ロ 喫煙関連研究場所

二 第二種施設 次に掲げる場所以外の屋内の場所

イ 第三十三条第三項第一号に規定する喫煙専用室の場所

ロ 喫煙関連研究場所

三 喫煙目的施設 第三十五条第三項第一号に規定する喫煙目的室以外の屋内の場所

四 旅客運送事業自動車及び旅客運送事業航空機 内部の場所

五 旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶 第三十三条第三項第一号に規定する喫煙専  
用室以外の内部の場所

第二十五条の五第二項中「又は」の下に「同項第一号から第三号までに掲げる」を加え、同条を  
第二十九条とする。

第二十五条の四第二号中「次号」の下に「及び次節」を加え、同条第四号中「多数の者が利用す  
る施設のうち、次に掲げるもの」を「第一種施設、第二種施設及び喫煙目的施設」に改め、同号イ  
及びロを削り、同条第六号を同条第十四号とし、同条第五号中「特定施設」を「第一種施設」に改  
め、同号を同条第十三号とし、同条第四号の次に次の八号を加える。

五 第一種施設 多数の者が利用する施設のうち、次に掲げるものをいう。

イ 学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主とし  
て利用する施設として政令で定めるもの

ロ 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎(行政機関がその事務を処理するために使用する施  
設に限る。)

六 第二種施設 多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設をい  
う。

七 喫煙目的施設 多数の者が利用する施設のうち、その施設を利用する者に対して、喫煙をす  
る場所を提供することを主たる目的とする施設として政令で定める要件を満たすものをいう。

八 旅客運送事業自動車等 旅客運送事業自動車、旅客運送事業航空機、旅客運送事業鉄道等車  
両及び旅客運送事業船舶をいう。

九 旅客運送事業自動車 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)による旅客自動車運送  
事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車をいう。



第三十四条第二項及び第三項	喫煙専用室が	喫煙可能室が
	喫煙専用室設置施設等	喫煙可能室設置施設

- 2 前項の「既存特定飲食提供施設」とは、この法律の施行の際に存する第二種施設（新法第二十八條第六号に規定する第二種施設をいう。）のうち、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設（次の各号に掲げるいずれかの会社により営まれるもの又は当該施設の客席の部分の床面積が百平方メートルを超えるものを除く。）をいう。
    - 一 大規模会社（資本金の額又は出資の総額が五千万円を超える会社をいう。次号において同じ。）
    - 二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社のうち、次に掲げるもの
      - イ 一の大規模会社が発行済株式又は出資の総額又は総額の二分の一以上を有する会社
      - ロ 大規模会社が発行済株式又は出資の総額又は総額の三分の二以上を有する会社（イに掲げるものを除く。）
  - 3 喫煙可能室設置施設（第一項の規定により読み替えられた新法第三十三條第四項に規定する喫煙可能室設置施設をいう。以下この条及び附則第四條第二項第三号において同じ。）の管理権原者（新法第二十六條に規定する管理権原者をいう。次條第一項及び附則第四條において同じ。）は、前項に規定する既存特定飲食提供施設に該当することを証明する書類として厚生労働省令で定めるものを備え、これを保存しなければならない。
  - 4 喫煙可能室設置施設の管理権原者等（新法第三十條第一項に規定する管理権原者等をいう。次項並びに次條第二項及び第三項において同じ。）は、当該喫煙可能室設置施設の営業について広告又は宣伝をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該喫煙可能室設置施設が喫煙可能室設置施設である旨を明らかにしなければならない。
  - 5 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。次條第三項において同じ。）は、この条の規定の施行に必要な限度において、喫煙可能室設置施設の管理権原者等に対し、当該喫煙可能室設置施設の状態その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、喫煙可能室設置施設に立ち入り、当該喫煙可能室設置施設の状態若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
  - 6 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
  - 7 第五項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
  - 8 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。
    - 一 第三項の規定による書類を備え付けず、又は保存しなかつた者
    - 二 第五項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- （指定たばこ専用喫煙室に関する経過措置）
- 第三條 新法第三十三條第一項に規定する第二種施設等（以下この項並びに次條第一項第一号及び第四号において「第二種施設等」という。）の管理権原者が当該第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所を指定たばこ（新法第二十八條第一号に規定するたばこ（以下この項において「たばこ」という。）のうち、当該たばこから発生した煙（蒸気を含む。）が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの）をいう。以下この項において同じ。）のみの喫煙（新法第二十八條第二号に規定する喫煙をいう。）をすることができる場所として定めようとする場合における当該第二種施設等についての新法第二十九條第一項、第三十三條及び第三十四條の規定の適用については、この法律の公布の際における指定たばこによる受動喫煙が人の健康に及ぼす影響に関する科学的知見に鑑み、当分の間、次の表の上欄に掲げる新法の中欄の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十九條第一項第二号イ及び第五号並びに第三十三條の見出し	喫煙専用室	指定たばこ専用喫煙室
第三十三條第一項	たばこ	指定たばこ（たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの）をいう。以下この項において同じ。）
第三十三條第二項	専ら喫煙	喫煙（指定たばこのみの喫煙をいう。以下この条において同じ。）
第三十三條第二項	を専ら喫煙	を喫煙
第三十三條第二項	この節	この条及び次條第一項
第三十三條第二項	喫煙専用室標識	指定たばこ専用喫煙室標識
第三十三條第二項	専ら喫煙	喫煙
第三十三條第三項	喫煙専用室標識を	指定たばこ専用喫煙室標識を
第三十三條第三項	この節	この条及び次條第一項
第三十三條第三項	喫煙専用室設置施設等標識	指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識
第三十三條第三項	喫煙専用室（	指定たばこ専用喫煙室（
第三十三條第三項	喫煙専用室標識	指定たばこ専用喫煙室標識
第三十三條第四項	喫煙専用室が	指定たばこ専用喫煙室が
第三十三條第四項	この節	この条及び次條
第三十三條第四項	喫煙専用室設置施設等	指定たばこ専用喫煙室設置施設等
第三十三條第五項	喫煙専用室の	指定たばこ専用喫煙室の
第三十三條第五項	喫煙専用室に	指定たばこ専用喫煙室に
第三十三條第五項	喫煙専用室に	指定たばこ専用喫煙室に
第三十三條第六項	喫煙専用室の	指定たばこ専用喫煙室の
第三十三條第六項	専ら喫煙	喫煙
第三十三條第六項	喫煙専用室に	指定たばこ専用喫煙室に
第三十三條第六項	喫煙専用室標識	指定たばこ専用喫煙室標識





(特定施設等において現に業務に従事する者を使用する者の責務)

第五条 第二条の規定による改正後の健康増進法第二十五条の四第四号に規定する特定施設において附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務に従事する者の望まない受動喫煙(第二条の規定による改正後の健康増進法第二十五条の四第三号に規定する受動喫煙をいう。)を防止するため、当該使用する者又は当該特定施設の実情に応じ適切な措置をとるよう努めなければならない。

2 特定施設等(新法第二十八条第五号に規定する第一種施設を除く。)においてこの法律の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務に従事する者の望まない受動喫煙を防止するため、当該使用する者又は当該特定施設等の実情に応じ適切な措置をとるよう努めなければならない。(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律(附則第一条第三号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第九条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)の項中「第二十六条第二項及び第二十七条第一項(第二十九条第二項)を「第四十三条第二項及び第六十一条第一項(第六十三条第二項)に改める。」

(登録免許税法の一部改正)

第十条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第七十三号中「第二十六条第三項」を「第四十三条第三項」に改める。

(労働安全衛生法の一部改正)

第十一条 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第六十八条の二中「事業者は」の下に「室内又はこれに準ずる環境における」を加え、「室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること」を「健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)第二十五条の四第三号に規定する受動喫煙」に改める。

第七十条の三中「平成十四年法律第百三十三号」を削る。

第十二条 労働安全衛生法の一部を次のように改正する。

第六十八条の二中「第二十五条の四第三号」を「第二十八条第三号」に改める。

(国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法の一部改正)

第十三条 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法(平成十六年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第二号中「第二十六条第三項(同法第二十九条第二項)を「第四十三条第三項(同法第六十三条第二項)に、第二十六条第一項」を「第四十三条第一項」に、「第二十九条第一項」を「第六十三条第一項」に改め、同項第三号中「第二十七条第五項(同法第二十九条第二項及び第三十二条第三項)を「第六十一条第五項(同法第六十三条第二項及び第六十六条第三項)に改める。」

(消費者庁及び消費者委員会設置法の一部改正)

第十四条 消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十号中「第二十六条第一項」を「第四十三条第一項」に、「第三十一条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

内閣総理大臣 安倍 晋三  
総務大臣 野田 聖子  
財務大臣臨時代理 野田 聖子  
国務大臣 野田 聖子  
厚生労働大臣臨時代理 野田 聖子  
国務大臣 松山 政司

○ 健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）（抄）（第一条関係）	1
【公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】	
○ 健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）（抄）（第二条関係）	5
【公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】	
○ 健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）（抄）（第三条関係）	13
【平成三十二年四月一日施行】	
○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第九条関係）	38
【平成三十二年四月一日施行】	
○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）（附則第十条関係）	39
【平成三十二年四月一日施行】	
○ 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）（附則第十一条関係）	40
【公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】	
○ 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）（附則第十二条関係）	41
【平成三十二年四月一日施行】	
○ 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）（抄）（附則第十三条関係）	42
【平成三十二年四月一日施行】	
○ 消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）（抄）（附則第十四条関係）	43
【平成三十二年四月一日施行】	

○ 健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）（抄）（第一条関係）

【公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 基本方針等（第七条―第九条）</p> <p>第三章 国民健康・栄養調査等（第十条―第十六条の二）</p> <p>第四章 保健指導等（第十七条―第十九条の四）</p> <p>第五章 特定給食施設（第二十条―第二十四条）</p> <p>第六章 受動喫煙防止（第二十五条―第二十五条の六）</p> <p>第七章 特別用途表示等（第二十六条―第三十三条）</p> <p>第八章 雑則（第三十四条・第三十五条）</p> <p>第九章 罰則（第三十六条―第四十条）</p> <p>附則</p> <p>第五章 特定給食施設</p> <p>（削る。）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 基本方針等（第七条―第九条）</p> <p>第三章 国民健康・栄養調査等（第十条―第十六条の二）</p> <p>第四章 保健指導等（第十七条―第十九条の四）</p> <p>第五章 特定給食施設等</p> <p>第一節 特定給食施設における栄養管理（第二十条―第二十四条）</p> <p>第二節 受動喫煙の防止（第二十五条）</p> <p>第六章 特別用途表示等（第二十六条―第三十三条）</p> <p>第七章 雑則（第三十四条・第三十五条）</p> <p>第八章 罰則（第三十六条―第四十条）</p> <p>附則</p> <p>第五章 特定給食施設等</p> <p>第一節 特定給食施設における栄養管理</p>

第二十条～第二十四条 (略)

(削る。)

第六章 受動喫煙防止

(国及び地方公共団体の責務)

第二十五条 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

(関係者の協力)

第二十五条の二 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設(敷地を含む。次条第二項及び第二十五条の五において同じ。)を管理する者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(喫煙をする際の配慮義務等)

第二十五条の三 何人も、喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。

2 多数の者が利用する施設を管理する者は、喫煙をすることがで

第二十条～第二十四条 (略)

第二節 受動喫煙の防止

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

きる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。

(定義)

第二十五条の四 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 たばこ たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二条第三号に掲げる製造たばこであつて、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品をいう。

二 喫煙 人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。次号において同じ。）を発生させることをいう。

三 受動喫煙 人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。

(多数の者が利用する施設における受動喫煙の防止)

第二十五条の五 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、望まない受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(受動喫煙に関する調査研究)

(新設)

(新設)

第二十五条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。



第二十五条の六 国は、受動喫煙に関する調査研究その他の受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めなければならない。

第七章 特別用途表示等

第八章 雑則

第九章 罰則

(新設)

第六章 特別用途表示等

第七章 雑則

第八章 罰則

○ 健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）（抄）（第二条関係）

【公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 基本方針等（第七条―第九条）</p> <p>第三章 国民健康・栄養調査等（第十条―第十六条の二）</p> <p>第四章 保健指導等（第十七条―第十九条の四）</p> <p>第五章 特定給食施設（第二十条―第二十四条）</p> <p>第六章 受動喫煙防止</p> <p>第一節 総則（第二十五条―第二十五条の四）</p> <p>第二節 受動喫煙を防止するための措置（第二十五条の五―第二十五条の十三）</p> <p>第七章 特別用途表示等（第二十六条―第三十三条）</p> <p>第八章 雑則（第三十四条・第三十五条）</p> <p>第九章 罰則（第三十六条―第四十二条）</p> <p>附則</p> <p>第六章 受動喫煙防止</p> <p>第一節 総則</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 基本方針等（第七条―第九条）</p> <p>第三章 国民健康・栄養調査等（第十条―第十六条の二）</p> <p>第四章 保健指導等（第十七条―第十九条の四）</p> <p>第五章 特定給食施設（第二十条―第二十四条）</p> <p>第六章 受動喫煙防止（第二十五条―第二十五条の六）</p> <p>第七章 特別用途表示等（第二十六条―第三十三条）</p> <p>第八章 雑則（第三十四条・第三十五条）</p> <p>第九章 罰則（第三十六条―第四十条）</p> <p>附則</p> <p>第六章 受動喫煙防止</p> <p>（新設）</p>

第二十五条 (略)

(関係者の協力)

第二十五条の二 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設(敷地を含む。以下この章において同じ。)の管理権原者(施設)の管理について権原を有する者をいう。以下この章において同じ。  
。その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(喫煙をする際の配慮義務等)

第二十五条の三 何人も、特定施設の第二十五条の五第一項に規定する喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。

2 多数の者が利用する施設の管理権原者は、喫煙をすることができるところを定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。

(定義)

第二十五条の四 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 三 (略)

四 特定施設 多数の者が利用する施設のうち、次に掲げるものをいう。

第二十五条 (略)

(関係者の協力)

第二十五条の二 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設(敷地を含む。次条第二項及び第二十五条の五において同じ。)を管理する者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(喫煙をする際の配慮義務等)

第二十五条の三 何人も、喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。

2 多数の者が利用する施設を管理する者は、喫煙をすることができるところを定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。

(定義)

第二十五条の四 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 三 (略)

(新設)

イ 学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの

ロ 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）

五 特定屋外喫煙場所 特定施設の屋外の場所の一部の場所のうち、当該特定施設の管理権原者によって区画され、厚生労働省令で定めるところにより、喫煙をすることができるところである旨を記載した標識の掲示その他の厚生労働省令で定める受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいう。

六 喫煙関連研究場所 たばこに関する研究開発（喫煙を伴うものに限る。）の用に供する場所をいう。

（削る。）

## 第二節 受動喫煙を防止するための措置

（特定施設における喫煙の禁止等）

第二十五条の五 何人も、正当な理由がなくて、特定施設においては、特定屋外喫煙場所及び喫煙関連研究場所以外の場所（以下こ

（新設）

（新設）

（多数の者が利用する施設における受動喫煙の防止）

第二十五条の五 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、望まない受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（新設）

（新設）

の節において「喫煙禁止場所」という。)で喫煙をしてはならない。

2 都道府県知事は、前項の規定に違反して喫煙をしている者に対し、喫煙の中止又は特定施設の喫煙禁止場所からの退出を命ずることができる。

(特定施設の管理権原者等の責務)

第二十五条の六 特定施設の管理権原者等(管理権原者及び施設の管理者をいう。以下この節において同じ。)は、当該特定施設の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならない。

2 特定施設の管理権原者等は、当該特定施設の喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対し、喫煙の中止又は当該喫煙禁止場所からの退出を求めるよう努めなければならない。

3 前項に定めるもののほか、特定施設の管理権原者等は、当該特定施設における受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めなければならない。

(特定施設の管理権原者等に対する指導及び助言)

第二十五条の七 都道府県知事は、特定施設の管理権原者等に対し、当該特定施設における受動喫煙を防止するために必要な指導及び助言をすることができる。

(特定施設の管理権原者等に対する勧告、命令等)

(新設)

(新設)

第二十五条の八 都道府県知事は、特定施設の管理権原者等が第二

十五条の六第一項の規定に違反して器具又は設備を喫煙の用に供  
することができると認めるときは、当該管理権原者等  
に対し、期限を定めて、当該器具又は設備の撤去その他当該器具  
又は設備を喫煙の用に供することができないようにするための措  
置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた特定施設の管  
理権原者等が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その  
旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた特定施設の  
管理権原者等が、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当  
該管理権原者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をと  
るべきことを命ずることができる。

(立入検査等)

第二十五条の九 都道府県知事は、この節の規定の施行に必要な限  
度において、特定施設の管理権原者等に対し、当該特定施設の喫  
煙禁止場所における専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備  
の撤去その他の受動喫煙を防止するための措置の実施状況に関し  
報告をさせ、又はその職員に、特定施設に立ち入り、当該措置の  
実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは  
関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を  
示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたもの

(新設)

(新設)



と解釈してはならない。

(多数の者が利用する施設における受動喫煙の防止)

第二十五条の十 多数の者が利用する施設(特定施設を除く。)の管理権原者等は、当該施設を利用する者について、望まない受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(適用除外)

第二十五条の十一 次に掲げる場所については、この節の規定(第二十五条の六第三項、前条及びこの条の規定を除く。以下この条において同じ。)は、適用しない。

一 人の居住の用に供する場所

二 その他前号に掲げる場所に準ずる場所として政令で定めるものの

2 特定施設の場所に前項各号に掲げる場所に該当する場所がある場合においては、当該特定施設の場所(当該同項各号に掲げる場所に該当する場所に限る。)については、この節の規定は、適用しない。

3 特定施設の場所において現に運行している自動車の内部の場所については、この節の規定は、適用しない。

第二十五条の十二 (略)

(経過措置)

(新設)

(新設)

第二十五条の六 (略)

第二十五条の十三 この章の規定に基づき政令又は厚生労働省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は厚生労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

## 第七章 特別用途表示等

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第二十六条の十 登録試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第四十条第二号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2 (略)

## 第九章 罰則

第四十条 第二十五条の八第三項の規定に基づく命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

（新設）

## 第七章 特別用途表示等

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第二十六条の十 登録試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第四十条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2 (略)

## 第九章 罰則

第四十条 第二十六条の十第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規

第四十一条 第二十五条の五第二項の規定に基づく命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。  
(新設)

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

(新設)

一 第二十五条の九第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 第二十六条の十第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 基本方針等（第七条―第九条）</p> <p>第三章 国民健康・栄養調査等（第十条―第十六条の二）</p> <p>第四章 保健指導等（第十七条―第十九条の四）</p> <p>第五章 特定給食施設（第二十条―第二十四条）</p> <p>第六章 受動喫煙防止</p> <p>第一節 総則（第二十五条―第二十八条）</p> <p>第二節 受動喫煙を防止するための措置（第二十九条―第四十条）</p> <p>二条）</p> <p>第七章 特別用途表示等（第四十三条―第六十七条）</p> <p>第八章 雑則（第六十八条・第六十九条）</p> <p>第九章 罰則（第七十条―第七十八条）</p> <p>附則</p> <p>（関係者の協力）</p> <p>第二十六条 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設（敷地を含む。以下この章において同じ。）及び旅客運送事業自動車等の管理権原者（施設又は旅客運送事業自動車等の管理について</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 基本方針等（第七条―第九条）</p> <p>第三章 国民健康・栄養調査等（第十条―第十六条の二）</p> <p>第四章 保健指導等（第十七条―第十九条の四）</p> <p>第五章 特定給食施設（第二十条―第二十四条）</p> <p>第六章 受動喫煙防止</p> <p>第一節 総則（第二十五条―第二十五条の四）</p> <p>第二節 受動喫煙を防止するための措置（第二十五条の五―第二十五条の十三）</p> <p>第七章 特別用途表示等（第二十六条―第三十三条）</p> <p>第八章 雑則（第三十四条・第三十五条）</p> <p>第九章 罰則（第三十六条―第四十二条）</p> <p>附則</p> <p>（関係者の協力）</p> <p>第二十五条の二 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設（敷地を含む。以下この章において同じ。）の管理権原者（施設</p> <p>の管理について権原を有する者をいう。以下この章において同じ</p>

権原を有する者をいう。以下この章において同じ。）その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（喫煙をする際の配慮義務等）

第二十七条 何人も、特定施設及び旅客運送事業自動車等（以下この章において「特定施設等」という。）の第二十九条第一項に規定する喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。

2 特定施設等の管理権原者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。

（定義）

第二十八条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 （略）
- 二 喫煙 人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。次号及び次節において同じ。）を発生させることをいう。
- 三 （略）

- 四 特定施設 第一種施設、第二種施設及び喫煙目的施設をいう。

。その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（喫煙をする際の配慮義務等）

第二十五条の三 何人も、特定施設の第二十五条の五第一項に規定する喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。

2 多数の者が利用する施設の管理権原者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。

（定義）

第二十五条の四 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 （略）
- 二 喫煙 人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。次号において同じ。）を発生させることをいう。
- 三 （略）

- 四 特定施設 多数の者が利用する施設のうち、次に掲げるものをいう。

(削る。)

(削る。)

五| 第一種施設 多数の者が利用する施設のうち、次に掲げるものをいう。

イ| 学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの

ロ| 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）

六| 第二種施設 多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設をいう。

七| 喫煙目的施設 多数の者が利用する施設のうち、その施設を利用する者に対して、喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設として政令で定める要件を満たすものをいう。

八| 旅客運送事業自動車等 旅客運送事業自動車、旅客運送事業航空機、旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶をいう。

九| 旅客運送事業自動車 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車をいう。

十| 旅客運送事業航空機 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による本邦航空運送事業者（旅客の運送を行うものに限

イ| 学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの

ロ| 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)



る。）が旅客の運送を行うためその事業の用に供する航空機をいう。

十一 旅客運送事業鉄道等車両 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うものに限る。）及び索道事業者（旅客の運送を行うものに限る。）並びに軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。）が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両又は搬器をいう。

十二 旅客運送事業船舶 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）による船舶運航事業者（旅客の運送を行うものに限る。）が旅客の運送を行うためその事業の用に供する船舶（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶に限る。）をいう。

十三 特定屋外喫煙場所 第一種施設の屋外の場所の一部の場所のうち、当該第一種施設の管理権原者によつて区画され、厚生労働省令で定めるところにより、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識の掲示その他の厚生労働省令で定める受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいう。

十四 （略）

（特定施設等における喫煙の禁止等）

第二十九条 何人も、正当な理由がなくて、特定施設等においては、次の各号に掲げる特定施設等の区分に応じ、当該特定施設等の当該各号に定める場所（以下この節において「喫煙禁止場所」という。）で喫煙をしてはならない。

（新設）

（新設）

五 特定屋外喫煙場所 特定施設の屋外の場所の一部の場所のうち、当該特定施設の管理権原者によつて区画され、厚生労働省令で定めるところにより、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識の掲示その他の厚生労働省令で定める受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいう。

六 （略）

（特定施設等における喫煙の禁止等）

第二十五条の五 何人も、正当な理由がなくて、特定施設においては、特定屋外喫煙場所及び喫煙関連研究場所以外の場所（以下この節において「喫煙禁止場所」という。）で喫煙をしてはならない。

一| 第一種施設 次に掲げる場所以外の場所

イ| 特定屋外喫煙場所

ロ| 喫煙関連研究場所

二| 第二種施設 次に掲げる場所以外の屋内の場所

イ| 第三十三条第三項第一号に規定する喫煙専用室の場所

ロ| 喫煙関連研究場所

三| 喫煙目的施設 第三十五条第三項第一号に規定する喫煙目的室以外の屋内の場所

四| 旅客運送事業自動車及び旅客運送事業航空機 内部の場所

五| 旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶 第三十三条第三項第一号に規定する喫煙専用室以外の内部の場所

2 都道府県知事は、前項の規定に違反して喫煙をしている者に対し、喫煙の中止又は同項第一号から第三号までに掲げる特定施設の喫煙禁止場所からの退出を命ずることができる。

(特定施設等の管理権原者等の責務)

第三十条 特定施設等の管理権原者等(管理権原者及び施設又は旅客運送事業自動車等の管理者をいう。以下この節において同じ。

)は、当該特定施設等の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならない。

2 (略)

3| 旅客運送事業自動車等の管理権原者等は、当該旅客運送事業自動車等の喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対し、喫煙の中止を求めよう努めなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定に違反して喫煙をしている者に対し、喫煙の中止又は特定施設の喫煙禁止場所からの退出を命ずることができる。

(特定施設の管理権原者等の責務)

第二十五条の六 特定施設の管理権原者等(管理権原者及び施設の管理者をいう。以下この節において同じ。)は、当該特定施設の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならない。

2 (略)

(新設)

4 前二項に定めるもののほか、特定施設等の管理権原者等は、当該特定施設等における受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めなければならない。

(特定施設等の管理権原者等に対する指導及び助言)

第三十一条 都道府県知事は、特定施設等の管理権原者等に対し、当該特定施設等における受動喫煙を防止するために必要な指導及び助言をすることができる。

(特定施設等の管理権原者等に対する勧告、命令等)

第三十二条 都道府県知事は、特定施設等の管理権原者等が第三十条第一項の規定に違反して器具又は設備を喫煙の用に供することができている状態を設置しているときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、当該器具又は設備の撤去その他当該器具又は設備を喫煙の用に供することができないようにするための措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた特定施設等の管理権原者等が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた特定施設等の管理権原者等が、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(喫煙専用室)

3 前項に定めるもののほか、特定施設の管理権原者等は、当該特定施設における受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めなければならない。

(特定施設の管理権原者等に対する指導及び助言)

第二十五条の七 都道府県知事は、特定施設の管理権原者等に対し、当該特定施設における受動喫煙を防止するために必要な指導及び助言をすることができる。

(特定施設の管理権原者等に対する勧告、命令等)

第二十五条の八 都道府県知事は、特定施設の管理権原者等が第二十五条の六第一項の規定に違反して器具又は設備を喫煙の用に供することができている状態を設置しているときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、当該器具又は設備の撤去その他当該器具又は設備を喫煙の用に供することができないようにするための措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた特定施設の管理権原者等が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた特定施設の管理権原者等が、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第三十三条 第二種施設等（第二種施設並びに旅客運送事業鉄道等

車両及び旅客運送事業船舶をいう。以下この条及び第三十七条第一項第一号において同じ。）の管理権原者は、当該第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所であつて、構造及び設備がその室外の場所（特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。）へのたばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室（次項及び第三項第一号において「基準適合室」という。）の場所を専ら喫煙をすることができる場所として定めることができる。

2| 第二種施設等の管理権原者は、前項の規定により当該第二種施設等の基準適合室の場所を専ら喫煙をすることができる場所として定めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所の出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識（以下この節において「喫煙専用室標識」という。）を掲示しなければならない。

一| 当該場所が専ら喫煙をすることができる場所である旨

二| 当該場所への二十歳未満の者の立入りが禁止されている旨

三| その他厚生労働省令で定める事項

3| 第二種施設等の管理権原者は、前項の規定により喫煙専用室標識を掲示したときは、厚生労働省令で定めるところにより、直ちに、当該第二種施設等の主たる出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識（以下この節において「喫煙専用室設置施設等標識」という。）を掲示しなければならない。ただし、当該第二種施設等の主たる出入口の見やすい箇所に、既に喫煙専用室設置施設等標識が掲示されている場合は、この限りでない。

（新設）

一 喫煙専用室（前項の規定により喫煙専用室標識が掲示されている基準適合室をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）が設置されている旨

二 その他厚生労働省令で定める事項

4 喫煙専用室が設置されている第二種施設等（以下この節において「喫煙専用室設置施設等」という。）の管理権原者は、当該喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室の構造及び設備を第一項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならない。

5 喫煙専用室設置施設等の管理権原者等は、二十歳未満の者を当該喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室に立ち入らせてはならない。

6 喫煙専用室設置施設等の管理権原者は、喫煙専用室の場所を専ら喫煙をすることができる場所としないこととし、そうときは、当該喫煙専用室において掲示された喫煙専用室標識を除去しなければならない。

7 喫煙専用室設置施設等の管理権原者は、当該喫煙専用室設置施設等の全ての喫煙専用室の場所を専ら喫煙をすることができる場所としないこととしたときは、直ちに、当該喫煙専用室設置施設等において掲示された喫煙専用室設置施設等標識を除去しなければならない。

（喫煙専用室設置施設等の管理権原者に対する勧告、命令等）

第三十四条 都道府県知事は、喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室の構造又は設備が前条第一項の厚生労働省令で定める技術的基準

（新設）

に適合しなくなったと認めるときは、当該喫煙専用室設置施設等の管理権原者に対し、当該喫煙専用室において掲示された喫煙専用室標識及び当該喫煙専用室設置施設等において掲示された喫煙専用室設置施設等標識（喫煙専用室設置施設等に複数の喫煙専用室が設置されている場合にあつては、当該喫煙専用室設置施設等の全ての喫煙専用室の構造又は設備が同項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合しなくなったと認めるときに限る。）を直ちに除去し、又は当該喫煙専用室の構造及び設備が同項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合するまでの間、当該喫煙専用室の供用を停止することを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた喫煙専用室設置施設等の管理権原者が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた喫煙専用室設置施設等の管理権原者が、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該管理権原者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（喫煙目的室）

第三十五条 喫煙目的施設の管理権原者は、当該喫煙目的施設の屋内の場所の全部又は一部の場所であつて、構造及び設備がその室外の場所（特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。）へのたばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室（次項及び第三項第一号において「基準適合室」という。）の場所を喫煙をすることができる場所として

（新設）



定めることができる。

2| 喫煙目的施設の管理権原者は、前項の規定により当該喫煙目的施設の基準適合室の場所を喫煙をすることができる場所として定めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所の出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識（以下この節において「喫煙目的室標識」という。）を掲示しなければならぬ。

一| 当該場所が喫煙を目的とする場所である旨

二| 当該場所への二十歳未満の者の立入りが禁止されている旨

三| その他厚生労働省令で定める事項

3| 喫煙目的施設の管理権原者は、前項の規定により喫煙目的室標識を掲示したときは、厚生労働省令で定めるところにより、直ちに、当該喫煙目的施設の主たる出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識（以下この節において「喫煙目的室設置施設標識」という。）を掲示しなければならない。ただし、当該喫煙目的施設の主たる出入口の見やすい箇所に、既に喫煙目的室設置施設標識が掲示されている場合は、この限りでない。

一| 喫煙目的室（前項の規定により喫煙目的室標識が掲示されている基準適合室をいう。以下この条及び次条において同じ。）が設置されている旨

二| その他厚生労働省令で定める事項

4| 喫煙目的室が設置されている喫煙目的施設（以下この節において「喫煙目的室設置施設」という。）の管理権原者は、当該喫煙目的室設置施設が第二十八条第七号の政令で定める要件を満たすように維持しなければならない。

5 喫煙目的室設置施設の管理権原者は、当該喫煙目的室設置施設の喫煙目的室の構造及び設備を第一項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならない。

6 喫煙目的室設置施設（喫煙目的室において客に飲食をさせる営業が行われる施設その他の政令で定める施設に限る。以下この項及び第八項において同じ。）の管理権原者は、帳簿を備え、当該喫煙目的室設置施設の第二十八条第七号の政令で定める要件に関し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

7 喫煙目的室設置施設の管理権原者等は、二十歳未満の者を当該喫煙目的室設置施設の喫煙目的室に立ち入らせてはならない。

8 喫煙目的室設置施設の管理権原者等は、当該喫煙目的室設置施設の営業について広告又は宣伝をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該喫煙目的室設置施設が喫煙目的室設置施設である旨を明らかにしなければならない。

9 喫煙目的室設置施設の管理権原者は、喫煙目的室の場所を喫煙をすることができる場所としないこととしようとするときは、当該喫煙目的室において掲示された喫煙目的室標識を除去しなければならない。

10 喫煙目的室設置施設の管理権原者は、当該喫煙目的室設置施設の全ての喫煙目的室の場所を喫煙をすることができる場所としな  
いこととしたときは、直ちに、当該喫煙目的室設置施設において  
掲示された喫煙目的室設置施設標識を除去しなければならない。

（喫煙目的室設置施設の管理権原者に対する勧告、命令等）

第三十六条 都道府県知事は、喫煙目的室設置施設が第二十八条第

七号の政令で定める要件を満たしていないと認めるときは、当該喫煙目的室設置施設の管理権原者に対し、当該喫煙目的室設置施設において掲示された喫煙目的室標識及び当該喫煙目的室設置施設において掲示された喫煙目的室設置施設標識を直ちに除去し、又は当該喫煙目的室設置施設が同号の政令で定める要件を満たすまでの間、当該喫煙目的室設置施設の供用を停止することを勧告することができる。

2 都道府県知事は、喫煙目的室設置施設の喫煙目的室の構造又は設備が前条第一項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該喫煙目的室設置施設の管理権原者に対し、当該喫煙目的室において掲示された喫煙目的室標識及び当該喫煙目的室設置施設において掲示された喫煙目的室設置施設標識（喫煙目的室設置施設に複数の喫煙目的室が設置されている場合にあっては、当該喫煙目的室設置施設の全ての喫煙目的室の構造又は設備が同項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合しなくなつたと認めるときに限る。）を直ちに除去し、又は当該喫煙目的室の構造及び設備が同項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合するまでの間、当該喫煙目的室の供用を停止することを勧告することができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定による勧告を受けた喫煙目的室設置施設の管理権原者が、その勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた喫煙目的室設置施設の管理権原者が、その勧告に係る措置をとら

（新設）

なかつたときは、当該管理権原者に對し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(標識の使用制限)

第三十七条 何人も、次に掲げる場合を除き、特定施設等において喫煙専用室標識、喫煙専用室設置施設等標識、喫煙目的室標識若しくは喫煙目的室設置施設標識（以下この条において「喫煙専用室標識等」と総称する。）又は喫煙専用室標識等に類似する標識を掲示してはならない。

一 第二種施設等の管理権原者が第三十三条第二項の規定により喫煙専用室標識を掲示する場合又は同条第三項の規定により喫煙専用室設置施設等標識を掲示する場合

二 喫煙目的施設の管理権原者が第三十五条第二項の規定により喫煙目的室標識を掲示する場合又は同条第三項の規定により喫煙目的室設置施設標識を掲示する場合

2 何人も、次に掲げる場合を除き、喫煙専用室標識等を除去し、又は汚損その他喫煙専用室標識等の識別を困難にする行為をしてはならない。

一 喫煙専用室設置施設等の管理権原者が第三十三条第六項の規定により喫煙専用室標識を除去する場合、同条第七項の規定により喫煙専用室設置施設等標識を除去する場合又は第三十四条第一項の規定による勧告若しくは同条第三項の規定に基づく命令に係る措置として喫煙専用室標識及び喫煙専用室設置施設等標識を除去する場合

二 喫煙目的室設置施設の管理権原者が第三十五条第九項の規定

(新設)

により喫煙目的室標識を除去する場合、同条第十項の規定により喫煙目的室設置施設標識を除去する場合又は前条第一項若しくは第二項の規定による勧告若しくは同条第四項の規定に基づく命令に係る措置として喫煙目的室標識及び喫煙目的室設置施設標識を除去する場合

(立入検査等)

第三十八条 都道府県知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、特定施設等の管理権原者等に対し、当該特定施設等の喫煙禁止場所における専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備の撤去その他の受動喫煙を防止するための措置の実施状況に関し報告をさせ、又はその職員に、特定施設等に立ち入り、当該措置の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

(適用関係)

第三十九条 第一種施設の場所に第一種施設以外の特定施設に該当する場所がある場合においては、当該場所については、第一種施設の場所としてこの章の規定を適用する。

2 | 旅客運送事業鉄道等車両の場所又は旅客運送事業船舶の場所において現に運行している旅客運送事業自動車の内部の場所については、旅客運送事業自動車に関するこの章の規定を適用する。

3 | 旅客運送事業自動車の場所又は旅客運送事業航空機の場所に特定施設に該当する場所がある場合においては、当該場所について

(立入検査等)

第二十五条の九 都道府県知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、特定施設の管理権原者等に対し、当該特定施設の喫煙禁止場所における専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備の撤去その他の受動喫煙を防止するための措置の実施状況に関し報告をさせ、又はその職員に、特定施設等に立ち入り、当該措置の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

(新設)

は、旅客運送事業自動車の場所又は旅客運送事業航空機の場所としてこの章の規定を適用する。

4 旅客運送事業鉄道等車両の場所又は旅客運送事業船舶の場所に特定施設に該当する場所がある場合においては、当該場所については、特定施設の場所としてこの章の規定を適用する。

5 特定施設の場所において現に運行している旅客運送事業自動車等の内部の場所については、旅客運送事業自動車等に関するこの章の規定を適用する。

(削る。)

(適用除外)

第四十条 次に掲げる場所については、この節の規定(第三十条第四項及びこの条の規定を除く。以下この条において同じ。)は、適用しない。

一 人の居住の用に供する場所(次号に掲げる場所を除く。)

二 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する旅館業の施設の客室の場所(同条第三項に規定する簡易宿所営業の施設及び同条第四項に規定する下宿営業の施設の客室(個室を除く。))の場所を除く。

三 その他前二号に掲げる場所に準ずる場所として政令で定める

(多数の者が利用する施設における受動喫煙の防止)

第二十五条の十 多数の者が利用する施設(特定施設を除く。)の管理権原者等は、当該施設を利用する者について、望まない受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(適用除外)

第二十五条の十一 次に掲げる場所については、この節の規定(第二十五条の六第三項、前条及びこの条の規定を除く。以下この条において同じ。)は、適用しない。

一 人の居住の用に供する場所

(新設)

二 その他前号に掲げる場所に準ずる場所として政令で定めるも



もの

2 特定施設等の場所に前項各号に掲げる場所に該当する場所がある場合においては、当該特定施設等の場所（当該同項各号に掲げる場所に該当する場所に限る。）については、この節の規定は、適用しない。

3 特定施設等の場所において一般自動車等（旅客運送事業自動車等以外の自動車、航空機、鉄道車両又は船舶をいう。）が現に運行している場合における当該一般自動車等の内部の場所については、この節の規定は、適用しない。

第四十一条・第四十二条（略）

第七章 特別用途表示等

第四十三条・第四十四条（略）

（欠格条項）

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する法人は、第四十三条第三項の登録を受けることができない。

一（略）

二 第五十五条の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない法人

三 第五十五条の規定による登録の取消しの日前三十日以内における取消しに係る法人の業務を行う役員であった者でその取消しの日から二年を経過しないものがその業務を行う役員となつて

の

2 特定施設の場所に前項各号に掲げる場所に該当する場所がある場合においては、当該特定施設の場所（当該同項各号に掲げる場所に該当する場所に限る。）については、この節の規定は、適用しない。

3 特定施設の場所において現に運行している自動車の内部の場所については、この節の規定は、適用しない。

第二十五条の十二・第二十五条の十三（略）

第七章 特別用途表示等

第二十六条・第二十六条の二（略）

（欠格条項）

第二十六条の三 次の各号のいずれかに該当する法人は、第二十六条第三項の登録を受けることができない。

一（略）

二 第二十六条の十三の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人

三 第二十六条の十三の規定による登録の取消しの日前三十日以内における取消しに係る法人の業務を行う役員であった者でその取消しの日から二年を経過しないものがその業務を行う役員と

いる法人

(登録の基準)

第四十六条 内閣総理大臣は、第四十四条の規定により登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、内閣府令で定める。

一・二 (略)

三 登録申請者が、第四十三条第一項若しくは第六十三条第一項の規定により許可若しくは承認を受けなければならないこととされる食品を製造し、輸入し、又は販売する食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四条第八項に規定する営業者(以下この号及び第五十二条第二項において「特別用途食品営業業者」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ〜ハ (略)

2 (略)

第四十七条〜第五十一条 (略)

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第五十二条 登録試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、

なっている法人

(登録の基準)

第二十六条の四 内閣総理大臣は、第二十六条の二の規定により登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、内閣府令で定める。

一・二 (略)

三 登録申請者が、第二十六条第一項若しくは第二十九条第一項の規定により許可若しくは承認を受けなければならないこととされる食品を製造し、輸入し、又は販売する食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四条第八項に規定する営業者(以下この号及び第二十六条の十第二項において「特別用途食品営業業者」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ〜ハ (略)

2 (略)

第二十六条の五〜第二十六条の九 (略)

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十六条の十 登録試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方

磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第七十八条第三号において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2 (略)

第五十三条 (略)

(適合命令)

第五十四条 内閣総理大臣は、登録試験機関が第四十六条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録試験機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第五十五条 内閣総理大臣は、登録試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて許可試験の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四十五条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第四十八条、第四十九条、第五十一条、第五十二条第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第五十二条第二項各号の規定による請

式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第四十条第二号において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2 (略)

第二十六条の十一 (略)

(適合命令)

第二十六条の十二 内閣総理大臣は、登録試験機関が第二十六条の四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録試験機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第二十六条の十三 内閣総理大臣は、登録試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて許可試験の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十六条の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第二十六条の六、第二十六条の七、第二十六条の九、第二十条の十第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第二十六条の十第二項各号の規定によ

求を拒んだとき。

四 第五十条第一項の認可を受けた試験業務規程によらないで許可試験を行ったとき。

五 第五十条第三項又は前条の規定による命令に違反したとき。

六 不正の手段により第四十三条第三項の登録（第四十七条第一項の登録の更新を含む。）を受けたとき。

第五十六条～第五十九条（略）

（公示）

第六十条 内閣総理大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第四十三条第三項の登録をしたとき。

二 第四十七条第一項の規定により登録試験機関の登録がその効力を失ったとき。

三 第四十九条の規定による届出があったとき。

四 第五十一条の規定による許可をしたとき。

五 第五十五条の規定により登録試験機関の登録を取り消し、又は許可試験の業務の停止を命じたとき。

第六十一条（略）

（特別用途表示の許可の取消し）

第六十二条 内閣総理大臣は、第四十三条第一項の許可を受けた者

る請求を拒んだとき。

四 第二十六条の八第一項の認可を受けた試験業務規程によらないで許可試験を行ったとき。

五 第二十六条の八第三項又は前条の規定による命令に違反したとき。

六 不正の手段により第二十六条第三項の登録（第二十六条の五第一項の登録の更新を含む。）を受けたとき。

第二十六条の十四～第二十六条の十七（略）

（公示）

第二十六条の十八 内閣総理大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第二十六条第三項の登録をしたとき。

二 第二十六条の五第一項の規定により登録試験機関の登録がその効力を失ったとき。

三 第二十六条の七の規定による届出があったとき。

四 第二十六条の九の規定による許可をしたとき。

五 第二十六条の十三の規定により登録試験機関の登録を取り消し、又は許可試験の業務の停止を命じたとき。

第二十七条（略）

（特別用途表示の許可の取消し）

第二十八条 内閣総理大臣は、第二十六条第一項の許可を受けた者

が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- 一 第四十三条第六項の規定に違反したとき。
- 二・三 (略)

(特別用途表示の承認)

第六十三条 (略)

2 第四十三条第二項から第七項まで及び前条の規定は前項の承認について、第六十一条の規定は同項の承認に係る食品について準用する。この場合において、第四十三条第二項中「その営業所の所在地の都道府県知事を経由して内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、第六十一条第一項中「製造施設、貯蔵施設」とあるのは「貯蔵施設」と読み替えるものとする。

(特別用途表示がされた食品の輸入の許可)

第六十四条 本邦において販売に供する食品であつて、第四十三条第一項の規定による許可又は前条第一項の規定による承認を受けずに特別用途表示がされたものを輸入しようとする者については、その者を第四十三条第一項に規定する特別用途表示をしようとする者とみなして、同条及び第七十二条第二号の規定を適用する。

第六十五条 (略)

が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- 一 第二十六条第六項の規定に違反したとき。
- 二・三 (略)

(特別用途表示の承認)

第二十九条 (略)

2 第二十六条第二項から第七項まで及び前条の規定は前項の承認について、第二十七条の規定は同項の承認に係る食品について準用する。この場合において、第二十六条第二項中「その営業所の所在地の都道府県知事を経由して内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、第二十七条第一項中「製造施設、貯蔵施設」とあるのは「貯蔵施設」と、前条第一号中「第二十六条第六項」とあるのは「次条第二項において準用する第二十六条第六項」と読み替えるものとする。

(特別用途表示がされた食品の輸入の許可)

第三十条 本邦において販売に供する食品であつて、第二十六条第一項の規定による許可又は前条第一項の規定による承認を受けずに特別用途表示がされたものを輸入しようとする者については、その者を第二十六条第一項に規定する特別用途表示をしようとする者とみなして、同条及び第三十七条第二号の規定を適用する。

第三十一条 (略)

(勧告等)

第六十六条 (略)

2 (略)

3 第六十一条の規定は、食品として販売に供する物であつて健康保持増進効果等についての表示がされたもの（特別用途食品及び第六十三条第一項の承認を受けた食品を除く。）について準用する。

4 (略)

(再審査請求等)

第六十七条 第六十一条第一項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により保健所を設置する市又は特別区の長が行う処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、内閣総理大臣に対して再審査請求をすることができる。

2 保健所を設置する市又は特別区の長が第六十一条第一項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があつたときは、当該裁決に不服がある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、内閣総理大臣に対して再々審査請求をすることができる。

(勧告等)

第三十二条 (略)

2 (略)

3 第二十七条の規定は、食品として販売に供する物であつて健康保持増進効果等についての表示がされたもの（特別用途食品及び第二十九条第一項の承認を受けた食品を除く。）について準用する。

4 (略)

(再審査請求等)

第三十三条 第二十七条第一項（第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により保健所を設置する市又は特別区の長が行う処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、内閣総理大臣に対して再審査請求をすることができる。

2 保健所を設置する市又は特別区の長が第二十七条第一項（第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があつたときは、当該裁決に不服がある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、内閣総理大臣に対して再々審査請求をすることができる。



第八章 雑則

(事務の区分)

第六十八条 第十条第三項、第十一条第一項、第四十三条第二項及び第六十一条第一項(第六十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六十九条 (略)

第九章 罰則

第七十条 (略)

2 (略)

3 第五十三条第一項の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

4 第五十五条の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十一条 第六十六条第二項の規定に基づく命令に違反した者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第八章 雑則

(事務の区分)

第三十四条 第十条第三項、第十一条第一項、第二十六条第二項及び第二十七条第一項(第二十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三十五条 (略)

第九章 罰則

第三十六条 (略)

2 (略)

3 第二十六条の十一第一項の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

4 第二十六条の十三の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十六条の二 第三十二条第二項の規定に基づく命令に違反した者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 第四十三条第一項の規定に違反した者
- 三 第五十七条第二項の規定による命令に違反した者

第七十三条 次に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした登録試験機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五十一条の規定による許可を受けないで、許可試験の業務を廃止したとき。
- 二 第五十六条の規定による帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
- 三 第五十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 四 第五十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第七十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 第六十一条第一項(第六十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 第二十六条第一項の規定に違反した者
- 三 第二十六条の十五第二項の規定による命令に違反した者

第三十七条の二 次に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした登録試験機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十六条の九の規定による許可を受けないで、許可試験の業務を廃止したとき。
- 二 第二十六条の十四の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
- 三 第二十六条の十六の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 四 第二十六条の十七第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 第二十七条第一項(第二十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第七十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第七十二条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第三十二条第三項、第三十四条第三項又は第三十六条第四項の規定に基づく命令に違反した者
- 二 第三十三条第三項、第三十五条第三項又は第三十七条の規定に違反した者

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

- 一 第二十九条第二項の規定に基づく命令に違反した者
- 二 第三十三条第七項又は第三十五条第十項の規定に違反した者

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第三十五条第六項の規定による帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

二 第三十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、

第三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十七条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第四十条 第二十五条の八第三項の規定に基づく命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

(新設)

第四十一条 第二十五条の五第二項の規定に基づく命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

(新設)

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

(新設)

一 第二十五条の九第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、

若しくは虚偽の答弁をした者

三| 第五十二条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

別表 (第四十六条関係)

(略)

(略)

(略)

ず、若しくは虚偽の答弁をした者

二| 第二十六条の十第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

別表 (第二十六条の四関係)

(略)

(略)

(略)

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第九条関係）  
 【平成三十二年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）            備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	<p>法律            事務</p>	<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）            備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	<p>法律            事務</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>健康増進法（平成十四年法律第百三号）</p>	<p>第十条第三項、第十一条第一項、第四十三条第二項及び第六十一条第一項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務</p>	<p>健康増進法（平成十四年法律第百三号）</p>	<p>第十条第三項、第十一条第一項、第二十六条第二項及び第二十七条第一項（第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務</p>

○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）（附則第十条関係）

【平成三十二年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）</p> <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p> <p>（略）</p> <p>七十三 販売に供する食品の特別用途表示に係る登録試験機 関の登録</p> <p>健康増進法（平成十四年法律第百三号）<u>第四十三</u>条第三項（登録試験機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p> <p>（略）</p>	<p>課税標準</p> <p>税 率</p>	<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）</p> <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p> <p>（略）</p> <p>七十三 販売に供する食品の特別用途表示に係る登録試験機 関の登録</p> <p>健康増進法（平成十四年法律第百三号）<u>第二十六</u>条第三項（登録試験機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p> <p>（略）</p>	<p>課税標準</p> <p>税 率</p>
<p>登録件数</p> <p>一件につき き十五万 円</p>		<p>登録件数</p> <p>一件につき き十五万 円</p>	

○ 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）（附則第十一条関係）

【公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（受動喫煙の防止）</p> <p>第六十八条の二 事業者は、室内又はこれに準ずる環境における労働者の受動喫煙（健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十五条の四第三号に規定する受動喫煙をいう。第七十一条第一項において同じ。）を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>（健康診査等指針との調和）</p> <p>第七十条の三 第六十六条第一項の厚生労働省令、第六十六条の五第二項の指針、第六十六条の六の厚生労働省令及び前条第一項の指針は、健康増進法第九條第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならない。</p>	<p>（受動喫煙の防止）</p> <p>第六十八条の二 事業者は、労働者の受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。第七十一条第一項において同じ。）を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>（健康診査等指針との調和）</p> <p>第七十条の三 第六十六条第一項の厚生労働省令、第六十六条の五第二項の指針、第六十六条の六の厚生労働省令及び前条第一項の指針は、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第九條第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならない。</p>



○ 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）（附則第十二条関係）

【平成三十二年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（受動喫煙の防止）</p> <p>第六十八条の二 事業者は、室内又はこれに準ずる環境における労働者の受動喫煙（健康増進法（平成十四年法律第百三号）<u>第二十八条第三号</u>に規定する受動喫煙をいう。第七十一条第一項において同じ。）を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じた適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>（受動喫煙の防止）</p> <p>第六十八条の二 事業者は、室内又はこれに準ずる環境における労働者の受動喫煙（健康増進法（平成十四年法律第百三号）<u>第二十五条の四第三号</u>に規定する受動喫煙をいう。第七十一条第一項において同じ。）を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じた適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（業務の範囲）                      第十五条（略）</p> <p>2 研究所は、前項の業務のほか、次の業務を行う。</p> <p>一（略）</p> <p>二 健康増進法第四十三条第三項（同法第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第四十三条第一項の規定による許可又は同法第六十三条第一項の規定による承認を行うについて必要な試験を行うこと。</p> <p>三 健康増進法第六十一条第五項（同法第六十三条第二項及び第六十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により収去された食品の試験を行うこと。</p> <p>四（略）</p>	<p>（業務の範囲）                      第十五条（略）</p> <p>2 研究所は、前項の業務のほか、次の業務を行う。</p> <p>一（略）</p> <p>二 健康増進法第二十六条第三項（同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第二十六条第一項の規定による許可又は同法第二十九条第一項の規定による承認を行うについて必要な試験を行うこと。</p> <p>三 健康増進法第二十七条第五項（同法第二十九条第二項及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により収去された食品の試験を行うこと。</p> <p>四（略）</p>

○ 消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）（抄）（附則第十四条関係）  
 【平成三十二年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 消費者庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務（第六条第二項に規定する事務を除く。）をつかさどる。</p> <p>一 十九 （略）</p> <p>二十 健康増進法（平成十四年法律第百三号）<u>第四十三</u>条第一項に規定する特別用途表示及び同法第六十五条第一項に規定する表示に関すること。</p> <p>二十一 二十六 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 消費者庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務（第六条第二項に規定する事務を除く。）をつかさどる。</p> <p>一 十九 （略）</p> <p>二十 健康増進法（平成十四年法律第百三号）<u>第二十六</u>条第一項に規定する特別用途表示及び同法第三十一条第一項に規定する表示に関すること。</p> <p>二十一 二十六 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

## 改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

### 【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

### 【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

### 【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 国及び地方公共団体の責務等

- (1) 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。
- (2) 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。
- (3) 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

2. 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等

- (1) 多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。
- (2) 都道府県知事（保健所設置市区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、(1)に違反している者に対して、喫煙の中止等を命ずることができる。

【原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】

		経過措置	
A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機	禁煙 (敷地内禁煙(※1))	当分の間の措置	
B 上記以外の多数の者が利用する施設、 旅客運送事業船舶・鉄道	原則屋内禁煙 (喫煙専用室(喫煙のみ)内 でのみ喫煙可)	【加熱式たばこ(※2)】  原則屋内禁煙 (喫煙室(飲食等も可)内 での喫煙可)	別に法律で定める日までの間の措置
飲食店			既存特定飲食提供施設 (個人又は中小企業(資本金又は出資の総額 5000万円以下(※3)) かつ 客席面積100㎡以下の飲食店) 標識の掲示により喫煙可

※1 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

※2 たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの。

※3 一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合などを除く。

注：喫煙をすることができる場所については、施設等の管理権原者による標識の掲示が必要。

注：公衆喫煙所、たばこ販売店、たばこの対面販売（出張販売によるものを含む。）をしていることなどの一定の条件を満たしたバーやスナック等といった喫煙を主目的とする施設について、法律上の類型を設ける。

- (3) 旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、(1)の適用除外とする。
- (4) 喫煙をすることができる室には20歳未満の者を立ち入らせてはならないものとする。
- (5) 屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならないものとする。

第10条

- (1) 施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備（灰皿等）を設置してはならないものとする。
- (2) 都道府県知事は、施設等の管理権原者等が(1)に違反しているとき等は、勧告、命令等を行うことができる。

第10条

- (1) 改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設ける。
- (2) この法律の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務従事者の望まない受動喫煙を防止するため、適切な措置をとるよう努めるものとする。
- (3) 法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第18条

2020年4月1日（ただし、1及び2(5)については公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日、2.A二重線の施設に関する規定については公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日）

# 受動喫煙対策により、現状がどのように変わるのか

- 施設の類型・場所ごとに、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、喫煙可能な場所には掲示を義務付けること等から、改正健康増進法の対象施設においては「望まない受動喫煙」が生じてしまうことはなくなる。
- なお、今般の対策により、WHOによる規制状況の区分は1ランク上がることとなる。

## 【現状】

## 【法施行後】

学校・病院・  
児童福祉施設等

### ○敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

### 【事務所等】【飲食店のうち新たに開設する又は経営規模の大きい店舗等】

#### ○屋内禁煙



or

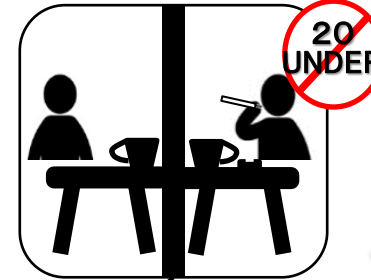
#### ○喫煙専用室設置(※)



掲示義務

or

#### ○加熱式たばこ専用の喫煙室設置(※)



掲示義務

室外への煙の流出防止措置

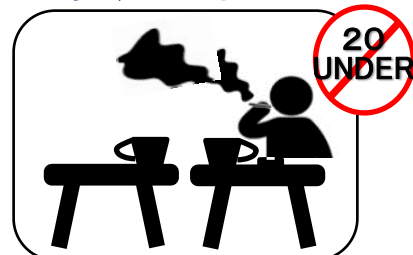
事務所・飲食店等

### 【既存の飲食店のうち経営規模の小さい店舗】



※全ての施設で、喫煙可能部分は客・従業員ともに20歳未満は立ち入れない

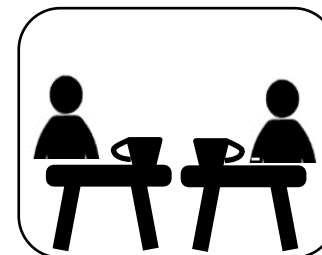
#### ○喫煙可能(※)



掲示義務

or

#### ○屋内禁煙



喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立入りは可能。

法施行後、既存の経営規模の小さい飲食店が経営判断に基づいて講じる受動喫煙対策への支援を実施  
また、新たに開設する店舗が段階的に増加



○受動喫煙を生じさせずに喫煙できる場所が必ずしも明らかでないため、  
・非喫煙者が望まずに受動喫煙をしてしまう  
・喫煙者も、意図せずに受動喫煙をさせてしまうことが生じる。

屋外や家庭等

○喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮



1. 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。

①周知啓発

国民や施設の管理権原者などに対し、受動喫煙による健康影響等について、国及び地方自治体がパンフレット資材の作成・配布等を通じて周知啓発を行う。

②喫煙専用室等の設置に係る予算・税制上の措置

飲食店等における中小企業の事業主等が、受動喫煙対策として一定の基準を満たす喫煙専用室等を整備する際、その費用について助成を行う。

また、中小企業等が経営改善設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、喫煙専用室に係る器具備品等がその対象となることを明確化する。

③屋外における分煙施設

屋外における受動喫煙対策として、自治体が行う屋外における分煙施設の整備に対し、地方財政措置による支援を行う。

2. 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。

(考えられる協力の例)

○ 事業主団体等を通じた周知

飲食の機会等において患者や妊婦をはじめ受動喫煙を望まない者を喫煙可能な場所に連れて行くことがないようにするため、受動喫煙を防止する観点からの留意事項をまとめ、事業主団体等を通じて、周知啓発を行う。

○ 民間の飲食店情報サイトへの協力依頼

屋内禁煙、喫煙専用室設置店、既存特定飲食提供施設等の情報を掲載し、飲食店を選択する方に広く周知する。

3. 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

○ 加熱式たばこの受動喫煙による健康影響等について、科学的知見の蓄積を行う。

# 既存特定飲食提供施設の考え方及び範囲について

## ＜考え方＞

- 既存の飲食店（※）のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、直ちに喫煙専用室等の設置を求めることが事業継続に影響を与えることが考えられることから、これに配慮し、一定の猶予措置を講ずる。

※この法律の施行の際現に存する、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設

- その際、特例の対象か否かが変動することがないように配慮することが必要であることから、**「経営規模」については、「売上げ」ではなく、「資本金」及び「面積」で判断する。**

- **「資本金については、中小企業基本法における中小企業（飲食店）の定義などを踏まえ、「資本金5,000万円以下」を要件とする。**

※ただし、一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合などを除く。

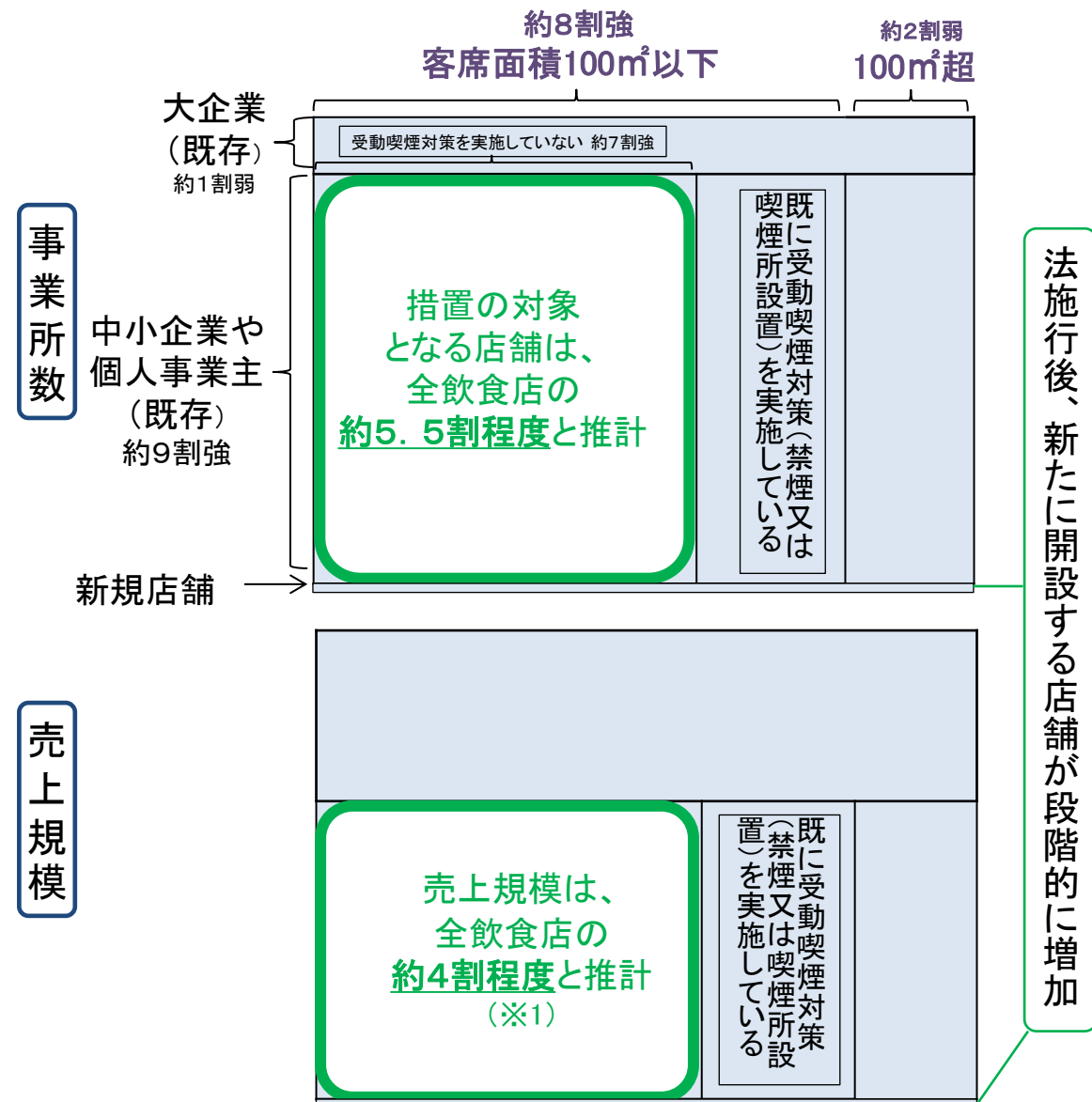
- また、「資本金5,000万円以下」の企業が運営する施設であっても、一定の客席面積を有する場合は、一定の経営規模があると考えられることから、先行事例となる神奈川県・兵庫県の条例などを踏まえ、**「客席面積100㎡以下」を要件とする。**

- また、**「既存の飲食店」について、法施行後に何らかの状況の変更があった場合に、引き続き「既存の飲食店」に該当するかどうかは、①事業の継続性、②経営主体の同一性、③店舗の同一性等を踏まえて総合的に判断する。**

## ＜範囲＞

- **既存特定飲食提供施設（中小企業や個人が運営する店舗であって、客席面積100㎡以下のもの）**として、措置の対象となる店舗は、**最大で飲食店全体の約5.5割程度**と推計（※1）。
- なお、飲食店のうち、新たに出店した店舗は、2年間で全体の約2割弱、5年間で約3割強（※2）。

経過措置の対象となりうる飲食店（※3）の割合（推計）



※1) 平成29年度飲食店における受動喫煙防止対策実態調査報告書(東京都)・平成27年度健康資源・環境整備状況調査(愛媛県)・平成26年度受動喫煙防止対策実態調査(山形県)等の自治体調査、平成26年経済センサス基礎調査、平成23～26年度生活衛生関係営業経営実態調査の回答結果をもとに仮定をおいて推計。

※2) 平成18年事業所・企業統計調査～平成26年経済センサス基礎調査。

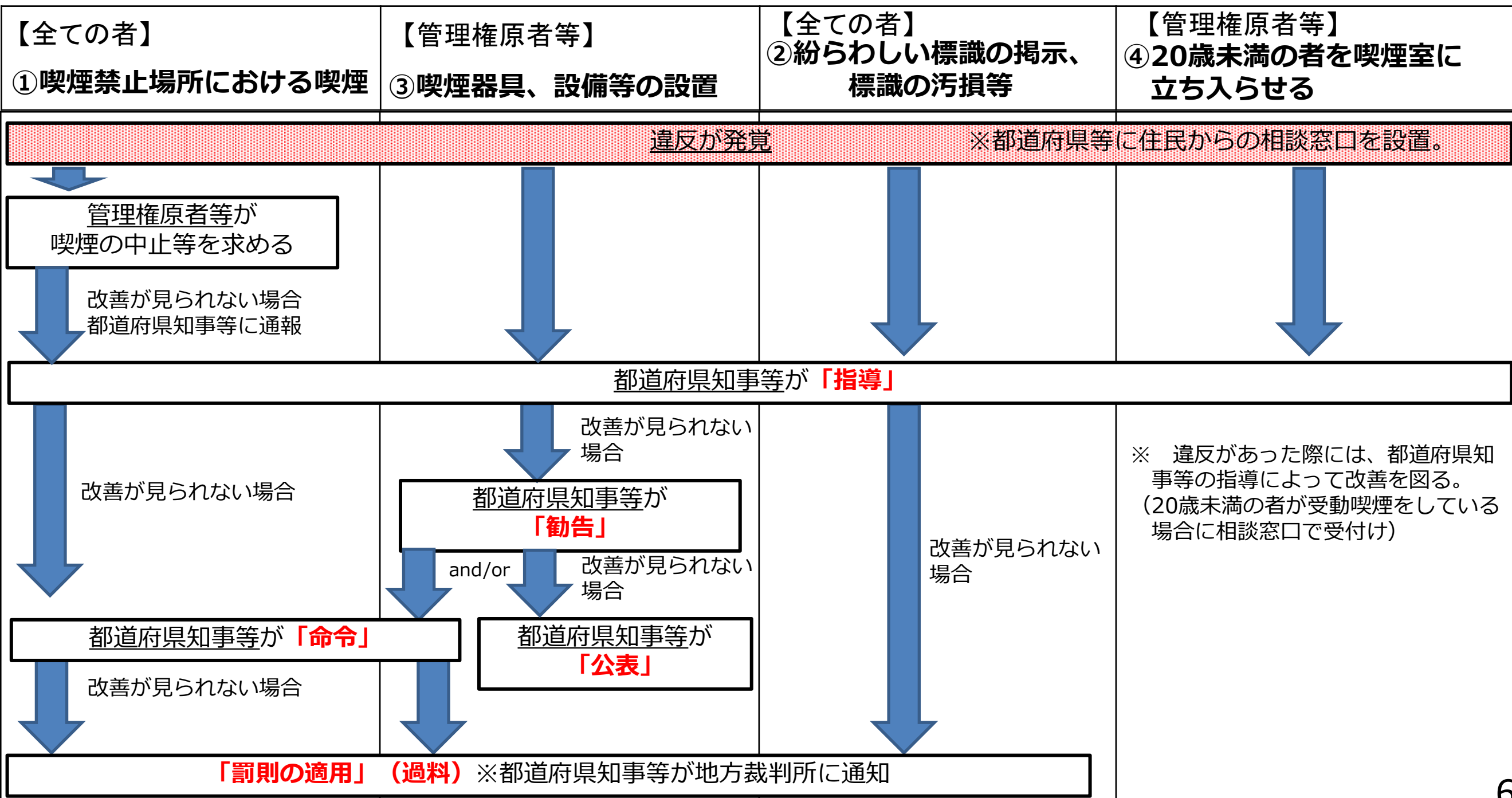
※3) 経済センサス基礎調査における飲食店(食堂、レストラン、料理店、喫茶店、酒場等)



# 改正健康増進法における義務内容及び義務違反時の対応について

- 改正健康増進法においては、以下の義務を課すこととしている。  
 【全ての者】①喫煙禁止場所における喫煙の禁止、②紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等の禁止  
 【施設等の管理権原者等】③喫煙禁止場所での喫煙器具、設備等の設置禁止  
 ④喫煙室内へ20歳未満の者を立ち入らせないこと 等
- 義務に違反する場合には、まずは「指導」を行うことにより対応する。指導に従わない場合等には、義務違反の内容に応じて勧告・命令等を行い、改善が見られない場合に限り、罰則（過料）を適用する。

## <義務違反時の対応>



- 多数の者が利用する施設等では、施設等の類型・場所ごとに禁煙措置や喫煙場所の特定を行うこととするが、喫煙可能場所のある施設の従業員の「望まない受動喫煙」を防止するため、以下の施策を講ずる。

## 1 20歳未満の者（従業員含む）の立入禁止

多数の者が利用する施設等の管理権原者等は、20歳未満の者（従業員を含む）を喫煙可能場所に立ち入らせてはならないこととする。

## 2 関係者による受動喫煙防止のための措置

関係者（※）に受動喫煙を防止するための措置を講ずる努力義務等を設ける。その上で、これらの努力義務等に基づく対応の具体例を国のガイドラインにより示して助言指導を行うとともに、助成金等によりその取組を支援する。

※上記1の施設等の管理権原者等及び事業者その他の関係者

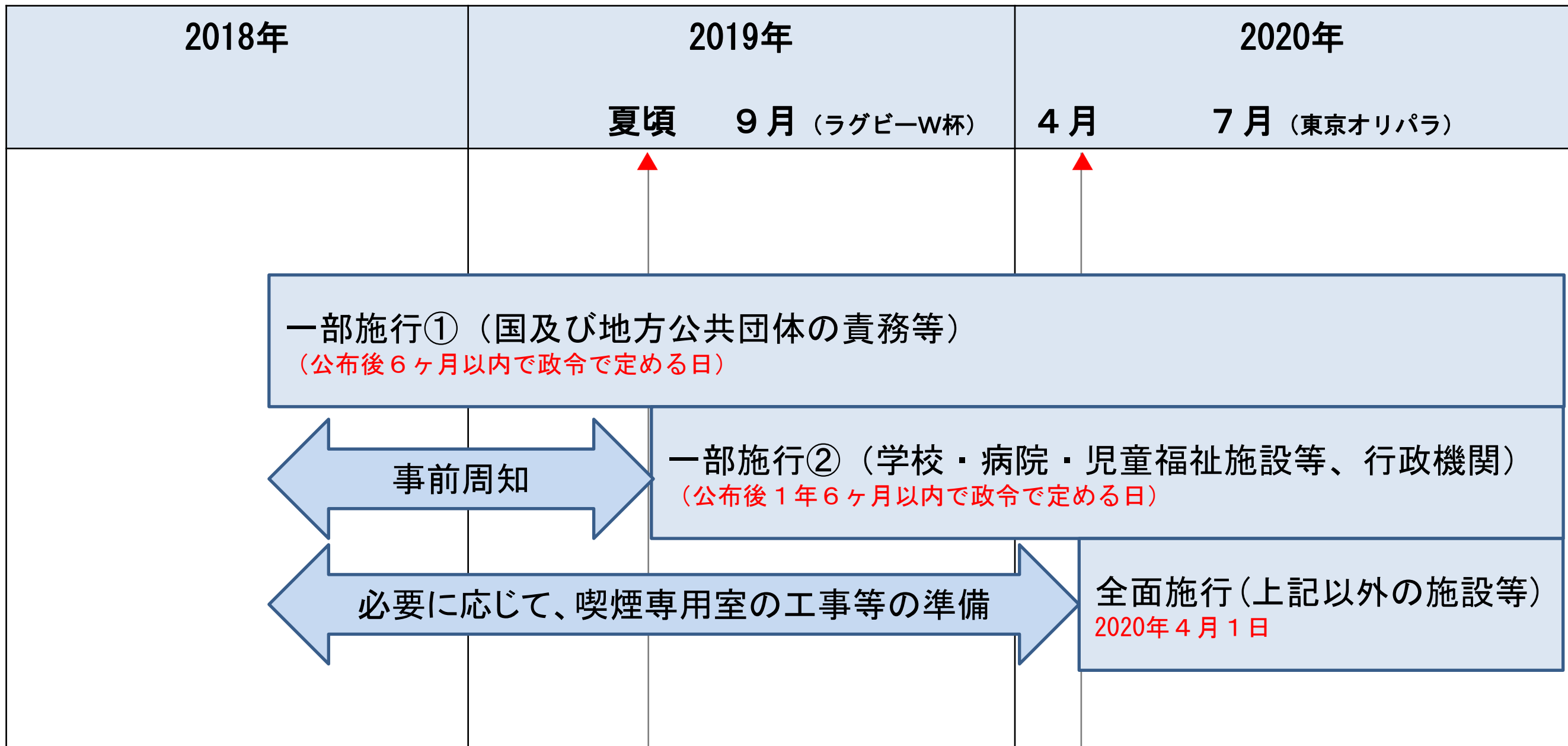
また、従業員の募集を行う者に対しては、どのような受動喫煙対策を講じているかについて、募集や求人申込みの際に明示する義務を課すこととする。（今回の法律とは別に関係省令等により措置）

### （参考） ガイドラインに盛り込む措置の例

- ① 喫煙室や排気装置の設置などハード面の対策と助成金等利用可能な支援策の概要
- ② 勤務シフト・店内レイアウト・サービス提供方法の工夫、従業員への受動喫煙防止対策の周知（モデル労働条件通知書等の活用）などソフト面の対策と相談窓口等利用可能な支援策の概要
- ③ 従業員の募集や求人申込みの際に受動喫煙対策の内容について明示する等、従業員になろうとする者等の保護のための措置

# 施行スケジュールについて

○ 施設等の類型・場所に応じ、施行に必要な準備期間を考慮して、2020年東京オリンピック・パラリンピックまでに段階的に施行する。



予算や税制措置も含めた総合的な取組を進める。

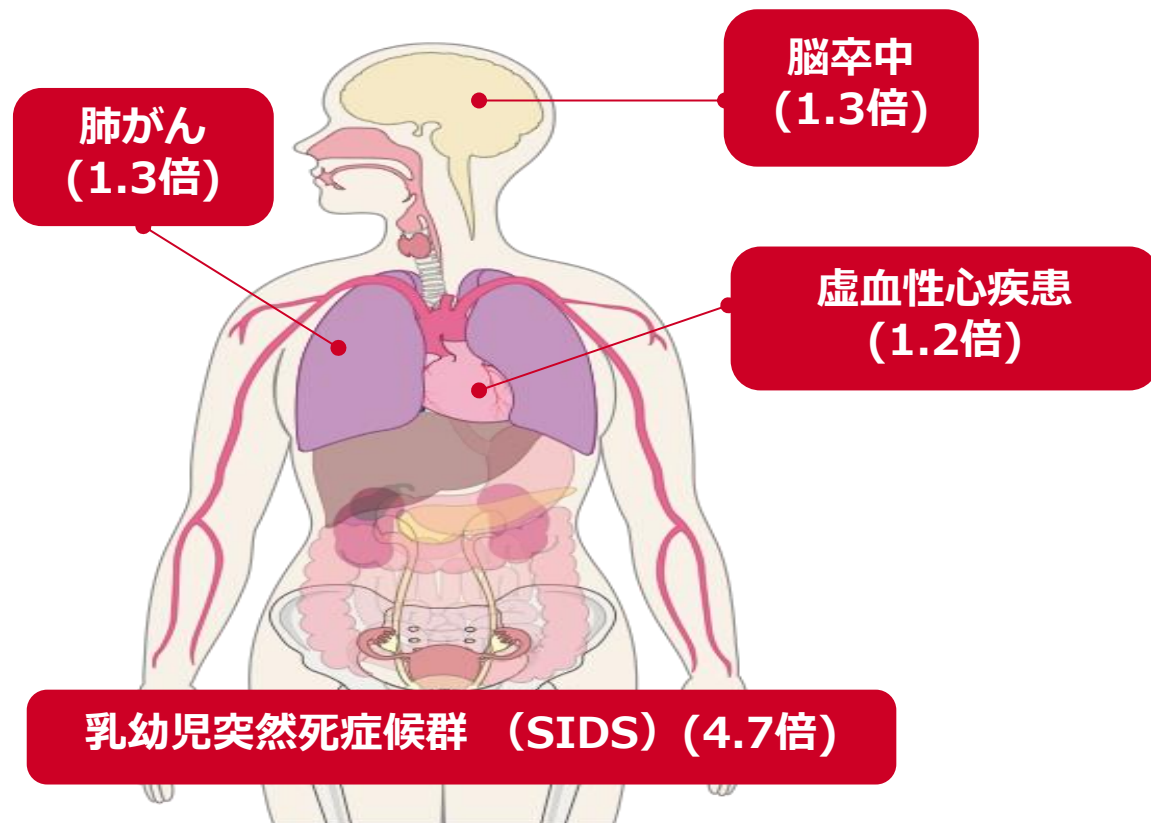
# 參考資料

# 受動喫煙による健康影響について

- 受動喫煙によってリスクが高まる病気※には**肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群 (SIDS)**がある。
- 年間15,000人が、受動喫煙を受けなければ、これらの疾患で死亡せずに済んだと推計されている。

※因果関係を推定する証拠が十分（確実）な病気

## 受動喫煙によってリスクが高まる病気



( ) …受動喫煙を受けている者が、受けていない者に比べ、病気になるリスクが何倍か

出典 「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」、  
国立がん研究センターがん情報サービス

## 受動喫煙による年間死亡数推計値

	男性	女性
肺がん	627	1,857
虚血性心疾患	1,571	2,888
脳卒中	2,325	5,689
小計	4,523	10,434
乳幼児突然死症候群 (SIDS)	73	
合計	<b>15,030</b> (人)	

※各疾患の死亡数の何%が受動喫煙によるものかを計算し、その割合を2014年の死亡数に乘じ算出した。

出典 厚生労働科学研究費補助金循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業  
「たばこ対策の健康影響および経済影響の包括的評価に関する研究」

# 世界の受動喫煙規制状況について（WHOの調査）

○世界の186か国中、公衆の集まる場（public places）すべて（8種類）に屋内禁煙義務の法律があるのは55か国

**○日本は、屋内禁煙義務の法律がなく最低区分**

禁煙場所の数	国数	代表的な国
8種類すべて	55か国	英国、カナダ、ロシア、ブラジル、スペイン、ノルウェー等
6～7種類	23か国	ポルトガル、インド、ハンガリー等
3～5種類	47か国	ポーランド、韓国、シンガポール等
0～2種類	61か国	日本、米国、ドイツ、マレーシア等

公衆の集まる場

①医療施設

②大学以外の学校

③大学

④行政機関(※)

(public places)とは、

⑤事業所

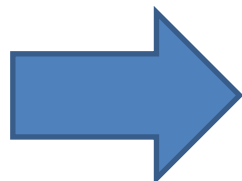
⑥飲食店

⑦バー

⑧公共交通機関

※国会等を含む。

出典：“WHO report on the global tobacco epidemic. 2017”



**今般の健康増進法改正法案により、区分は1ランク上がる。**



# 基本的な考え方の案（平成29年3月1日）との比較

## 【原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】

施設の類型		基本的な考え方の案 (平成29年3月1日公表)	
小中高		敷地内禁煙	
医療施設			
大学、運動施設		屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	
官公庁			
劇場等のサービス業施設、事務所(職場)		原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	
ホテル、旅館(客室を除く)			
飲食店	食堂、ラーメン店等	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	
	居酒屋等		
	バー、スナック等	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可) (●㎡超)	喫煙専用室がなくても喫煙可 (※1) (●㎡以下)

施設の類型		健康増進法の一部を改正する法律案	
学校・病院・児童福祉施設等		敷地内禁煙(※2)	
行政機関			
上記以外の多数の者が利用する施設(事務所、ホテル、運動施設等)		原則屋内禁煙 (喫煙専用室(喫煙のみ)内でのみ喫煙可)	<p>当分の間</p> <p>【加熱式たばこ(※3)】</p> <p>原則屋内禁煙 (喫煙室(飲食等も可)内での喫煙可)</p> <p>別に法律で定める日までの間</p> <p>既存特定飲食提供施設 (個人又は中小企業(資本金又は出資の総額5000万円以下(※4))かつ客席面積100㎡以下の飲食店)</p> <p>標識の掲示により喫煙可</p>

※1：小規模（●㎡以下）のバー、スナック等（主に酒類を提供するものに限る）が該当。いわゆる居酒屋や、主に主食を提供する飲食店（食堂、ラーメン店等）は含まない。また、店内で喫煙を認める場合には、受動喫煙が生じうる旨の掲示と換気等の措置を義務付ける。

注：加熱式たばこについては、法施行時までには規制の対象とするかどうかを判断。

※2 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

※3 たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの。

※4 一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合などを除く。

注：喫煙をすることができる場所については、施設等の管理権原者による標識の掲示が必要。


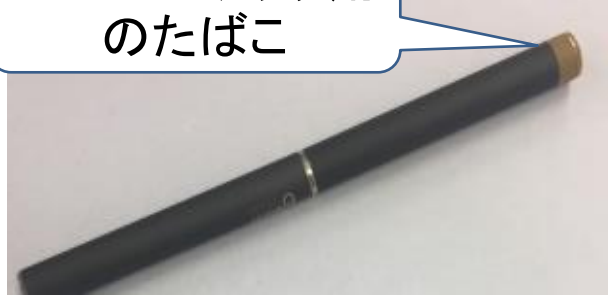

注：公衆喫煙所、たばこ販売店、たばこの対面販売（出張販売によるものを含む。）をしていることなどの一定の条件を満たしたバーやスナック等といった喫煙を主目的とする施設について、法律上の類型を設ける。

➤ **今般の案は、望まない受動喫煙を防止する観点から、原則屋内禁煙とした上で喫煙場所を設ける場合の全国統一的なルールを定めるものであり、それぞれの施設等の管理権原者の判断により、法律による規制以上の取組を行うことは何ら問題がない。**

➤ **いずれの案も、WHOによる規制状況の区分は1ランク上がることとなる。**

# 加熱式たばこの沿革

- 現在、我が国で販売されている加熱式たばこは、「iQOS」、「Ploom TECH」、「glo」の3種類。
- **最初に販売された製品でも販売開始は2014（平成26）年11月であり、いずれの製品も販売されてから間もない状況。**

<p>主な製品</p>	<p><b>iQOS</b> (アイコス) 【フィリップモリス社】</p> <p>アイコス用のたばこ</p> 	<p><b>Ploom TECH</b> (プルームテック) 【JT】</p> <p>プルームテック用のたばこ</p> 	<p><b>glo</b> (グロー) 【ブリティッシュアメリカンタバコ社】</p> <p>グロー用のたばこ</p> 
<p>たばこ葉使用の有無</p>	<p>たばこ葉を使用</p>		
<p>法令上の取扱い</p>	<p>たばこ事業法における喫煙用の「製造たばこ」</p>		
<p>販売状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2014年11月、名古屋とミラノで販売開始。</li> <li>○ 2015年9月、日本で全国展開。</li> <li>○ 現在、イギリス、カナダ、ドイツ等で販売。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2016年3月、福岡で販売開始。</li> <li>○ 2017年6月、東京で販売開始。（2018年上半期に、日本で全国展開予定。）</li> <li>○ 現在、スイス、アメリカ（一部の州）等で販売。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2016年12月、仙台市で販売開始。</li> <li>○ 2017年7月、東京、大阪で販売開始。同年10月、日本で全国展開。</li> <li>○ 現在、スイス、カナダ、韓国、ロシア等で販売。</li> </ul>



# 加熱式たばこに関するWHOの見解および各国における規制状況

## 加熱式たばこに関するWHOの見解

- たばこ会社が資金提供する研究においては、有害物質が著しく軽減されていると報告されているが、有害物質の軽減が健康リスクを低減させるかどうかについては、現時点では科学的根拠はない。
- 受動喫煙のリスクについては、**科学的根拠は十分でなく、更なる研究が必要**である。
- たばこ葉を含むすべてのたばこ製品は有害であり、加熱式たばこも例外ではない。そのため、他のたばこ製品と同様、**たばこに関する政策や規制の対象とするべき**である。

(出典) Heat-Not-Burn tobacco products information sheet

## 各国における加熱式たばこの規制状況

国名	規制状況	考え方
英国	規制対象外	議論はあるが、規制対象にはならないのではないかとというのが現在の見解。
ロシア	規制対象外	法制定時には、受動喫煙の健康影響に関する科学的な根拠が十分でなかったため。
ドイツ (ベルリン州)	規制対象外	受動喫煙の健康影響を研究する段階であるため。
韓国	規制対象	たばこ製品に該当するため。
イタリア	規制対象	たばこ製品に該当するため。
カナダ (バンクーバー市)	規制対象	たばこ製品に該当するため。

※厚生労働省健康局が受動喫煙防止法令を調査した国のうち、2017年2月時点(韓国は同年9月時点)で加熱式たばこが販売されている国の状況を調査

# 加熱式たばこに関する現時点での科学的知見

〔現時点までに得られた科学的知見〕

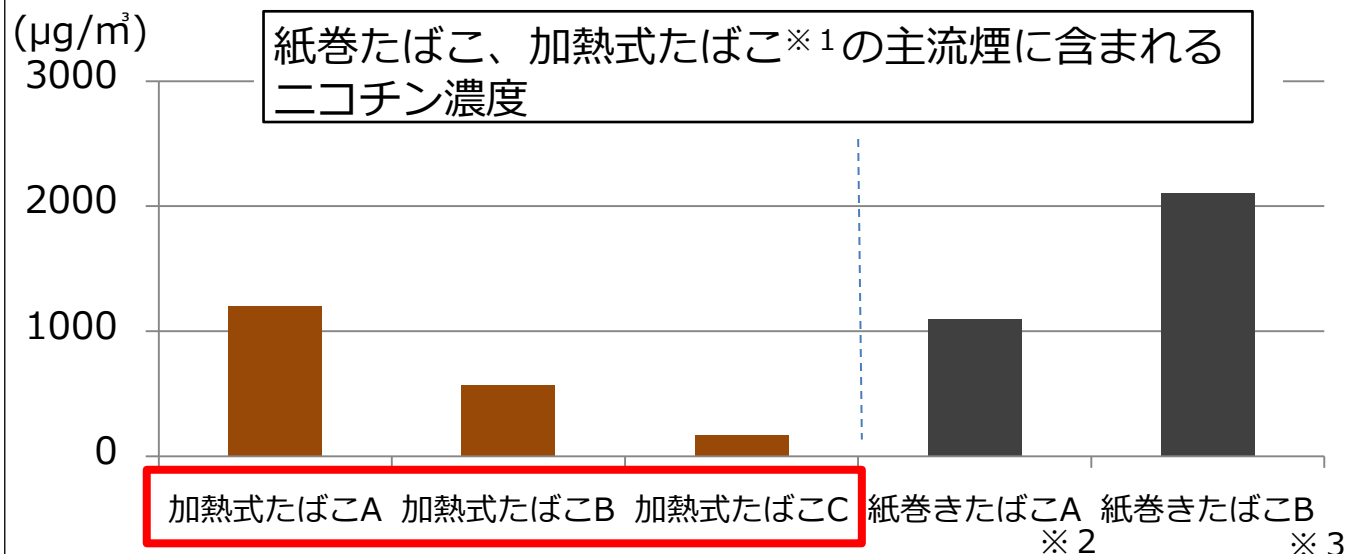
- 加熱式たばこ **喫煙時の室内におけるニコチン濃度は、紙巻たばこに比べれば低い。**
  - 加熱式たばこの **主流煙には、紙巻たばこと同程度のニコチンを含む製品もある。**
  - 加熱式たばこの **主流煙に含まれる主要な発がん性物質\*の含有量は、紙巻たばこに比べれば少ない。**
- \*現時点で測定できていない化学物質もある

## 喫煙時の室内におけるニコチン濃度（受動喫煙に関連）

- 同一条件下（換気のない狭い室内で喫煙した場合）で室内のニコチン濃度を測定したところ、紙巻きたばこ（1,000～2,420  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）に比べ、**加熱式たばこ（26～257  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）**では低かった。

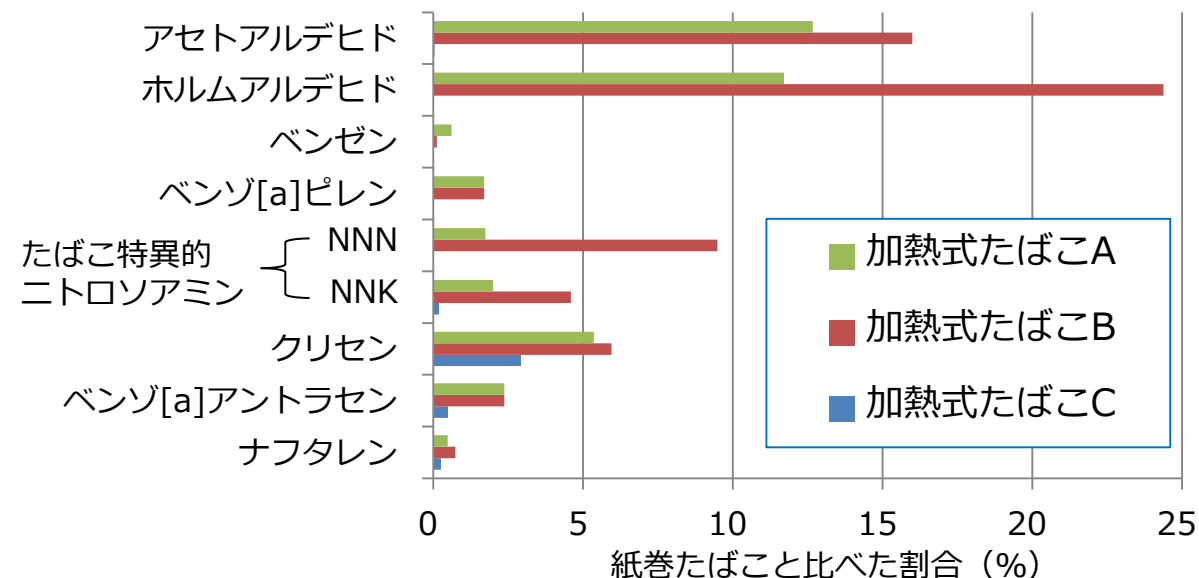
国立がん研究センター委託事業費「たばこ情報収集・分析事業」による調査

## （参考）主流煙の成分



※1：12回吸引（紙巻たばこで概ね1本に相当する吸引回数）  
 ※2・※3：試験研究用の紙巻たばこ参照品（※2：1R5F ※3：3R4F）

## 加熱式たばこ主流煙中の発がん性物質の一例 （紙巻たばこ※3の主流煙に含まれる各成分量を100%としたときの割合）



厚生労働科学研究費補助金厚生労働科学特別研究「非燃焼加熱式たばこにおける成分分析の手法の開発と国内外における使用実態や規制に関する研究」

（参考）

- ・ 喫煙者が吸う煙が「主流煙」、たばこの先端から発生する煙が「副流煙」
- ・ 主流煙は喫煙者の体内に一定程度取り込まれるが、一部が呼気に混じって排出される。これを「呼出煙」（こしゅつえん）という。
- ・ 受動喫煙は、副流煙と呼出煙によって生じる。

# 既存特定飲食提供施設の資本金要件について

- **資本金1,000万～5,000万円未満の企業においては、1店舗あたりの経常利益は約1.6百万円と推計。**  
経営規模が小さく、直ちに喫煙専用室を設置（※）することが、**事業継続に影響を及ぼしうる。**  
※喫煙専用室の設置金額の平均値（厚生労働省「受動喫煙防止対策助成金」の基準を満たすもの）：約208万円
- 一方、資本金5,000万円～1億円未満の企業においては、1店舗あたりの経常利益は約4百万円と推計され、喫煙専用室を設置する経営規模があるものと想定される。また、平均約11店舗を有していることから、店舗ごとに屋内禁煙店舗とするか喫煙専用室設置店舗とするかについて選択の幅が広い。

(平成24～28年度調査の平均)	資本金			
	1,000万円未満	1,000～5,000万円未満	5,000万円～1億円未満	1～10億円未満
①1企業あたりの売上高(平均)	約62.8百万円	約281.2百万円	約1,249百万円	約8812.6百万円
②1企業あたりの経常利益(平均)	約△0.1百万円	約4.9百万円	約45.5百万円	約247.4百万円
③資本金別の平均店舗数	約1.3	<b>約3.1</b>	<b>約11.3</b>	約52.6
④1店舗あたりの売上高(平均) (①÷③)	約48.3百万円	約90.7百万円	約110.5百万円	約167.5百万円
⑤1店舗あたりの経常利益(平均) (②÷③)	約△0.1百万円	<b>約1.6百万円</b>	<b>約4百万円</b>	約4.7百万円

※平成24～28年度法人企業統計、平成26年経済センサス基礎調査をもとに推計。

(参考) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）における中小企業（飲食業）の定義

⇒ 資本金の額又は出資の総額が5000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人

※ 中小企業基本法と同様の定義を用いる法律

- ・ 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）
- ・ 中小企業経営等強化法（平成11年法律第18号）
- ・ 労働基準法（昭和22年法律第49号） 等多数

# 既存特定飲食提供施設の面積要件について

- 既存特定飲食提供施設の面積については、
  - ・すでに施行及び制度運用されている、神奈川県・兵庫県の受動喫煙防止条例が参考になること
  - ・両条例においては、飲食店の経営への影響等に配慮し、概ね客席の面積が100㎡以下（※）といった場合に特例措置を講じていること
 などから、**「客席面積100㎡」を要件とする。**

（※）神奈川県「公共的施設における受動喫煙防止条例」において、受動喫煙対策の実施が努力義務となる対象

事業の用に供する床面積から食品の調理の用に供する施設又は設備に係る部分を除いた部分の床面積の合計が100㎡以下の飲食店

兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例」において、店内の全部を喫煙区域とすること等ができる対象

客室（個室を除く。）の面積が100㎡以下の飲食店

（参考）飲食店においては、面積が大きいほど売上が高い店舗が多くなる傾向がある。このため、喫煙専用室を設置する経営規模があることを判断するにあたっては、ある程度の規模の面積を有していることが指標になる。

		1店舗あたりの売上高（※色付きは面積区分ごとに最も分布が多い部分）					計
		①2,000万円未満	②2,000～3,000万円未満	③3,000～5,000万円未満	④5,000～1億円未満	⑤1億円以上	
面積	延床50㎡未満	56%	15%	7%	15%	8%	100%
	延床50～100㎡未満	31%	18%	15%	14%	23%	100%
	延床100～200㎡未満 （客席約65～130㎡相当）	19%	11%	20%	30%	21%	100%
	延床200～300㎡未満	15%	13%	17%	17%	37%	100%
	延床300㎡以上	7%	3%	8%	20%	61%	100%

※ 生活衛生関係営業経営実態調査（一般食堂、料理店、中華料理、喫茶店）の調査結果を合算集計

※ 延床面積に対する客席面積の割合は、いくつかの自治体に調査を実施し算出

# いわゆる「みなし大企業」の取扱いについて

- 他制度（※）も参考に、中小企業に該当する企業であっても、一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合などは、大規模会社と同様の経営規模があると考えられることから、大企業と同様の取扱いとする。

（参考）他制度における、いわゆる「みなし大企業」の例

## ○中小企業庁所管の補助金制度

- ① 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者
- ② 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している者
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者

※大企業とは、中小企業基本法等に定義する中小企業者以外の者（飲食業では、資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人）をいう。

## ○租税特別措置法

- ① その発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1000人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。②において同じ。）の所有に属している法人
- ② ①のほか、その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人

## ○法人税法

- ・大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人）との間に当該大法人による完全支配関係がある普通法人
- ※完全支配関係：一の者が法人の発行済株式等の全部を直接若しくは間接に保有する関係



# 既存特定飲食提供施設における「既存」の考え方について

- 「既存の飲食店」について、法施行後に何らかの状況の変更があった場合に、引き続き「既存の飲食店」に該当するかどうかは、
- ①法律の施行前から事業を継続しているか否か（**事業の継続性**）
  - ②経営者が同一である、またはそれと同等とみなしうる者かどうか（**経営主体の同一性**）
  - ③店舗が物理的に同一か否か（**店舗の同一性**）
- 等を踏まえて総合的に判断する。

## 「既存」に該当する具体例

- ・子供が店舗を相続した場合等の実質的に経営主体が同一とみなせる場合

## 「既存」に該当しない具体例

- ・同一店舗でも全く別の経営主体が新たに開設する場合

# 本法案における義務違反者への対応の整理について

義務対象	義務の内容	指導・助言	勧告・公表・命令	過料（※2）
全ての者	喫煙禁止場所における喫煙禁止	△（※1）	○（命令に限る）	○（30万円以下）
	紛らわしい標識の掲示禁止 ・標識の汚損等の禁止	○	—	○（50万円以下）
<b>施設等の管理権原者</b> <small>（所有者等の、施設等の設備の改修等を適法に行うことができる権原を有する者のこと）</small>  <small>*を付した項目は、管理権原者に加え、施設の管理者（管理権原者とは別に、事実上現場の管理を行っている者のこと）にも義務が発生する。</small>	喫煙器具・設備等の撤去等*	○	○	○（50万円以下）
	喫煙室の基準適合	○	○	○（50万円以下）
	施設要件の適合 （喫煙目的施設に限る）	○	○	○（50万円以下）
	施設標識の掲示	○	—	○（50万円以下）
	施設標識の除去	○	—	○（30万円以下）
	書類の保存（喫煙目的施設・既存特定飲食提供施設に限る）	○	—	○（20万円以下）
	立入検査への対応*	—	—	○（20万円以下）
	20歳未満の者の喫煙室への立入禁止*	○	—	—
広告・宣伝（喫煙専用室以外の喫煙室設置施設等に限る）*	○	—	—	

（※1） 法律上指導・助言について明記していないが、喫煙を発見した場合、命令をする前に違反者に対して、指導により対応していく。その上で、繰り返し指導してもなお喫煙を続ける等の改善が見られない場合に、命令をする。

（※2） 本法案における「過料」とは、秩序罰としての「過料」であり、法律秩序を維持するために、法令違反者に制裁として科せられるものである。また、「過料」の金額については、都道府県知事等の通知に基づき、地方裁判所の裁判手続きにより決定される。



# 受動喫煙対策に係る支援措置、周知啓発について

## 支援措置

### 【予算措置等】

- 飲食店等における中小企業の事業主等が、受動喫煙対策として一定の基準を満たす喫煙専用室等を整備する際、その費用の助成を行う。【33億円(平成30年度予算)】

<参考> 助成の概要(平成30年度実施内容(予定))

・助成率: 1/2(飲食店は2/3) ・上限額: 100万円

・助成対象: 以下の措置にかかる工費、設備費、備品費、機械装置費など

①喫煙室の設置・改修、②屋外喫煙所(閉鎖系)の設置・改修、③換気装置の設置など(宿泊業・飲食店を営んでいる事業場のみ)

- 屋外における受動喫煙対策として、自治体が行う屋外における分煙施設の整備に対し、地方財政措置による支援を行う。

### 【税制上の措置】

- 中小企業等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度(※)について、飲食店等において設置する受動喫煙の防止のための喫煙専用室に係る器具備品及び建物附属設備がその対象となることを明確化する。

(※)商業・サービス業・農林水産業活性化税制

<参考> 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の概要

経営改善の取組を行う商業・サービス業等(注1)の中小企業等の設備投資を後押しするため、一定の要件を満たした経営改善設備(注2)の取得を行った場合に、取得価額の特別償却(30%)又は税額控除(7%)(注3)の適用を認める措置。

注1) 対象者は、租税特別措置法上の中小企業等(資本金額1億円以下の法人、農業協同組合等)及び従業員数1,000人以下の個人事業主

注2) 認定経営革新等支援機関等(商工会議所等)による、経営改善に関する指導に伴って取得する下記の設備が対象

- ・ 器具・備品(1台又は1基の取得価額が1台30万円以上)
- ・ 建物附属設備(1台の取得価額が60万円以上)

注3) 税額控除の対象は、資本金が3,000万円以下の中小企業等又は個人事業主に限る

## 周知啓発

- 国民や施設の管理権原者などに対し、受動喫煙による健康影響等について、国及び地方自治体がパンフレット資材の作成・配布等を通じて周知啓発を行う。【9億円(平成30年度予算)】

# 喫煙専用室のイメージについて

- 喫煙専用室については、「室外への煙の流出防止措置」を講ずることが必要。
- 現在、厚生労働省が中小企業事業主に対して実施している「受動喫煙防止対策助成金」において、助成の対象としている喫煙室等の基準は以下のとおり。  
⇒ 喫煙室の入口で、喫煙室内に向かう風速が0.2m/秒以上
- 今般の案における喫煙専用室の具体的基準については、今後、有識者の意見等も伺い、定める予定。

(喫煙専用室のイメージ)



事 務 連 絡  
平成 30 年 9 月 18 日

日本チェーンドラッグストア協会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

要指導医薬品から一般用医薬品に移行した医薬品について

標記について、別添のとおり各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部  
(局) 長宛てに通知したのでお知らせします。



薬生安発 0918 第1号  
平成 30 年 9 月 18 日

各 (都道府県  
保健所設置市  
特別区) 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長  
( 公 印 省 略 )

### 要指導医薬品から一般用医薬品に移行した医薬品について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 4 条第 5 項第 3 号の規定に基づく要指導医薬品である下記 1. の医薬品について、平成 30 年 9 月 17 日をもって医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）第 7 条の 2 第 1 項第 2 号に定める期間を満了したため、同年 9 月 18 日より要指導医薬品から一般用医薬品（第一類医薬品）に移行することとなりました。

これに伴い、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（平成 30 年厚生労働省告示第 327 号。以下「改正告示」という。）が平成 30 年 9 月 18 日に告示され、同日から適用されます。

医薬品の分類が要指導医薬品から第一類医薬品に変更になった医薬品については、区分に応じた適切な情報提供が行われるよう指導方よろしくお願ひします。

### 記

#### 1. 要指導医薬品から第一類医薬品に移行する医薬品

有効成分	第一類医薬品となる日
フッ化ナトリウム（洗口液に限る。）	平成 30 年 9 月 18 日

#### 2. 改正告示の概要

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成 26 年厚生労働省告示第 255 号）第 1 号中からフッ化ナトリウム（洗口液に限る。）を削除する。



薬生監麻発 0918 第 3 号

平成 30 年 9 月 18 日

日本チェーンドラッグストア協会会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局

監視指導・麻薬対策課長



医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について

標記について、各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部（局）長宛てに別添写し  
のとおり通知いたしましたので、貴会会員に対する周知徹底方についてご配慮願います。



薬生監麻発 0918 第 1 号  
平成 30 年 9 月 18 日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局  
監視指導・麻薬対策課長  
（公印省略）

### 医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件」（平成 30 年厚生労働省告示第 328 号。以下「経過措置告示」という。）が平成 30 年 9 月 18 日に告示され、同日より適用されます。これにより、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 50 条に基づき、直接の容器又は直接の被包に記載されていなければならない事項（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号。以下「省令」という。）第 209 条の 2、第 209 条の 3 及び第 210 条第 6 号に規定する事項に限る。以下「区分等表示」という。）を変更する必要が生じた下記 1 に示す医薬品（変更前に製造販売されたものに限る。）については、一定期間変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこととします。

具体的には、下記 1 に示す適用日から 1 年間は、変更後の区分等表示を記載されていることを要しないこととします。

また、今般、区分等表示が変更となった医薬品の取扱いに係る留意事項について、下記 2 のとおりまとめましたので、貴管下関係業者、団体等に対する周知方よろしくお願いします。

### 記

#### 1 区分等表示が変更となった医薬品

成分名	適用日
フッ化ナトリウム（洗口液に限る。）	平成 30 年 9 月 18 日

詳細は、別添を参考とすること。

## 2 医薬品の区分等表示に係る留意事項

- ア 区分等表示の変更前に製造販売された医薬品（以下「旧表示医薬品」という。）については、経過措置告示により、それぞれの適用日から1年間は、変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこと。
- イ 旧表示医薬品については、シール等を貼付することにより変更後の区分等表示をすることも認められること。なお、シール等の貼付については、製造販売業者の責任の下、店舗等で行われることについても認められる。
- ウ 旧表示医薬品については、省令第216条の2第2項の規定により、その外部の容器又は外部の被包（以下「外部の容器等」という。）に変更後の区分等表示が記載されている場合、直接の容器又は直接の被包に変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこと。
- エ 区分等表示が変更となった医薬品については、それぞれの適用日以降は、直接の容器又は直接の被包及び外部の容器等の区分等表示にかかわらず、変更後の区分に従った陳列、販売及び情報提供等を行うこと。



<別添>

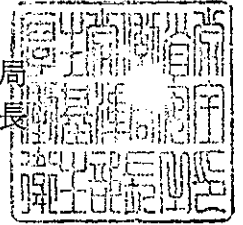
区分等表示が変更となった医薬品について

成分名	現区分	新区分	参照通知
フッ化ナトリウム (洗 口液に限る。)	要指導医薬品	第一類医薬品	要指導医薬品から一般 用医薬品に移行した医 薬品について (平成 30 年 9 月 18 日薬生安発 0918 第 1 号)

基安発 0824 第 1 号  
平成 30 年 8 月 24 日

日本チェーンドラッグストア協会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部長



平成 30 年度「『見える』安全活動コンクール」の実施等について  
(協力依頼)

労働安全衛生行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、事業場・企業(以下「事業場等」という。)の安全活動の活性化を目的として、昨年度に続き、平成 30 年度「見える」安全活動コンクールを実施します(参考:平成 30 年 8 月 24 日付け報道発表(別添))。

については、本コンクールの実施について、下記のとおり広報に御協力くださいますようお願いいたします。

#### 記

##### 1 ホームページ上での周知

貴団体のホームページ内に「『見える』安全活動コンクール」特設ページや厚生労働省の報道発表ページへのリンクを設定し、厚生労働省が「『見える』安全活動コンクール」への応募を受付中であることと、「あんぜんプロジェクト」への参加事業場等を募集中であることについて、周知いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

(参考)「『見える』安全活動コンクール」特設ページ

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/concour/oubo.html>

厚生労働省報道発表ページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_00976.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00976.html)

##### 2 リーフレットを活用した周知

「『見える』安全活動コンクール」と「あんぜんプロジェクト」の周知用のリーフレットをお送りいたします。

当該リーフレットを活用して、傘下団体及び会員等に対して、コンクールへの応募・投票や、「あんぜんプロジェクト」への参加の呼びかけにご協力をお願いいたします。また、本年度より、「通勤、仕事での健康づくりや運動」の「見える化」についても新たに募集することとしたため、積極的に応募いただけるよう、周知をお願いしたい。

なお、過年度よりあんぜんプロジェクトの参加事業場等に対し、STOP! 転倒災害プロジェクトとのコラボステッカーを配布しておりますので、併せて周知をお願いいたします。

(参考)リーフレット掲載ページ (別途、郵送でお送りいたします)  
[http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/leaflet\\_2018.pdf](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/leaflet_2018.pdf)

報道関係者 各位

平成 30 年 8 月 24 日 (金)

【照会先】

労働基準局安全衛生部

安全課

課長 奥村 伸人

主任中央産業安全専門官 松下 高志

課長補佐 和田 訓

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5482)

(直通電話) 03(3595)3225

### 平成 30 年度「『見える』安全活動コンクール」を実施します

～「見える」安全活動の創意工夫事例を募集（9月3日～10月31日）～

厚生労働省では本年9月3日から、労働災害防止に向けた事業場・企業(以下「事業場等」という。)の取組み事例を募集・公開し、国民からの投票等により優良事例を選ぶ平成30年度「『見える』安全活動コンクール」を実施します。

このコンクールは、安全活動に熱心に取り組んでいる事業場等が国民や取引先に注目される運動（「あんぜんプロジェクト」）の一環として実施するもので、平成23年度より実施しており、今年度で8回目となります。今年度は、スポーツ庁と連携して、「通勤、仕事中の健康づくりや運動の『見える化』」についても、新たに募集することとしました。

応募期間は、9月3日（月）から10月31日（水）までとしており、応募事例は「あんぜんプロジェクト」のホームページに掲載し、平成30年12月1日（金）～平成31年1月31日（水）の間に実施する投票の結果等に基づいて、優良事例を決定し、31年3月上旬に発表する予定です。

「見える」安全活動とは、危険、有害性について、通常は視覚的に捉えられないものを可視化（見える化）すること、また、それを活用することによる効果的な取組みをいいます。さらに、自社の安全活動を企業価値（安全ブランド）の向上に結びつけ、一層、労働災害防止に向けた機運を高めることも狙いとしています。

厚生労働省では、本コンクールの実施を通じて、引き続き「労働災害のない職場づくり」に向けて取り組んでいきます。

## 1 趣旨・目的

労働災害は長期的には減少傾向にあります。平成 29 年の労働災害については、死亡災害は 3 年ぶりに増加し、休業 4 日以上の死傷災害は 2 年連続で増加しました。死傷災害が増加している第三次産業においては、多店舗展開企業等の傘下の店舗等に安全担当者がおらず、安全活動が低調となっていることなどが考えられます。

こうした状況の中、厚生労働省では、安全活動に熱心に取り組んでいる企業が国民や取引先から注目される運動（「あんぜんプロジェクト」）を積極的に展開しています。その一環として、事業場・企業（以下「事業場等」という。）における安全活動の活性化を図るため、「見える」安全活動コンクールを開催します。

このコンクールでは、事業場等で実施されている労働災害防止のための安全活動の「見える化」の取組事例を募集し、広く国民から投票を募り、優良事例選考委員会において評価・選考を行うことにより優良事例を決定することで、事業場等の安全活動の「見える化」への取り組みを活性化することを目的としております。

また、このコンクールに応募された取組事例は、現場の安全活動の取組みに活用できるよう、「あんぜんプロジェクト」ホームページ上で継続的に公開します。業種の制限はなく、全業種が対象です。奮ってご応募ください。

## 2 実施スケジュール（予定）

募集期間：平成 30 年 9 月 3 日（月）～平成 30 年 10 月 31 日（水）

投票期間：平成 30 年 12 月 3 日（月）～平成 31 年 1 月 31 日（木）

結果発表：平成 31 年 3 月上旬

## 3 取組事例の応募方法

「あんぜんプロジェクト」ホームページ上の「『見える』安全活動コンクール」特設ページから、申請書をダウンロードし、電子メールに添付して応募してください（腰痛、熱中症、メンタルヘルス対策等の労働衛生分野も対象になります）。

詳しくは下記 URL から「『見える』安全活動コンクール」特設ページをご覧ください。

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/concour/oubo.html>

## 4 取組事例への投票方法

平成 30 年 12 月 3 日（月）から、「『見える』安全活動コンクール」特設ページ内の「応募作品」ページから誰でも簡単に投票できます（締め切り：平成 31 年 1 月 31 日（木））。

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/concour/2018/list.html>

## 5 参考

(1) 平成 30 年における労働災害発生状況について（平成 30 年 7 月末）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei11/rousai-hassei/>

(2) あんぜんプロジェクト周知用リーフレット

[http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/leaflet\\_2018.pdf](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/leaflet_2018.pdf)

# 商業動態統計月報

Monthly Report on the Current Survey of Commerce

平成 3 0 年 6 月分

June, 2018

経済産業省 大臣官房 調査統計グループ

Research and Statistics Department  
Minister's Secretariat  
Ministry of Economy, Trade and Industry

# 商業動態統計調査 -利用上の注意-

本月報の内容は、商業動態統計調査（以下、「本調査」という。）の結果によるもので、その概要は次のとおりである。

## 1. 調査の目的

全国の商業を営む事業所及び企業の販売活動などの動向を明らかにすることを目的としている。

## 2. 根拠法規

本調査は、統計法に基づく基幹統計調査として、商業動態統計調査規則(昭和28年通商産業省令第17号)に基づいて実施している。

## 3. 調査の範囲

日本標準産業分類「大分類I-卸売業, 小売業」(平成25年10月改定)のうち代理商, 仲立業を除く全国の事業所(企業)である。

## 4. 調査の方法及び経路

本調査は、経済産業省から委任を受けた都道府県が調査員を通じて対象事業所に調査票の記入を依頼し、回収する。ただし、百貨店・スーパー、コンビニエンスストア、家電大型専門店、ドラッグストア及びホームセンターの企業本部については、経済産業省が対象企業又は対象事業所に調査票の記入を依頼し、回収する。

## 5. 調査期日

調査期日は、毎月末日現在である。

なお、商品手持額は、四半期(3月、6月、9月及び12月)末日現在である。

## 6. 標本設計

本調査は、平成26年商業統計調査の対象事業所を母集団とし、標本理論に基づいて抽出された事業所を対象として平成29年7月分から実施している。標本は、下記のとおり個別標本と地域標本の2種類から構成されている。なお、標本の抽出に当たっては、業種別に目標精度が5%以下(卸売業は8%以下)(標準誤差率表示)となるように設計されている。

### (1) 個別標本

①個別標本は全ての卸売事業所、自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び従業者20人以上の小売事業所(百貨店・スーパーを含む)を対象としている。なお、企業調査の対象企業傘下の事業所については、標本設計の対象から除外している。

②業種別、従業者規模別に標本抽出枠(以下「セル」という)を設定し、セルごとに標本数を決定している。

### (2) 地域標本

①地域標本は調査区(143調査区)を指定し、その調査区内の従業者19人以下の小売事業所(自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所を除く)を対象としている。

②調査区は平成26年商業統計調査の調査区をもとに商業動態統計調査用の調査区を作成し、層別(4層)に抽出を行っている。

## 7. 調査票の種類及び対象

調査票の種類は、甲票、乙票、丙票及び丁1～4票の7種類に区分される。

### (1) 甲票の対象範囲

従業者100人以上の各種商品卸売事業所及び従業者200人以上の卸売事業所で、経済産業大臣が指定する事業所。

### (2) 乙票の対象範囲

① 甲票の対象を除いた卸売事業所、自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び従業者20人以上の小売事業所のうち、丙票対象及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除いた小売事業所で経済産業大臣が指定する事業所。

② 経済産業大臣が指定する調査区内に所在する従業者19人以下の小売事業所(自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除く)。

### (3) 丙票の対象範囲

従業者50人以上の小売事業所のうち、百貨店及びスーパー(11.(3)参照)に該当する、経済産業大臣が指定する事業所。

### (4) 丁1票の対象範囲

一定規模以上のコンビニエンスストア(日本標準産業分類 細分類5891)のチェーン企業本部で、経済産業大臣が指定する企業。

### (5) 丁2票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類5931-電気機械器具小売業(中古品を除く)又は細分類5932-電気事務機械器具小売業(中古品を除く)に属する事業所(売場面積500㎡以上の家電大型専門店)を10店舗以上有する企業で、経済産業大臣が指定する企業。

### (6) 丁3票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6031-ドラッグストアに属する事業所を50店舗以上有する企業もしくはドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

### (7) 丁4票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6091-ホームセンターに属する事業所を10店舗以上有する企業もしくはホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。



本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内容例示
AV家電	テレビ・プロジェクタ（CRT、液晶、PDP）、ビデオディスク、BD・DVD（再生専用、録画再生機）、BS・CS機器、ステレオ、スピーカ、AV編集機器、ラジオ・ポータブルオーディオ、GPSナビゲーション、ヘッドホン、マイクロホン、AV接続機器、電子楽器、VTR、携帯オーディオ機器、ホームオーディオ機器、メディアクリーナなど
情報家電	パソコン・パソコン周辺機器（デスクトップ型・ノート型パソコン、タブレット端末、モニタ、プリンタ等）、ゲーム関連機器、電子手帳・辞書、コピー・シュレッダーなど
通信家電	移動体通信機器（携帯電話機、パーソナル無線、データ通信カード・端末）、電話機・FAXなど
カメラ類	ビデオカメラ・デジキ、デジタルスチルカメラ（コンパクト型、一眼レフ）、カメラアクセサリ、交換レンズなど
生活家電	家事・調理家電（洗濯機・衣類乾燥機、ふとん乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、炊飯器、電子レンジ、オープンレンジ、食器洗い機・乾燥機、電磁調理器、クッキングヒーター、ホームベーカリー、トースター、電子炊飯ジャー、ジャーポット、電気ケトル、コンロ・ガステーブル、電気プレート・鍋、ジューサー・ミキサー類、コーヒーマーカー、もちつき機、精米機、家庭用ゴミ処理機、浄水器・カートリッジ、アイロン・ズボンプレスサ、クリーナ、スチーム・高圧洗浄クリーナ、掃除機等） 理美容・健康関連（シェーバー、ドライヤー・ヘアアイロン、フェイスケア器具、ボディケア器具、散髪器具、電動歯ブラシ、電気測定器具（電子血圧計、電子体温計、電子歩数計等）、フィットネス機器、電気マッサージ器具・治療器、吸入器等） 空調・季節家電（エアコン、冷風機・冷風扇、扇風機、換気扇、空気清浄機・除湿機・加湿器、石油暖房器具、温水ルームヒータ、電気温風機・電気ストーブ、家具調こたつ、電気カーペット、電気掛・敷毛布等）
その他	温水洗浄便座、24時間風呂、モニタ付ドアホン、火災警報器、照明器具、電池、管球、配線器具、自然冷媒ヒートポンプ給湯器など

(6) 第6部 ドラッグストア販売

本統計表は、丁3票（7. (6)参照）について集計した表である。

①本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内容例示
調剤医薬品	医師の処方箋に基づき調剤する医療用医薬品・漢方薬・生薬
OTC医薬品	医薬品（医師の処方箋によるものを除く）、漢方薬（医師の処方箋によるものを除く）、生薬（医師の処方箋によるものを除く）など 風邪薬、胃腸薬、目薬、皮膚治療薬、湿布薬、滋養強壮剤（医薬品）など
ヘルスケア用品 （衛生用品）・介 護・ベビー	ヘルスケア用品（脱脂綿、ほう帯、ガーゼ類、サポータ、マスク、体温計、紙おむつ、殺虫剤（農業用、産業用は除く）、コンタクトレンズ洗浄剤・保存液、衛生用品等） 介護用品（大人用紙オムツ、尿取りパット、介護用品、ステッキ、介護食等） ベビー用品（育児用ミルク、ベビーフード、ベビー飲料、紙オムツ、授乳用品等）
健康食品	健康食品、サプリメント、ダイエット食品等
ビューティー ケア（化粧品・ 小物）	化粧品（口紅、ファンデーション、化粧水、フレグランス、男性化粧品、浴用化粧品等） ビューティーケア小物（化粧品雑貨、化粧用ブラシ、コットン・スポンジ、つけまつげ、つけ爪、あぶらとり、ヘアブラシ等）
トイレタリー	歯みがき、歯ブラシ、シャンプー、リンス、ボディシャンプー、ヘアカラー、入浴剤、ハンドソープ、石けん（化粧、洗顔、浴用、薬用のもの）など
家庭用品・日用 消耗品・ペット 用品	家庭用品（バス・トイレ・キッチン用品、ファブリック、なべ、かま、キッチン用刃物、食器、卓上用品、清掃用品、包装用品、保安防災、避難用具等） 日用消耗品（住まいの洗剤、防虫剤、トイレトーパーパー、芳香剤、食器洗剤、ティッシュペーパー等） ペット用品（ペットフード、ペット用装飾品、ペット用医薬品、ペット用シャンプー、ペット用シート等）
食品	菓子類、米、飲料、日配品、加工品、酒類、冷凍食品など
その他	上記以外の衣料品、履物、カバン・袋物、書籍、文具・玩具など

②リンク係数表については、付表参照のこと。

## 5. 家電大型専門店販売額の動向

平成30年6月の家電大型専門店販売額は3504億円、前年同月比で見ると7.6%の増加となった。  
商品別にみると、AV家電が同16.3%の増加、通信家電が同9.2%の増加、生活家電が同9.1%の増加、その他が同4.3%の増加、情報家電が同1.7%の増加となった。  
一方、カメラ類が同▲2.0%の減少となった。

(単位:億円、店、%)

合計	AV 家電	情報 家電	通信 家電	カメラ類	生活 家電	その他	店舗数
3,504	479	650	235	140	1,655	344	2,540
7.6	16.3	1.7	9.2	▲2.0	9.1	4.3	1.5

## 6. ドラッグストア販売額の動向

平成30年6月のドラッグストア販売額は5400億円、前年同月比で見ると6.2%の増加となった。  
商品別にみると、その他が同11.5%の増加、食品が同10.1%の増加、トイレタリーが同6.7%の増加、家庭用品・日用消耗品・ペット用品が同6.4%の増加、健康食品が同5.9%の増加、ビューティケア(化粧品・小物)が同5.5%の増加、OTC医薬品が同2.5%の増加、調剤医薬品が同1.9%の増加、ヘルスケア用品(衛生用品)・介護・ベビーが同1.4%の増加となった。

(単位:億円、店、%)

合計	調剤 医薬品	OTC 医薬品	ヘルスケア 用品(衛生 用品)・介 護・ベビー	健康 食品	ビューティ ケア(化粧 品・小物)	トイレ タリー	家庭用品・ 日用消耗 品・ペット 用品	食 品	その他	店舗数
5,400	332	728	344	190	823	523	836	1,501	124	15,409
6.2	1.9	2.5	1.4	5.9	5.5	6.7	6.4	10.1	11.5	5.0

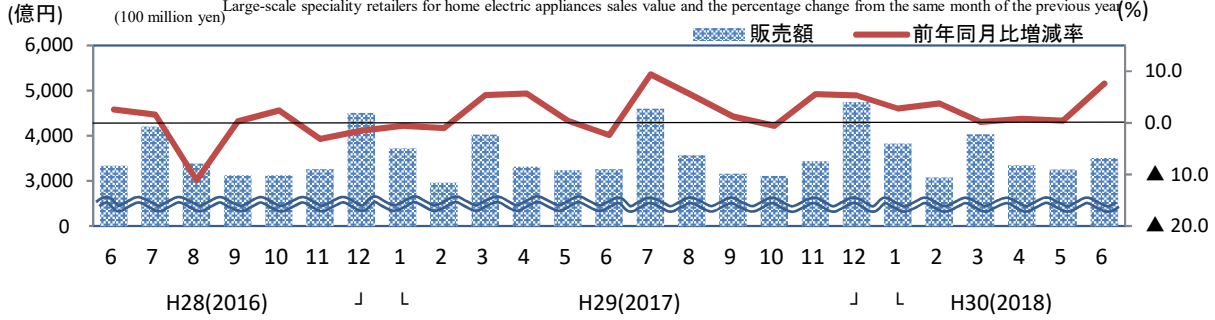
## 7. ホームセンター販売額の動向

平成30年6月のホームセンター販売額は2689億円、前年同月比で見ると▲0.4%の減少となった。  
商品別にみると、園芸・エクステリアが同▲6.2%の減少、オフィス・カルチャーが同▲3.7%の減少、家庭用品・日用品が同▲0.3%の減少となった。  
一方、電気が同6.2%の増加、インテリアが同3.3%の増加、ペット・ペット用品が同1.9%の増加、その他が同1.8%の増加、カー用品・アウトドアが同0.9%の増加、DIY用具・素材が同0.4%の増加となった。

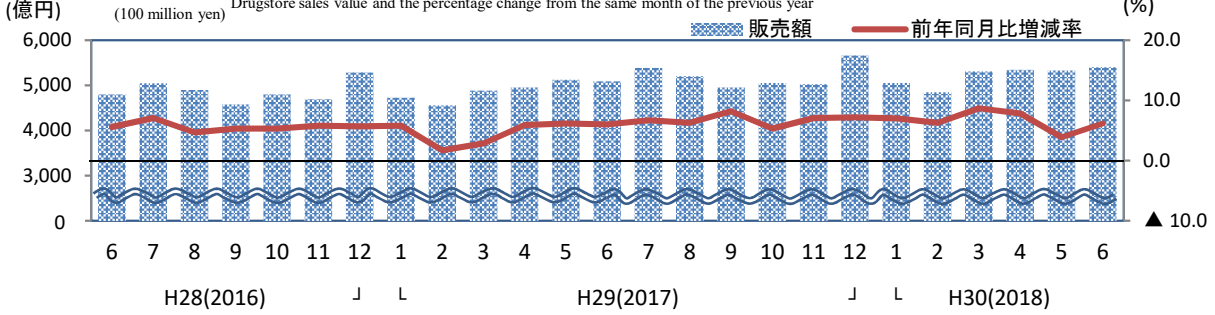
(単位:億円、店、%)

合計	DIY用具 ・素材	電 気	インテリア	家庭用品 ・ 日用品	園 芸・ エクステ リア	ペット・ ペット用 品	カー用 品・アウ トドア	オフィス ・カル チャー	その他	店舗数
2,689	577	150	184	606	460	213	133	118	250	4,325
▲0.4	0.4	6.2	3.3	▲0.3	▲6.2	1.9	0.9	▲3.7	1.8	1.1

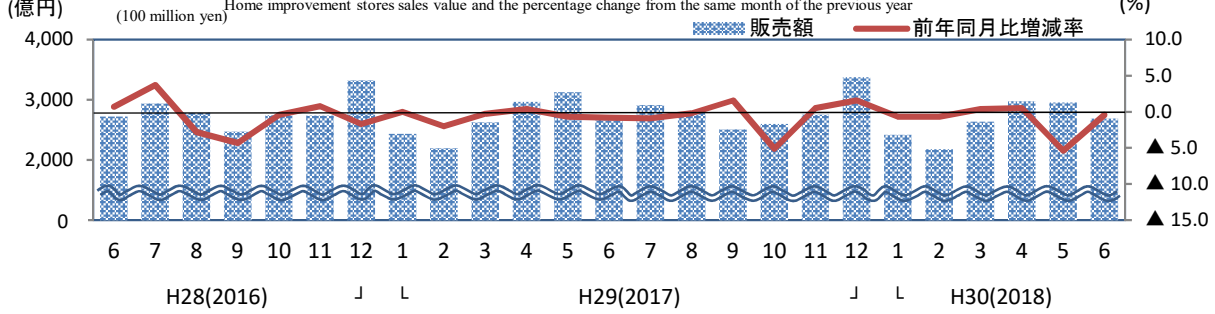
### 家電大型専門店販売額・前年同月比増減率の推移



### ドラッグストア販売額・前年同月比増減率の推移



### ホームセンター販売額・前年同月比増減率の推移



### 家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンター販売額、前年(度、同期、同月)比増減率及び店舗数

Large-scale specialty retailers for home electric appliances, Drugstore and Home improvement stores sales value and the percentage change from the same month/term of the previous year and number of establishments

(単位:億円、店、%) (100 million yen)

年月	家電大型専門店 Large-scale specialty retailers for home electric appliances			ドラッグストア Drugstore			ホームセンター Home improvement stores			Year and month
	販売額	前年比	店舗数(店)	販売額	前年比	店舗数(店)	販売額	前年比	店舗数(店)	
	Sales value	(%)	establishments	Sales value	(%)	establishments	Sales value	(%)	establishments	
平成 27 年	42,467	▲6.3	2,432	53,609	6.4	13,547	33,012	▲1.3	4,209	C.Y. 2015
28	41,830	▲1.5	2,472	57,258	6.8	14,190	33,090	0.2	4,273	2016
29	43,115	3.1	2,529	60,580	5.4	15,049	32,942	▲0.4	4,304	2017
平成 27 年度	42,288	1.2	2,430	54,776	9.2	13,653	33,159	2.0	4,218	F.Y. 2015
28	41,984	▲0.7	2,478	57,729	5.3	14,509	33,040	▲0.4	4,271	2016
29	43,343	3.2	2,530	61,624	6.4	15,197	32,920	▲0.4	4,306	2017
平成 29 年 4~6月	9,809	1.1	2,503	15,161	5.6	14,672	8,785	▲0.4	4,279	Q2 2017
7~9	11,320	5.8	2,508	15,530	6.6	14,838	8,192	0.1	4,291	Q3
10~12	11,288	3.7	2,529	15,730	6.1	15,049	8,720	▲0.8	4,304	Q4
平成 30 年 1~3月	10,926	2.1	2,530	15,203	7.4	15,197	7,223	▲0.3	4,306	Q1 2018
4~6	10,094	2.9	2,540	16,063	5.9	15,409	8,619	▲1.9	4,325	Q2
平成 29 年 4月	3,316	5.7	2,490	4,953	5.5	14,594	2,962	0.4	4,280	Apr. 2017
5	3,236	0.4	2,497	5,124	5.8	14,625	3,125	▲0.7	4,279	May
6	3,257	▲2.4	2,503	5,084	5.6	14,672	2,698	▲0.8	4,279	Jun.
7	4,595	9.4	2,510	5,383	6.3	14,714	2,910	▲0.9	4,282	Jul.
8	3,567	5.4	2,506	5,199	5.8	14,767	2,775	▲0.2	4,281	Aug.
9	3,158	1.2	2,508	4,948	7.8	14,838	2,507	1.6	4,291	Sep.
10	3,105	▲0.6	2,510	5,047	4.9	14,889	2,599	▲5.1	4,293	Oct.
11	3,436	5.6	2,530	5,020	6.6	14,978	2,750	0.5	4,298	Nov.
12	4,748	5.3	2,529	5,663	6.8	15,049	3,371	1.6	4,304	Dec.
平成 30 年 1月	3,821	2.8	2,526	5,053	7.0	15,079	2,415	▲0.7	4,300	Jan. 2018
2	3,073	3.8	2,527	4,844	6.3	15,124	2,175	▲0.7	4,296	Feb.
3	4,032	0.2	2,530	5,307	8.7	15,197	2,633	0.4	4,306	Mar.
4	3,342	0.8	2,532	5,337	7.8	15,281	2,976	0.5	4,324	Apr.
5	3,249	0.4	2,533	5,326	3.9	15,352	2,955	▲5.4	4,327	May
6	3,504	7.6	2,540	5,400	6.2	15,409	2,689	▲0.4	4,325	Jun.

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。  
Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第6部 ドラッグストア販売

Part6 Drugstore sales value

第1表 商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table1 Sales value by goods and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年月	商品販売額 Sales of goods	調剤医薬品	O T C 医薬品	ヘルスケア用品 (衛生用品)・介護・ベビー	健康食品	ビューティ ケア(化粧品・小物)	トイレット リー	家庭用品・日 用消耗品・ ペット用品	食品	その他	店舗数 (店) Number of establishments	Year and Month	
		Dispensing pharmaceutical products	Over the counter medical products	Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	Health foods	Beauty care (cosmetic products and goods)	Toiletry goods	Household utensils, daily necessities, pet products	Food	Others			
販売額 (百万円)	平成 27 年	5,360,899	364,366	791,064	388,937	190,617	811,167	535,639	813,831	1,339,365	125,913	13,547	C.Y. 2015
	28	5,725,801	375,156	829,612	401,195	197,031	852,185	562,640	881,506	1,491,466	135,010	14,190	2016
	29	6,057,971	387,005	865,848	419,021	206,730	910,175	582,151	926,210	1,620,640	140,191	15,049	2017
	平成 27 年度	5,477,603	376,583	804,540	396,989	194,159	825,331	544,642	829,804	1,377,106	128,449	13,653	F.Y. 2015
	28	5,772,937	367,209	836,223	401,793	198,639	860,281	566,208	890,454	1,516,667	135,463	14,509	2016
	29	6,162,388	397,756	876,997	425,682	208,532	927,555	586,945	935,975	1,660,992	141,954	15,197	2017
	平成 29 年 4~6 月	1,516,125	95,467	213,359	103,038	52,347	230,788	146,564	232,855	407,048	34,659	14,672	Q2 2017
	7~9	1,552,978	97,223	217,843	102,949	53,826	235,389	149,620	241,159	419,714	35,255	14,838	Q3
	10~12	1,572,996	101,903	224,201	109,004	51,432	237,313	150,151	242,451	418,613	37,928	15,049	Q4
	平成 30 年 1~3 月	1,520,289	103,163	221,594	110,691	50,927	224,065	140,610	219,510	415,617	34,112	15,197	Q1 2018
	4~6	1,606,277	98,569	220,785	103,743	55,509	247,823	154,592	243,629	444,703	36,924	15,409	Q2
	平成 29 年 4 月	495,278	31,896	69,656	34,347	16,855	75,090	47,683	75,390	132,899	11,462	14,594	Apr. 2017
	5	512,426	31,021	72,674	34,763	17,550	77,754	49,875	78,907	137,815	12,067	14,625	May
	6	508,421	32,550	71,029	33,928	17,942	77,944	49,006	78,558	136,334	11,130	14,672	Jun.
	7	538,305	32,421	75,001	35,742	18,858	84,068	52,711	83,742	143,616	12,146	14,714	Jul.
	8	519,922	31,972	73,731	34,235	17,930	77,599	49,767	81,125	141,674	11,889	14,767	Aug.
	9	494,751	32,830	69,111	32,972	17,038	73,722	47,142	76,292	134,424	11,220	14,838	Sep.
	10	504,671	32,728	72,473	33,813	17,067	75,070	47,978	77,709	135,985	11,848	14,889	Oct.
	11	501,991	33,222	71,898	35,142	16,292	74,529	48,686	76,578	133,691	11,953	14,978	Nov.
	12	566,334	35,953	79,830	40,049	18,073	87,714	53,487	88,164	148,937	14,127	15,049	Dec.
	平成 30 年 1 月	505,258	32,602	73,718	38,016	16,761	73,869	46,925	74,950	136,737	11,680	15,079	Jan. 2018
	2	484,380	33,096	68,078	36,462	16,432	68,552	44,870	69,896	136,233	10,761	15,124	Feb.
	3	530,651	37,465	79,798	36,213	17,734	81,644	48,815	74,664	142,647	11,671	15,197	Mar.
	4	533,743	33,415	74,497	35,021	18,052	83,819	50,982	79,108	146,663	12,186	15,281	Apr.
5	532,550	31,995	73,449	34,331	18,461	81,752	51,297	80,971	147,961	12,333	15,352	May	
6	539,984	33,159	72,839	34,391	18,996	82,252	52,313	83,550	150,079	12,405	15,409	Jun.	
前年(度・同期・同月)比増減率(%)	平成 27 年	6.4	6.6	4.7	6.3	6.6	8.9	2.6	5.3	8.8	0.4	3.7	C.Y. 2015
	28	6.8	3.0	4.9	3.2	3.4	5.1	5.0	8.3	11.4	7.2	4.7	2016
	29	5.4	2.0	3.8	4.2	4.6	6.4	3.1	4.5	8.4	3.8	5.0	2017
	平成 27 年度	9.2	8.7	7.3	9.4	11.8	12.0	7.2	7.5	10.5	5.7	3.8	F.Y. 2015
	28	5.3	▲2.8	3.8	1.2	2.2	4.1	3.9	7.2	10.1	5.5	5.2	2016
	29	6.4	7.4	4.4	5.8	4.7	7.5	3.4	4.7	9.3	4.8	4.7	2017
	平成 29 年 4~6 月	5.6	2.0	4.6	4.2	5.2	7.4	2.4	5.0	8.2	4.2	5.1	Q2 2017
	7~9	6.6	6.7	5.1	7.2	5.2	7.1	3.2	5.6	9.1	4.6	5.7	Q3
	10~12	6.1	9.4	2.8	5.3	4.8	7.3	4.5	3.6	9.2	4.9	5.0	Q4
	平成 30 年 1~3 月	7.4	11.6	5.3	6.4	3.7	8.4	3.5	4.7	10.8	5.4	4.7	Q1 2018
	4~6	5.9	3.2	3.5	0.7	6.0	7.4	5.5	4.6	9.3	6.5	5.0	Q2
	平成 29 年 4 月	5.5	▲3.0	3.6	4.3	4.3	6.9	3.9	7.0	8.2	5.6	5.1	Apr. 2017
	5	5.8	4.2	5.3	4.1	5.2	7.3	2.2	4.3	8.3	6.4	5.0	May
	6	5.6	5.3	4.9	4.3	6.1	7.9	1.0	3.8	8.2	0.6	5.1	Jun.
	7	6.3	3.4	4.1	6.8	6.5	7.4	2.7	5.3	9.3	6.5	5.1	Jul.
	8	5.8	6.1	4.7	5.9	2.0	5.7	2.2	6.3	8.3	3.4	5.2	Aug.
	9	7.8	10.8	6.8	9.0	7.2	8.5	5.0	5.0	9.9	4.0	5.7	Sep.
	10	4.9	8.6	2.0	4.1	4.8	5.2	2.5	1.9	8.4	5.1	5.0	Oct.
	11	6.6	10.9	3.7	4.6	5.0	8.3	5.7	4.6	8.9	3.9	5.0	Nov.
	12	6.8	8.8	2.7	7.0	4.6	8.2	5.4	4.4	10.1	5.6	5.0	Dec.
	平成 30 年 1 月	7.0	11.2	3.8	8.3	2.9	7.3	3.2	4.3	11.0	4.3	5.0	Jan. 2018
	2	6.3	8.9	2.2	7.0	3.4	5.3	2.7	4.3	11.1	5.2	4.8	Feb.
	3	8.7	14.6	9.5	3.9	4.6	12.3	4.7	5.3	10.1	6.8	4.7	Mar.
	4	7.8	4.8	6.9	2.0	7.1	11.6	6.9	4.9	10.4	6.3	4.7	Apr.
5	3.9	3.1	1.1	▲1.2	5.2	5.1	2.9	2.6	7.4	2.2	5.0	May	
6	6.2	1.9	2.5	1.4	5.9	5.5	6.7	6.4	10.1	11.5	5.0	Jun.	

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第6部 ドラッグストア販売

Part6 Drugstore sales value

第2表 経済産業局別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table2 Sales value by regional bureaus of METI and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	北海道		東北		関東		中部		近畿		中国		四国		九州		沖縄		Year and month	
	Hokkaido		Tohoku		Kanto		Chubu		Kansai		Chugoku		Shikoku		Kyushu		Okinawa			
	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数		
販売額 (百万円)	平成 27 年	223,651	616	357,202	894	2,364,880	5,874	620,992	1,572	785,456	2,064	268,499	685	162,383	435	557,644	1,356	20,192	51	C.Y. 2015
	28	240,175	654	377,546	961	2,486,311	6,035	688,483	1,720	847,049	2,150	292,675	740	172,065	450	598,600	1,425	22,897	55	2016
	29	252,551	679	401,373	1,022	2,611,790	6,449	727,790	1,843	912,073	2,261	312,617	777	182,383	481	632,609	1,475	24,785	62	2017
	平成 27 年度	229,820	621	358,933	906	2,418,214	5,882	636,628	1,596	803,612	2,091	273,718	698	165,306	434	569,867	1,372	21,505	53	F.Y. 2015
	28	242,714	659	382,940	972	2,500,682	6,247	693,407	1,750	853,345	2,182	297,133	750	173,582	457	606,507	1,434	22,627	58	2016
	29	255,465	679	407,658	1,037	2,650,151	6,510	742,838	1,859	935,972	2,290	317,548	782	185,972	492	640,611	1,487	26,173	61	2017
	平成 29 年 4~6 月	61,758	661	99,878	986	654,105	6,313	182,059	1,782	229,815	2,209	77,745	755	45,971	463	158,796	1,445	5,998	58	Q2 2017
	7~9	65,707	669	105,394	1,004	663,884	6,360	187,650	1,816	233,973	2,236	80,242	763	46,878	468	162,629	1,462	6,621	60	Q3
	10~12	63,951	679	101,960	1,022	676,999	6,449	190,602	1,843	239,839	2,261	82,225	777	47,591	481	163,046	1,475	6,783	62	Q4
	平成 30 年 1~3 月	64,049	679	100,426	1,037	655,163	6,510	182,527	1,859	232,345	2,290	77,336	782	45,532	492	156,140	1,487	6,771	61	Q1 2018
	4~6	64,996	680	106,019	1,055	685,600	6,597	194,247	1,881	251,202	2,324	81,970	803	48,667	498	166,246	1,506	7,330	65	Q2
	平成 29 年 4 月	20,294	659	32,700	981	213,208	6,279	59,448	1,769	75,893	2,202	25,075	748	15,023	458	51,697	1,440	1,940	58	Apr. 2017
	5	20,200	659	33,062	984	221,401	6,285	61,241	1,771	77,490	2,208	26,874	754	15,701	461	54,468	1,445	1,989	58	May
	6	21,264	661	34,116	986	219,496	6,313	61,370	1,782	76,432	2,209	25,796	755	15,247	463	52,631	1,445	2,069	58	Jun.
	7	22,228	665	35,806	995	230,988	6,326	64,553	1,789	81,461	2,211	28,718	756	16,375	463	55,978	1,450	2,198	59	Jul.
	8	22,326	667	35,890	998	221,315	6,340	62,866	1,799	77,503	2,221	26,783	760	16,006	465	54,994	1,457	2,239	60	Aug.
	9	21,153	669	33,698	1,004	211,581	6,360	60,231	1,816	75,009	2,236	24,741	763	14,497	468	51,657	1,462	2,184	60	Sep.
	10	21,097	670	33,366	1,008	215,127	6,385	61,102	1,831	76,279	2,236	26,995	767	15,235	470	53,247	1,461	2,223	61	Oct.
	11	21,018	676	33,257	1,019	218,109	6,413	60,380	1,837	76,138	2,248	24,872	775	15,040	479	50,931	1,469	2,246	62	Nov.
	12	21,836	679	35,337	1,024	243,763	6,449	69,120	1,843	87,422	2,261	30,358	777	17,316	481	58,868	1,475	2,314	62	Dec.
	平成 30 年 1 月	22,704	680	35,326	1,024	217,100	6,462	59,990	1,846	75,856	2,265	25,068	782	15,135	481	51,831	1,477	2,248	62	Jan. 2018
	2	21,448	679	32,234	1,028	208,345	6,486	58,629	1,851	73,674	2,268	24,346	788	14,386	483	49,104	1,479	2,214	62	Feb.
	3	19,897	679	32,866	1,037	229,718	6,510	63,908	1,859	82,815	2,290	27,922	782	16,011	492	55,205	1,487	2,309	61	Mar.
	4	21,519	678	35,338	1,043	228,165	6,544	64,420	1,865	83,876	2,308	26,891	793	16,241	492	54,882	1,494	2,411	64	Apr.
5	21,101	680	34,460	1,047	227,798	6,577	64,220	1,867	83,215	2,316	27,435	802	16,125	496	55,770	1,503	2,426	64	May	
6	22,376	680	36,221	1,055	229,637	6,597	65,607	1,881	84,111	2,324	27,644	803	16,301	498	55,594	1,506	2,493	65	Jun.	
前年(度・同期・同月)比増減率 (%)	平成 27 年	6.9	5.5	5.4	6.6	5.8	2.8	4.8	4.0	11.1	2.8	8.1	5.7	6.5	4.3	3.8	3.8	19.8	8.5	C.Y. 2015
	28	7.4	6.2	5.7	7.5	5.1	2.7	10.9	9.4	7.8	4.2	9.0	8.0	6.0	3.4	7.3	5.1	13.4	7.8	2016
	29	5.2	3.8	6.3	6.3	4.1	4.3	5.7	7.2	7.7	5.2	6.8	5.0	6.0	6.9	5.7	3.5	8.2	12.7	2017
	平成 27 年度	9.3	6.3	5.8	6.1	9.2	2.5	8.9	4.5	11.6	4.0	9.9	6.4	8.7	3.3	7.5	4.1	26.2	6.0	F.Y. 2015
	28	5.6	6.1	6.7	7.3	3.2	3.7	8.9	9.6	6.2	4.4	8.6	7.4	5.0	5.3	6.4	4.5	5.2	9.4	2016
	29	5.3	3.0	6.5	6.7	5.2	4.2	7.1	6.2	9.7	4.9	6.9	4.3	7.1	7.7	5.6	3.7	15.7	5.2	2017
	平成 29 年 4~6 月	5.4	5.1	6.6	6.7	4.4	3.9	5.9	9.8	7.8	4.9	7.0	5.2	6.9	5.7	6.2	4.1	▲0.9	7.4	Q2 2017
	7~9	5.8	4.7	6.8	7.2	5.4	4.9	8.2	10.0	9.7	5.3	5.9	5.0	6.1	6.1	5.6	3.9	19.0	13.2	Q3
	10~12	5.1	3.8	5.8	6.3	5.0	4.3	5.6	7.2	9.8	5.2	7.8	5.0	7.0	6.9	5.4	3.5	20.6	12.7	Q4
	平成 30 年 1~3 月	4.8	3.0	6.7	6.7	6.2	4.2	9.0	6.2	11.5	4.9	6.8	4.3	8.6	7.7	5.4	3.7	25.8	5.2	Q1 2018
	4~6	5.2	2.9	6.1	7.0	4.8	4.5	6.7	5.6	9.3	5.2	5.4	6.4	5.9	7.6	4.7	4.2	22.2	12.1	Q2
	平成 29 年 4 月	5.6	5.8	7.0	7.3	4.3	3.6	5.6	9.9	7.4	4.7	7.3	5.8	7.9	5.3	5.2	4.7	2.4	9.4	Apr. 2017
	5	6.2	5.6	6.7	6.6	4.1	3.6	6.4	9.4	8.1	4.9	7.7	5.2	6.5	6.0	7.3	4.4	▲5.0	7.4	May
	6	4.4	5.1	6.2	6.7	4.6	3.9	5.8	9.8	7.9	4.9	5.9	5.2	6.4	5.7	6.0	4.1	0.1	7.4	Jun.
	7	7.3	4.7	8.9	7.1	5.1	4.0	6.9	9.7	8.4	4.7	5.6	4.4	5.3	5.2	5.5	4.2	21.4	11.3	Jul.
	8	4.5	4.2	4.0	6.6	4.7	4.2	7.6	9.6	9.3	4.9	5.7	4.8	6.6	5.4	5.2	4.5	17.7	13.2	Aug.
	9	5.6	4.7	7.6	7.2	6.6	4.9	10.2	10.0	11.6	5.3	6.4	5.0	6.5	6.1	5.9	3.9	17.9	13.2	Sep.
	10	5.1	3.7	5.8	6.4	3.2	4.1	3.9	7.9	7.9	5.5	9.7	4.9	4.4	6.1	5.8	3.7	16.0	13.0	Oct.
	11	5.2	4.5	5.0	6.7	6.0	4.1	6.2	7.6	10.5	5.4	7.0	5.7	7.3	7.2	5.0	3.5	22.4	14.8	Nov.
	12	5.0	3.8	6.5	6.3	5.7	4.3	6.5	7.2	10.8	5.2	6.8	5.0	9.3	6.9	5.3	3.5	23.5	12.7	Dec.
	平成 30 年 1 月	4.2	4.0	7.9	6.1	5.8	4.6	6.7	7.4	11.5	5.0	6.4	5.1	7.7	6.2	5.7	3.3	28.8	10.7	Jan. 2018
	2	4.1	3.0	5.6	6.2	5.2	4.4	8.7	6.7	9.1	4.8	6.5	5.2	8.1	5.9	4.4	3.5	24.9	8.8	Feb.
	3	6.1	3.0	6.5	6.7	7.5	4.2	11.4	6.2	13.6	4.9	7.4	4.3	9.8	7.7	6.0	3.7	23.9	5.2	Mar.
	4	6.0	2.9	8.1	6.3	7.0	4.2	8.4	5.4	10.5	4.8	7.2	6.0	8.1	7.4	6.2	3.8	24.3	10.3	Apr.
5	4.5	3.2	4.2	6.4	2.9	4.6	4.9	5.4	7.4	4.9	2.1	6.4	2.7	7.6	2.4	4.0	22.0	10.3	May	
6	5.2	2.9	6.2	7.0	4.6	4.5	6.9	5.6	10.0	5.2	7.2	6.4	6.9	7.6	5.6	4.2	20.5	12.1	Jun.	

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	北海道 Hokkaido		青森 Aomori		岩手 Iwate		宮城 Miyagi		秋田 Akita		山形 Yamagata		Year and Month	
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments			
販売額 (百万円) ・ 店舗数(店)	平成 27年	223,651	616	43,523	127	63,359	170	103,311	240	31,120	98	40,680	104	C.Y. 2015
	28	240,175	654	47,970	141	65,693	173	106,785	254	34,686	107	43,526	115	2016
	29	252,551	679	51,086	150	68,861	179	113,002	268	37,646	115	47,260	126	2017
	平成 27年度	229,820	621	44,565	128	63,531	168	103,105	243	31,988	99	40,652	107	F.Y. 2015
	28	242,714	659	48,819	142	66,296	172	108,010	259	35,450	109	44,448	117	2016
	29	255,465	679	51,950	152	69,680	179	114,741	274	38,383	116	48,240	128	2017
	平成 29年 4~6月	61,758	661	12,769	144	17,143	174	28,147	263	9,325	111	11,732	119	Q2 2017
	7~9	65,707	669	13,294	147	18,052	177	29,419	265	9,998	114	12,559	121	Q3
	10~12	63,951	679	13,164	150	17,608	179	28,716	268	9,596	115	11,961	126	Q4
	平成 30年 1~3月	64,049	679	12,723	152	16,877	179	28,459	274	9,464	116	11,988	128	Q1 2018
	4~6	64,996	680	13,630	155	18,056	184	29,767	277	9,954	117	12,752	132	Q2
	平成 29年 4月	20,294	659	4,238	144	5,660	172	9,244	260	3,077	111	3,809	119	Apr. 2017
	5	20,200	659	4,215	144	5,696	174	9,304	261	3,076	111	3,876	119	May
	6	21,264	661	4,316	144	5,787	174	9,599	263	3,172	111	4,047	119	Jun.
	7	22,228	665	4,589	145	6,202	176	10,095	265	3,349	111	4,170	120	Jul.
	8	22,326	667	4,514	146	6,153	177	9,845	264	3,451	111	4,345	121	Aug.
	9	21,153	669	4,191	147	5,697	177	9,479	265	3,198	114	4,044	121	Sep.
	10	21,097	670	4,332	148	5,766	178	9,365	265	3,165	114	3,923	122	Oct.
	11	21,018	676	4,159	149	5,678	179	9,405	267	3,122	115	3,983	126	Nov.
	12	21,836	679	4,673	150	6,164	179	9,946	268	3,309	115	4,055	126	Dec.
	平成 30年 1月	22,704	680	4,484	150	5,923	179	9,998	269	3,342	115	4,216	127	Jan. 2018
	2	21,448	679	4,052	150	5,355	179	9,100	271	3,028	116	3,906	127	Feb.
	3	19,897	679	4,187	152	5,599	179	9,361	274	3,094	116	3,866	128	Mar.
	4	21,519	678	4,561	154	6,007	180	9,969	274	3,306	117	4,235	130	Apr.
5	21,101	680	4,468	154	5,915	181	9,636	274	3,247	117	4,121	132	May	
6	22,376	680	4,601	155	6,134	184	10,162	277	3,401	117	4,396	132	Jun.	
前年(度・同期・同月)比増減率(%)	平成 27年	6.9	5.5	8.6	14.4	5.4	6.3	4.4	2.1	9.9	7.7	5.6	5.1	C.Y. 2015
	28	7.4	6.2	10.2	11.0	3.7	1.8	3.4	5.8	11.5	9.2	7.0	10.6	2016
	29	5.2	3.8	6.5	6.4	4.8	3.5	5.8	5.5	8.5	7.5	8.6	9.6	2017
	平成 27年度	9.3	6.3	11.2	13.3	5.2	3.1	4.5	1.7	11.9	8.8	5.0	7.0	F.Y. 2015
	28	5.6	6.1	9.5	10.9	4.4	2.4	4.8	6.6	10.8	10.1	9.3	9.3	2016
	29	5.3	3.0	6.4	7.0	5.1	4.1	6.2	5.8	8.3	6.4	8.5	9.4	2017
	平成 29年 4~6月	5.4	5.1	7.0	8.3	5.5	2.4	6.2	6.5	8.5	7.8	7.7	9.2	Q2 2017
	7~9	5.8	4.7	5.9	6.5	5.6	4.1	6.5	6.9	8.6	9.6	9.1	10.0	Q3
	10~12	5.1	3.8	5.6	6.4	4.3	3.5	5.7	5.5	7.6	7.5	8.4	9.6	Q4
	平成 30年 1~3月	4.8	3.0	7.3	7.0	5.1	4.1	6.5	5.8	8.4	6.4	8.9	9.4	Q1 2018
	4~6	5.2	2.9	6.7	7.6	5.3	5.7	5.8	5.3	6.7	5.4	8.7	10.9	Q2
	平成 29年 4月	5.6	5.8	9.5	11.6	6.9	2.4	6.1	4.8	10.4	9.9	7.3	10.2	Apr. 2017
	5	6.2	5.6	6.1	9.1	5.2	3.0	6.4	5.2	8.2	7.8	8.4	8.2	May
	6	4.4	5.1	5.5	8.3	4.4	2.4	6.1	6.5	7.0	7.8	7.4	9.2	Jun.
	7	7.3	4.7	9.9	6.6	8.2	3.5	8.7	6.9	10.9	7.8	9.9	10.1	Jul.
	8	4.5	4.2	2.1	5.8	2.5	4.1	2.8	5.6	6.0	6.7	7.8	11.0	Aug.
	9	5.6	4.7	5.8	6.5	6.2	4.1	8.2	6.9	9.2	9.6	9.6	10.0	Sep.
	10	5.1	3.7	5.1	5.7	3.8	3.5	5.3	6.4	7.5	8.6	9.2	8.0	Oct.
	11	5.2	4.5	4.2	5.7	3.5	3.5	5.5	6.0	7.1	8.5	7.3	10.5	Nov.
	12	5.0	3.8	7.2	6.4	5.5	3.5	6.3	5.5	8.0	7.5	8.7	9.6	Dec.
	平成 30年 1月	4.2	4.0	8.5	4.2	7.0	3.5	7.3	5.9	9.1	6.5	9.8	10.4	Jan. 2018
	2	4.1	3.0	6.0	5.6	4.5	3.5	5.6	5.9	7.9	7.4	7.5	8.5	Feb.
	3	6.1	3.0	7.2	7.0	3.7	4.1	6.6	5.8	8.3	6.4	9.4	9.4	Mar.
	4	6.0	2.9	7.6	6.9	6.1	4.7	7.8	5.4	7.4	5.4	11.2	9.2	Apr.
5	4.5	3.2	6.0	6.9	3.8	4.0	3.6	5.0	5.6	5.4	6.3	10.9	May	
6	5.2	2.9	6.6	7.6	6.0	5.7	5.9	5.3	7.2	5.4	8.6	10.9	Jun.	

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	福島 Fukushima		茨城 Ibaraki		栃木 Tochigi		群馬 Gunma		埼玉 Saitama		千葉 Chiba		東京 Tokyo			
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments		
販売額 (百万円) ・ 店舗数(店)	平成 27年	75,209	155	146,294	324	102,348	200	102,000	273	338,126	935	266,785	698	589,413	1,483	
	28	78,886	171	153,921	332	109,717	214	108,220	275	352,599	959	284,809	710	614,519	1,536	
	29	83,518	184	158,509	348	116,508	232	109,855	279	368,008	994	298,809	762	646,690	1,684	
	平成 27年度	75,092	161	149,617	326	105,801	202	104,437	268	344,234	937	274,105	700	603,712	1,486	
	28	79,917	173	154,820	332	110,905	218	108,169	269	355,138	971	286,510	728	616,688	1,646	
	29	84,664	188	159,941	354	118,113	235	111,309	284	371,729	997	303,709	768	657,599	1,704	
	平成 29年 4～6月	20,762	175	39,375	331	28,919	223	27,403	270	92,511	984	74,540	735	163,088	1,662	
	7～9	22,072	180	41,126	334	30,629	227	28,210	274	92,835	979	75,713	747	162,880	1,678	
	10～12	20,915	184	39,999	348	29,296	232	27,999	279	95,184	994	78,220	762	167,732	1,684	
	平成 30年 1～3月	20,915	188	39,441	354	29,269	235	27,697	284	91,199	997	75,236	768	163,899	1,704	
	4～6	21,860	190	41,173	359	30,618	250	28,820	285	96,326	1,020	78,704	779	171,414	1,708	
	平成 29年 4月	6,672	175	12,575	332	9,279	219	8,904	268	30,179	979	24,034	731	53,874	1,653	
	5	6,895	175	13,301	331	9,641	220	9,154	271	31,445	980	25,346	734	55,120	1,649	
	6	7,195	175	13,499	331	9,999	223	9,345	270	30,887	984	25,160	735	54,094	1,662	
	7	7,401	178	14,087	333	10,298	223	9,585	270	32,409	979	26,440	740	57,372	1,671	
	8	7,582	179	14,105	333	10,572	226	9,592	272	30,726	978	24,984	744	53,639	1,674	
	9	7,089	180	12,934	334	9,759	227	9,033	274	29,700	979	24,289	747	51,869	1,678	
	10	6,815	181	12,876	336	9,339	227	8,885	278	30,383	987	24,340	748	53,383	1,676	
	11	6,910	183	12,969	342	9,613	231	9,131	279	30,541	991	25,945	750	53,861	1,681	
	12	7,190	184	14,154	348	10,344	232	9,983	279	34,260	994	27,935	762	60,488	1,684	
	平成 30年 1月	7,363	184	13,644	350	10,018	228	9,374	282	30,067	997	24,978	766	53,095	1,690	
	2	6,793	185	12,657	350	9,500	236	8,919	281	29,173	999	23,987	770	51,406	1,693	
	3	6,759	188	13,140	354	9,751	235	9,404	284	31,959	997	26,271	768	59,398	1,704	
	4	7,260	188	13,518	356	10,148	239	9,559	285	31,886	1,007	25,914	771	57,944	1,702	
	5	7,073	189	13,512	357	10,026	245	9,486	287	32,254	1,015	26,227	775	56,743	1,703	
	6	7,527	190	14,143	359	10,444	250	9,775	285	32,186	1,020	26,563	779	56,727	1,708	
	前年(度・同期・同月)比増減率 (%)	平成 27年	3.7	8.4	2.9	2.9	2.7	7.0	7.6	5.4	5.6	2.5	5.7	3.7	8.8	1.8
		28	4.9	10.3	5.2	2.5	7.2	7.0	6.1	0.7	4.3	2.6	6.8	1.7	4.3	3.6
29		5.9	7.6	3.0	4.8	6.2	8.4	1.5	1.5	4.4	3.4	4.6	6.1	2.9	3.4	
平成 27年度		3.9	8.8	7.0	2.2	8.6	9.2	9.9	2.3	8.6	2.1	10.4	3.2	11.7	1.9	
28		6.4	7.5	3.5	1.8	4.8	7.9	3.6	0.4	3.2	3.4	4.4	2.8	1.6	4.5	
29		5.9	8.7	3.3	6.6	6.5	7.8	2.9	5.6	4.7	2.7	5.7	5.5	4.8	3.5	
平成 29年 4～6月		6.5	8.0	2.8	1.5	5.7	10.4	1.0	0.4	5.7	4.6	5.7	3.1	2.8	4.1	
7～9		6.5	7.8	3.3	2.1	8.7	11.8	2.9	2.6	5.7	4.6	5.5	5.2	5.1	4.9	
10～12		4.9	7.6	3.4	4.8	5.8	8.4	2.3	1.5	3.1	3.4	4.9	6.1	4.4	3.4	
平成 30年 1～3月		5.8	8.7	3.8	6.6	5.8	7.8	5.5	5.6	4.3	2.7	7.0	5.5	7.1	3.5	
4～6		5.3	8.6	4.6	8.5	5.9	12.1	5.2	5.6	4.1	3.7	5.6	6.0	5.1	2.8	
平成 29年 4月		5.4	9.4	2.0	1.5	3.9	8.4	0.1	0.4	6.6	4.5	5.1	2.7	3.5	4.1	
5		7.0	8.7	3.1	1.5	4.8	8.4	1.0	1.5	4.8	4.1	5.7	3.1	2.6	3.7	
6		7.0	8.0	3.2	1.5	8.2	10.4	1.8	0.4	5.8	4.6	6.2	3.1	2.2	4.1	
7		7.8	9.2	4.2	2.1	8.8	11.5	2.2	0.4	5.4	3.8	6.4	3.5	3.7	4.6	
8		4.8	8.5	1.8	1.5	7.9	12.4	2.1	1.1	6.2	4.4	3.4	4.1	5.3	4.7	
9		7.1	7.8	3.9	2.1	9.6	11.8	4.5	2.6	5.5	4.6	6.7	5.2	6.4	4.9	
10		5.7	7.7	1.9	3.1	4.6	9.7	0.7	2.2	0.4	2.4	1.8	3.9	2.6	4.0	
11		3.9	8.3	3.2	3.0	6.0	9.5	3.3	2.2	5.6	3.1	6.6	4.2	5.7	3.8	
12		5.3	7.6	5.0	4.8	6.6	8.4	2.8	1.5	3.4	3.4	6.0	6.1	5.0	3.4	
平成 30年 1月		7.3	7.6	4.2	5.1	6.6	6.5	4.7	6.0	3.9	3.9	7.5	6.4	5.4	3.8	
2		4.4	7.6	2.8	5.4	4.6	8.8	5.2	5.6	4.5	3.5	5.5	6.2	5.0	3.4	
3		5.7	8.7	4.2	6.6	6.2	7.8	6.7	5.6	4.3	2.7	7.9	5.5	10.7	3.5	
4		8.8	7.4	7.5	7.2	9.4	9.1	7.4	6.3	5.7	2.9	7.8	5.5	7.6	3.0	
5		2.6	8.0	1.6	7.9	4.0	11.4	3.6	5.9	2.6	3.6	3.5	5.6	2.9	3.3	
6		4.6	8.6	4.8	8.5	4.5	12.1	4.6	5.6	4.2	3.7	5.6	6.0	4.9	2.8	

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

神奈川 Kanagawa		新潟 Niigata		富山 Toyama		石川 Ishikawa		福井 Fukui		山梨 Yamanashi		長野 Nagano		Year and Month	
店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments			
406,054	912	90,697	269	60,477	153	66,839	148	46,009	100	42,584	130	63,376	201	C.Y.	2015
422,984	946	97,602	279	65,866	155	74,422	154	54,302	110	45,486	128	68,663	208		2016
447,255	1,031	103,308	294	69,350	156	77,075	163	58,990	116	47,822	137	74,654	222		2017
413,291	921	93,210	269	62,270	152	68,658	151	47,281	102	43,664	132	65,062	196	F.Y.	2015
424,953	1,008	98,745	285	66,237	156	74,291	158	53,787	111	45,713	130	69,470	211		2016
455,123	1,038	104,133	304	70,640	157	78,364	163	60,582	121	48,627	137	76,457	223		2017
112,444	1,024	25,441	286	16,964	158	19,253	160	14,739	113	11,997	129	18,346	212	Q2	2017
112,886	1,027	26,877	288	18,208	157	20,313	160	15,628	116	12,297	134	19,309	215	Q3	
117,144	1,031	26,723	294	18,113	156	19,678	163	15,269	116	12,398	137	19,620	222	Q4	
112,649	1,038	25,092	304	17,355	157	19,120	163	14,946	121	11,935	137	19,182	223	Q1	2018
116,332	1,051	26,824	306	18,365	156	20,239	163	16,471	126	12,691	139	19,595	227	Q2	
36,503	1,016	8,252	284	5,613	156	6,175	160	4,869	112	3,903	130	6,035	210	Apr.	2017
38,180	1,018	8,556	285	5,561	155	6,385	160	4,902	113	4,097	130	6,170	210	May	
37,761	1,024	8,633	286	5,790	158	6,693	160	4,968	113	3,997	129	6,141	212	Jun.	
39,541	1,022	9,153	286	6,083	158	6,841	159	5,267	113	4,280	132	6,551	213	Jul.	
37,062	1,023	9,273	286	6,291	159	6,980	159	5,345	115	4,123	132	6,662	215	Aug.	
36,283	1,027	8,451	288	5,834	157	6,492	160	5,016	116	3,894	134	6,096	215	Sep.	
37,188	1,027	8,532	288	5,810	160	6,382	163	4,873	115	3,981	135	6,250	220	Oct.	
37,618	1,026	8,497	290	5,859	158	6,320	164	4,900	115	3,954	137	6,288	220	Nov.	
42,338	1,031	9,694	294	6,444	156	6,976	163	5,496	116	4,463	137	7,082	222	Dec.	
37,200	1,030	8,411	294	5,815	156	6,379	164	4,944	119	3,981	137	6,443	223	Jan.	2018
35,704	1,033	8,179	296	5,759	152	6,335	164	4,892	123	3,832	137	6,079	224	Feb.	
39,745	1,038	8,502	304	5,781	157	6,406	163	5,110	121	4,122	137	6,660	223	Mar.	
38,519	1,044	8,839	306	6,082	157	6,733	164	5,371	124	4,217	138	6,503	225	Apr.	
38,953	1,052	8,851	306	6,027	156	6,600	162	5,447	125	4,231	138	6,495	227	May	
38,860	1,051	9,134	306	6,256	156	6,906	163	5,653	126	4,243	139	6,597	227	Jun.	
4.6	1.9	5.4	2.7	7.4	0.0	6.8	0.7	8.7	▲1.0	4.5	10.2	5.0	5.8	C.Y.	2015
4.2	3.7	7.6	3.7	8.9	1.3	11.3	4.1	18.0	10.0	6.8	▲1.5	8.3	3.5		2016
3.8	4.0	5.8	5.4	5.3	0.6	3.6	5.8	8.6	5.5	5.1	7.0	8.7	6.7		2017
6.9	2.9	9.8	2.7	10.1	▲1.9	7.9	0.0	8.9	3.0	8.3	10.9	8.9	1.6	F.Y.	2015
2.3	4.6	5.9	5.9	6.4	2.6	8.2	4.6	13.8	8.8	4.7	▲1.5	6.8	7.7		2016
5.6	3.0	5.5	6.7	6.6	0.6	5.5	3.2	12.6	9.0	6.4	5.4	10.1	5.7		2017
3.9	4.9	5.0	5.5	2.9	3.9	3.5	6.0	9.7	8.7	5.1	0.0	8.4	4.4	Q2	2017
4.6	5.2	7.6	5.5	8.3	1.9	7.2	4.6	15.5	8.4	6.7	4.7	10.0	4.9	Q3	
6.4	4.0	5.8	5.4	7.3	0.6	4.0	5.8	13.4	5.5	6.5	7.0	11.4	6.7	Q4	
7.5	3.0	3.4	6.7	8.0	0.6	7.2	3.2	11.9	9.0	7.2	5.4	10.4	5.7	Q1	2018
3.5	2.6	5.4	7.0	8.3	▲1.3	5.1	1.9	11.8	11.5	5.8	7.8	6.8	7.1	Q2	
3.2	4.0	5.1	5.6	2.0	2.0	▲0.8	4.6	7.3	8.7	2.6	▲0.8	7.8	4.0	Apr.	2017
3.3	4.2	5.1	5.2	3.8	1.3	5.6	6.0	12.3	9.7	6.1	0.8	8.8	4.0	May	
5.2	4.9	4.8	5.5	3.0	3.9	5.9	6.0	9.6	8.7	6.6	0.0	8.6	4.4	Jun.	
4.7	4.2	7.0	5.1	7.7	3.3	9.0	4.6	15.4	7.6	7.7	2.3	9.6	4.9	Jul.	
2.3	4.5	9.1	4.4	7.9	3.9	5.2	4.6	14.5	8.5	4.8	1.5	10.2	5.4	Aug.	
7.0	5.2	6.6	5.5	9.5	1.9	7.6	4.6	16.8	8.4	7.8	4.7	10.2	4.9	Sep.	
5.5	4.6	4.2	4.7	5.6	3.9	3.2	5.8	12.7	7.5	2.6	4.7	11.3	6.8	Oct.	
6.5	4.0	6.6	3.9	7.9	2.6	3.4	6.5	11.3	5.5	7.5	7.0	10.5	6.3	Nov.	
7.2	4.0	6.6	5.4	8.4	0.6	5.3	5.8	15.9	5.5	9.3	7.0	12.4	6.7	Dec.	
6.5	3.6	3.9	5.0	4.9	0.6	5.0	6.5	10.6	8.2	7.9	6.2	14.5	7.2	Jan.	2018
6.3	3.4	4.2	4.2	9.2	▲2.6	6.6	4.5	10.4	10.8	7.7	6.2	6.3	6.7	Feb.	
9.7	3.0	2.2	6.7	10.2	0.6	10.2	3.2	14.8	9.0	6.2	5.4	10.4	5.7	Mar.	
5.5	2.8	7.1	7.7	8.4	0.6	9.0	2.5	10.3	10.7	8.0	6.2	7.8	7.1	Apr.	
2.0	3.3	3.4	7.4	8.4	0.6	3.4	1.3	11.1	10.6	3.3	6.2	5.3	8.1	May	
2.9	2.6	5.8	7.0	8.0	▲1.3	3.2	1.9	13.8	11.5	6.2	7.8	7.4	7.1	Jun.	

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)



第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	岐阜 Gifu		静岡 Shizuoka		愛知 Aichi		三重 Mie		滋賀 Shiga		京都 Kyoto		大阪 Osaka			
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments			
販売額(百万円) ・ 店舗数(店)	平成 27年	107,196	289	217,203	449	326,162	785	60,318	197	55,377	162	82,962	251	344,383	826	
	28	127,723	360	227,791	448	353,923	848	66,549	203	59,781	177	89,840	264	374,188	859	
	29	138,903	388	240,372	466	369,034	911	73,428	225	63,668	182	98,675	281	402,896	906	
	平成 27年度	110,425	309	221,081	445	333,095	786	62,180	198	56,547	164	85,025	253	355,114	848	
	28	129,042	361	229,571	449	356,410	864	67,427	211	60,298	175	91,360	269	376,653	883	
	29	143,082	392	243,411	466	375,517	918	75,235	229	65,224	181	101,275	286	414,971	915	
	平成 29年 4～6月	34,792	370	60,041	457	92,746	880	18,304	214	16,050	177	24,801	273	101,621	887	
	7～9	36,138	380	61,122	457	94,194	896	18,797	223	16,158	180	25,038	277	103,324	899	
	10～12	36,792	388	62,684	466	96,616	911	19,403	225	16,849	182	26,310	281	105,892	906	
	平成 30年 1～3月	35,360	392	59,564	466	91,961	918	18,731	229	16,167	181	25,126	286	104,134	915	
	4～6	38,140	400	63,103	473	97,772	932	19,731	230	17,249	190	27,780	290	112,887	922	
	平成 29年 4月	11,423	370	19,670	457	30,214	869	6,023	214	5,266	175	8,096	272	33,862	887	
	5	11,730	368	20,391	457	31,401	874	6,164	214	5,451	177	8,449	273	33,931	883	
	6	11,639	370	19,980	457	31,131	880	6,117	214	5,333	177	8,256	273	33,828	887	
	7	12,431	375	21,272	457	32,725	883	6,473	214	5,580	177	8,719	274	35,877	887	
	8	12,087	376	20,577	457	31,240	890	6,268	215	5,401	179	8,343	275	33,904	892	
	9	11,620	380	19,273	457	30,229	896	6,056	223	5,177	180	7,976	277	33,543	899	
	10	11,762	384	19,970	463	30,990	902	6,158	222	5,401	181	8,386	279	33,754	897	
	11	11,662	385	19,692	466	30,367	906	6,172	224	5,278	180	8,401	280	33,741	905	
	12	13,368	388	23,022	466	35,259	911	7,073	225	6,170	182	9,523	281	38,397	906	
	平成 30年 1月	11,490	391	19,889	465	30,099	910	6,207	225	5,304	182	8,098	281	33,686	907	
	2	11,370	393	18,909	467	29,234	918	5,931	224	5,201	183	7,971	281	32,786	906	
	3	12,500	392	20,766	466	32,628	918	6,593	229	5,662	181	9,057	286	37,662	915	
	4	12,537	392	21,118	471	32,539	923	6,529	229	5,677	186	9,278	290	38,088	914	
	5	12,655	394	21,020	472	32,416	926	6,522	229	5,747	189	9,187	290	37,383	919	
	6	12,948	400	20,965	473	32,817	932	6,680	230	5,825	190	9,315	290	37,416	922	
	前年(度・同期・同月)比増減率(%)	平成 27年	3.5	7.4	4.2	0.2	4.1	3.2	6.3	8.2	7.9	5.9	9.0	2.9	14.8	2.6
		28	19.1	24.6	4.9	▲0.2	8.5	8.0	10.3	3.0	8.0	9.3	8.3	5.2	8.7	4.0
		29	8.8	7.8	5.5	4.0	4.3	7.4	10.3	10.8	6.5	2.8	9.8	6.4	7.7	5.5
		平成 27年度	7.6	12.4	7.8	▲0.7	8.8	2.9	12.2	8.8	10.2	5.8	10.6	2.4	15.1	5.6
28		16.9	16.8	3.8	0.9	7.0	9.9	8.4	6.6	6.6	6.7	7.5	6.3	6.1	4.1	
29		10.9	8.6	6.0	3.8	5.4	6.3	11.6	8.5	8.2	3.4	10.9	6.3	10.2	3.6	
平成 29年 4～6月		10.1	14.2	6.4	1.8	4.9	10.1	9.2	8.6	8.7	7.3	11.3	7.1	6.5	4.0	
7～9		12.1	12.8	6.1	3.6	5.9	10.6	13.8	13.2	6.7	6.5	9.4	7.8	10.4	5.0	
10～12		8.2	7.8	6.3	4.0	3.3	7.4	12.7	10.8	6.8	2.8	11.2	6.4	10.8	5.5	
平成 30年 1～3月		13.4	8.6	5.4	3.8	7.6	6.3	10.7	8.5	10.6	3.4	11.5	6.3	13.1	3.6	
4～6		9.6	8.1	5.1	3.5	5.4	5.9	7.8	7.5	7.5	7.3	12.0	6.2	11.1	3.9	
平成 29年 4月		10.8	17.5	7.0	2.2	4.9	9.7	10.4	8.6	10.4	6.1	12.0	8.4	5.2	3.7	
5		10.7	15.0	6.5	2.0	5.1	9.7	8.7	8.1	9.0	7.3	11.2	6.6	7.0	4.1	
6		8.8	14.2	5.6	1.8	4.7	10.1	8.5	8.6	6.7	7.3	10.8	7.1	7.2	4.0	
7		10.8	14.0	5.2	2.0	4.0	10.1	11.9	9.7	4.5	5.4	6.9	6.6	8.5	4.0	
8		11.2	12.9	4.8	2.0	5.7	10.4	13.4	9.1	7.3	7.2	9.0	6.6	9.8	4.6	
9		14.4	12.8	8.5	3.6	8.2	10.6	16.3	13.2	8.7	6.5	12.6	7.8	13.1	5.0	
10		7.1	9.1	5.7	5.2	1.4	7.5	10.3	12.1	5.4	6.5	11.4	9.4	9.1	5.4	
11		7.5	7.8	6.6	5.0	4.4	7.7	14.8	11.4	7.0	4.0	13.3	7.7	11.5	6.0	
12		9.9	7.8	6.5	4.0	4.0	7.4	13.0	10.8	7.9	2.8	9.2	6.4	11.8	5.5	
平成 30年 1月		11.8	9.8	5.9	3.8	5.0	7.3	10.2	9.2	9.5	4.6	11.2	6.0	13.4	4.7	
2		13.9	9.5	6.1	4.7	7.0	7.5	10.0	7.7	10.9	4.6	9.4	5.2	9.2	4.1	
3		14.4	8.6	4.3	3.8	10.7	6.3	11.8	8.5	11.5	3.4	13.9	6.3	16.5	3.6	
4		9.8	5.9	7.4	3.1	7.7	6.2	8.4	7.0	7.8	6.3	14.6	6.6	12.5	3.0	
5		7.9	7.1	3.1	3.3	3.2	5.9	5.8	7.0	5.4	6.8	8.7	6.2	10.2	4.1	
6		11.2	8.1	4.9	3.5	5.4	5.9	9.2	7.5	9.2	7.3	12.8	6.2	10.6	3.9	

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

兵庫 Hyogo		奈良 Nara		和歌山 Wakayama		鳥取 Tottori		島根 Shimane		岡山 Okayama		広島 Hiroshima		Year and Month	
店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments			
207,877	553	32,558	101	16,290	71	18,083	55	26,005	59	65,676	151	95,771	252	C.Y. 2015	Sales value (million yen) • Number of establishments
215,328	566	35,198	101	18,412	73	20,833	60	28,197	63	70,540	164	104,086	274	2016	
222,555	586	41,278	111	24,011	79	22,572	63	29,810	67	75,735	176	112,805	287	2017	
209,914	554	32,978	100	16,753	70	18,773	56	26,508	60	66,445	155	97,407	256	F.Y. 2015	
215,631	565	36,150	104	19,466	75	21,301	62	28,620	65	71,623	166	105,787	276	2016	
226,314	586	42,975	121	24,631	80	22,847	63	30,218	70	77,184	176	115,095	291	2017	
55,758	573	10,615	109	6,231	77	5,677	63	7,516	65	19,236	170	27,460	276	Q2 2017	
57,076	578	10,600	110	6,149	76	5,887	64	7,730	65	18,961	170	29,185	281	Q3	
58,347	586	10,963	111	6,209	79	5,834	63	7,613	67	20,101	176	30,168	287	Q4	
55,133	586	10,797	121	6,042	80	5,449	63	7,359	70	18,886	176	28,282	291	Q1 2018	
58,210	590	12,044	124	6,561	82	5,986	67	7,898	70	20,374	182	29,375	295	Q2	
18,162	571	3,541	108	2,097	77	1,839	62	2,420	65	6,198	166	8,885	274	Apr. 2017	
18,967	576	3,635	109	2,155	77	1,961	62	2,595	65	6,674	169	9,470	276	May	
18,629	573	3,439	109	1,979	77	1,877	63	2,501	65	6,364	170	9,105	276	Jun.	
20,131	574	3,727	109	2,160	77	2,093	63	2,780	65	6,814	170	10,547	277	Jul.	
18,928	574	3,505	109	2,077	77	1,975	63	2,582	65	6,388	170	9,563	280	Aug.	
18,017	578	3,368	110	1,912	76	1,819	64	2,368	65	5,759	170	9,075	281	Sep.	
18,517	579	3,416	109	1,932	76	1,959	63	2,579	65	6,585	173	9,940	283	Oct.	
18,384	580	3,478	111	1,956	77	1,739	63	2,214	66	6,217	176	9,016	286	Nov.	
21,446	586	4,069	111	2,321	79	2,136	63	2,820	67	7,299	176	11,212	287	Dec.	
18,359	586	3,455	111	2,010	79	1,746	63	2,329	68	6,313	176	9,031	289	Jan. 2018	
17,478	583	3,403	113	1,943	79	1,715	63	2,301	70	5,924	176	8,874	292	Feb.	
19,296	586	3,939	121	2,089	80	1,988	63	2,729	70	6,649	176	10,377	291	Mar.	
19,356	593	3,973	121	2,133	80	1,913	64	2,511	70	6,843	179	9,631	292	Apr.	
19,291	589	3,994	123	2,166	81	2,029	65	2,704	71	6,773	183	9,792	294	May	
19,563	590	4,077	124	2,262	82	2,044	67	2,683	70	6,758	182	9,952	295	Jun.	
7.8	2.4	8.5	6.3	14.1	2.9	12.6	10.0	6.6	11.3	6.5	0.7	9.2	4.1	C.Y. 2015	Percentage change from the same month/term of the previous year (%)
3.6	2.4	8.1	0.0	13.0	2.8	15.2	9.1	8.4	6.8	7.4	8.6	8.7	8.7	2016	
3.4	3.5	17.3	9.9	30.4	8.2	8.3	5.0	5.7	6.3	7.4	7.3	8.4	4.7	2017	
7.5	2.2	8.6	5.3	16.2	1.4	16.5	9.8	8.7	9.1	7.4	4.0	10.4	5.3	F.Y. 2015	
2.7	2.0	9.6	4.0	16.2	7.1	13.5	10.7	8.0	8.3	7.8	7.1	8.6	7.8	2016	
5.0	3.7	18.9	16.3	26.5	6.7	7.3	1.6	5.6	7.7	7.8	6.0	8.8	5.4	2017	
3.6	2.9	22.0	9.0	33.3	6.9	9.5	8.6	5.9	4.8	9.0	6.9	7.4	3.4	Q2 2017	
4.6	3.4	18.5	7.8	33.4	4.1	6.5	6.7	4.8	4.8	5.7	6.9	7.6	3.7	Q3	
4.4	3.5	16.5	9.9	30.4	8.2	7.8	5.0	5.8	6.3	8.0	7.3	11.4	4.7	Q4	
7.3	3.7	18.6	16.3	11.4	6.7	5.3	1.6	5.9	7.7	8.3	6.0	8.8	5.4	Q1 2018	
4.4	3.0	13.5	13.8	5.3	6.5	5.4	6.3	5.1	7.7	5.9	7.1	7.0	6.9	Q2	
3.3	2.5	25.0	5.9	37.7	8.5	11.5	10.7	7.0	6.6	8.6	5.7	8.4	4.6	Apr. 2017	
2.9	2.9	21.7	9.0	35.9	6.9	9.7	6.9	4.6	4.8	10.7	5.6	8.3	4.2	May	
4.5	2.9	19.4	9.0	26.4	6.9	7.3	8.6	6.1	4.8	7.6	6.9	5.4	3.4	Jun.	
4.2	3.1	19.5	9.0	36.1	6.9	6.3	5.0	4.6	4.8	8.4	5.6	6.4	3.4	Jul.	
3.9	2.9	17.7	5.8	38.5	5.5	6.5	5.0	3.8	4.8	3.9	5.6	7.6	4.1	Aug.	
5.7	3.4	18.3	7.8	25.7	4.1	6.8	6.7	6.3	4.8	4.7	6.9	9.0	3.7	Sep.	
1.7	3.0	11.6	7.9	25.6	4.1	10.9	5.0	10.6	3.2	7.7	6.1	15.8	5.2	Oct.	
5.3	3.2	20.0	9.9	30.1	4.1	5.4	5.0	1.6	4.8	8.0	8.0	10.1	5.9	Nov.	
6.1	3.5	18.0	9.9	35.0	8.2	6.9	5.0	5.0	6.3	8.3	7.3	8.7	4.7	Dec.	
8.1	3.2	17.3	8.8	12.5	8.2	4.6	3.3	2.7	6.3	7.7	7.3	8.6	5.5	Jan. 2018	
6.2	3.0	17.5	9.7	12.8	8.2	4.8	3.3	6.3	9.4	8.0	6.0	8.7	5.4	Feb.	
7.6	3.7	20.9	16.3	9.3	6.7	6.4	1.6	8.3	7.7	9.2	6.0	9.0	5.4	Mar.	
6.6	3.9	12.2	12.0	1.7	3.9	4.0	3.2	3.8	7.7	10.4	7.8	8.4	6.6	Apr.	
1.7	2.3	9.9	12.8	0.5	5.2	3.5	4.8	4.2	9.2	1.5	8.3	3.4	6.5	May	
5.0	3.0	18.6	13.8	14.3	6.5	8.9	6.3	7.3	7.7	6.2	7.1	9.3	6.9	Jun.	

## 第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	山口 Yamaguchi		徳島 Tokushima		香川 Kagawa		愛媛 Ehime		高知 Kochi		福岡 Fukuoka		佐賀 Saga		
	販売額 (百万円)	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	
		Establishments		Establishments		Establishments		Establishments		Establishments		Establishments		Establishments	Establishments
販売額 (百万円) ・ 店舗数 (店)	平成 27年	62,964	168	30,107	66	37,445	104	71,107	198	23,724	67	225,637	614	36,784	75
	28	69,019	179	31,259	71	39,593	101	74,859	204	26,354	74	238,628	647	38,908	84
	29	71,695	184	32,468	73	41,883	113	79,372	214	28,660	81	257,320	670	41,098	87
	平成 27年度	64,585	171	30,038	67	38,155	103	72,709	198	24,404	66	229,043	616	37,230	82
	28	69,802	181	31,646	70	39,814	104	75,161	205	26,961	78	242,799	649	39,348	84
	29	72,204	182	32,817	75	43,019	119	81,011	216	29,125	82	260,969	676	41,758	87
	平成 29年 4~6月	17,856	181	8,187	70	10,619	108	20,041	208	7,124	77	64,302	652	10,380	86
	7~9	18,479	183	8,314	73	10,733	108	20,398	209	7,433	78	65,683	658	10,675	87
	10~12	18,509	184	8,365	73	10,991	113	20,798	214	7,437	81	66,748	670	10,538	87
	平成 30年 1~3月	17,360	182	7,951	75	10,676	119	19,774	216	7,131	82	64,236	676	10,165	87
	4~6	18,337	189	8,472	75	11,472	120	21,195	221	7,528	82	68,663	688	10,913	88
	平成 29年 4月	5,733	181	2,673	68	3,495	105	6,536	207	2,319	78	20,979	651	3,337	85
	5	6,174	182	2,813	69	3,611	107	6,857	208	2,420	77	21,962	653	3,588	86
	6	5,949	181	2,701	70	3,513	108	6,648	208	2,385	77	21,361	652	3,455	86
	7	6,484	181	2,903	71	3,815	107	7,114	208	2,543	77	22,559	654	3,685	86
	8	6,275	182	2,819	71	3,595	108	7,025	208	2,567	78	21,895	659	3,643	87
	9	5,720	183	2,592	73	3,323	108	6,259	209	2,323	78	21,229	658	3,347	87
	10	5,932	183	2,696	72	3,482	109	6,660	211	2,397	78	21,836	660	3,436	87
	11	5,686	184	2,645	73	3,468	112	6,566	214	2,361	80	21,014	666	3,280	87
	12	6,891	184	3,024	73	4,041	113	7,572	214	2,679	81	23,898	670	3,822	87
	平成 30年 1月	5,649	186	2,655	73	3,538	113	6,516	215	2,426	80	20,954	671	3,437	87
	2	5,532	187	2,512	73	3,344	114	6,253	216	2,277	80	19,918	672	3,217	88
	3	6,179	182	2,784	75	3,794	119	7,005	216	2,428	82	23,364	676	3,511	87
	4	5,993	188	2,800	74	3,868	119	7,051	218	2,522	81	22,667	679	3,595	88
5	6,137	189	2,834	75	3,776	120	7,042	219	2,473	82	23,184	684	3,628	88	
6	6,207	189	2,838	75	3,828	120	7,102	221	2,533	82	22,812	688	3,690	88	
前年 (度・同期・同月) 比増減率 (%)	平成 27年	7.3	9.8	5.3	3.1	6.4	5.1	5.3	3.1	11.9	8.1	5.3	2.7	4.0	7.1
	28	9.6	6.5	3.8	7.6	5.7	▲2.9	5.3	3.0	11.1	10.4	5.8	5.4	5.8	12.0
	29	3.9	2.8	3.9	2.8	5.8	11.9	6.0	4.9	8.8	9.5	7.8	3.6	5.6	3.6
	平成 27年度	10.5	8.2	4.7	1.5	8.8	4.0	8.5	3.1	14.7	4.8	7.3	3.2	6.0	15.5
	28	8.1	5.8	5.4	4.5	4.3	1.0	3.4	3.5	10.5	18.2	6.0	5.4	5.7	2.4
	29	3.4	0.6	3.7	7.1	8.0	14.4	7.8	5.4	8.0	5.1	7.5	4.2	6.1	3.6
	平成 29年 4~6月	4.0	5.2	3.4	2.9	6.4	5.9	7.3	4.5	11.0	11.6	8.9	3.0	5.4	4.9
	7~9	3.7	4.6	3.0	5.8	5.7	8.0	7.1	4.0	7.7	9.9	8.1	2.8	6.1	4.8
	10~12	3.0	2.8	3.8	2.8	8.4	11.9	7.8	4.9	6.6	9.5	6.9	3.6	6.0	3.6
	平成 30年 1~3月	3.0	0.6	4.6	7.1	11.9	14.4	9.0	5.4	7.0	5.1	6.0	4.2	6.9	3.6
	4~6	2.7	4.4	3.5	7.1	8.0	11.1	5.8	6.3	5.7	6.5	6.8	5.5	5.1	2.3
	平成 29年 4月	3.2	5.8	5.2	3.0	7.5	2.9	7.7	3.5	12.5	16.4	7.6	4.7	3.0	3.7
	5	4.4	5.8	2.4	3.0	5.2	4.9	7.2	5.1	11.8	13.2	10.2	4.0	7.1	4.9
	6	4.3	5.2	2.7	2.9	6.5	5.9	7.0	4.5	8.8	11.6	9.0	3.0	6.2	4.9
	7	1.7	4.6	2.4	4.4	5.0	4.9	6.2	4.5	6.9	8.5	7.9	3.2	5.5	4.9
	8	5.4	5.2	3.2	4.4	5.6	5.9	8.1	4.0	7.6	9.9	7.3	3.5	6.0	6.1
	9	4.1	4.6	3.6	5.8	6.7	8.0	6.9	4.0	8.8	9.9	9.3	2.8	6.9	4.8
	10	2.2	4.0	1.8	2.9	4.1	9.0	5.2	5.0	5.5	8.3	8.3	3.3	5.8	4.8
	11	3.9	4.0	4.1	2.8	8.9	10.9	8.1	5.4	6.4	11.1	6.9	3.4	4.5	3.6
	12	3.1	2.8	5.5	2.8	12.0	11.9	9.9	4.9	7.9	9.5	5.6	3.6	7.6	3.6
	平成 30年 1月	3.7	2.8	4.5	2.8	10.1	10.8	8.0	5.4	6.8	5.3	5.7	3.4	8.1	3.6
	2	2.3	3.3	2.4	4.3	11.5	10.7	9.1	4.9	7.4	3.9	3.9	3.5	7.1	6.0
	3	3.0	0.6	6.7	7.1	14.0	14.4	9.9	5.4	6.8	5.1	8.3	4.2	5.7	3.6
	4	4.5	3.9	4.8	8.8	10.7	13.3	7.9	5.3	8.8	3.8	8.0	4.3	7.7	3.5
5	▲0.6	3.8	0.7	8.7	4.6	12.1	2.7	5.3	2.2	6.5	5.6	4.7	1.1	2.3	
6	4.3	4.4	5.1	7.1	9.0	11.1	6.8	6.3	6.2	6.5	6.8	5.5	6.8	2.3	

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

長崎 Nagasaki		熊本 Kumamoto		大分 Oita		宮崎 Miyazaki		鹿児島 Kagoshima		沖縄 Okinawa		Year and Month	
店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments			
47,506	111	73,415	156	51,545	105	54,659	121	68,098	174	20,192	51	C.Y.	2015
53,309	116	80,632	162	56,013	111	58,065	121	73,045	184	22,897	55		2016
55,314	117	83,504	172	58,815	119	59,411	121	77,147	189	24,785	62		2017
49,943	111	75,538	158	53,033	107	55,826	119	69,254	179	21,505	53	F.Y.	2015
53,980	116	81,435	165	56,715	115	58,391	122	73,839	183	22,627	58		2016
55,814	117	84,279	174	59,384	120	59,921	121	78,486	192	26,173	61		2017
13,942	116	21,184	169	14,860	117	14,806	120	19,322	185	5,998	58	Q2	2017
14,334	116	21,506	171	15,117	120	15,311	122	20,003	188	6,621	60	Q3	
14,077	117	21,325	172	15,052	119	15,292	121	20,014	189	6,783	62	Q4	
13,461	117	20,264	174	14,355	120	14,512	121	19,147	192	6,771	61	Q1	2018
14,255	118	21,579	176	15,317	121	15,128	120	20,391	195	7,330	65	Q2	
4,543	116	6,920	167	4,840	115	4,853	122	6,225	184	1,940	58	Apr.	2017
4,769	116	7,288	168	5,124	116	5,079	121	6,658	185	1,989	58	May	
4,630	116	6,976	169	4,896	117	4,874	120	6,439	185	2,069	58	Jun.	
4,993	116	7,439	171	5,205	118	5,250	119	6,847	186	2,198	59	Jul.	
4,910	116	7,308	171	5,194	118	5,245	120	6,799	186	2,239	60	Aug.	
4,431	116	6,759	171	4,718	120	4,816	122	6,357	188	2,184	60	Sep.	
4,584	116	6,966	171	4,913	120	4,928	119	6,584	188	2,223	61	Oct.	
4,351	116	6,603	172	4,679	120	4,734	119	6,270	189	2,246	62	Nov.	
5,142	117	7,756	172	5,460	119	5,630	121	7,160	189	2,314	62	Dec.	
4,519	118	6,787	172	4,821	119	4,909	121	6,404	189	2,248	62	Jan.	2018
4,285	118	6,424	172	4,547	119	4,589	120	6,124	190	2,214	62	Feb.	
4,657	117	7,053	174	4,987	120	5,014	121	6,619	192	2,309	61	Mar.	
4,705	118	7,127	175	5,079	120	5,011	121	6,698	193	2,411	64	Apr.	
4,724	118	7,218	176	5,109	121	5,050	121	6,857	195	2,426	64	May	
4,826	118	7,234	176	5,129	121	5,067	120	6,836	195	2,493	65	Jun.	
5.6	5.7	2.6	9.1	6.5	11.7	1.8	0.0	▲1.0	▲0.6	19.8	8.5	C.Y.	2015
12.2	4.5	9.8	3.8	8.7	5.7	6.2	0.0	7.3	5.7	13.4	7.8		2016
3.8	0.9	3.6	6.2	5.0	7.2	2.3	0.0	5.6	2.7	8.2	12.7		2017
15.1	4.7	7.6	6.8	10.5	7.0	5.8	▲0.8	3.5	1.7	26.2	6.0	F.Y.	2015
8.1	4.5	7.8	4.4	6.9	7.5	4.6	2.5	6.6	2.2	5.2	9.4		2016
3.4	0.9	3.5	5.5	4.7	4.3	2.6	▲0.8	6.3	4.9	15.7	5.2		2017
3.7	2.7	4.9	9.0	4.5	8.3	2.5	1.7	5.1	3.4	▲0.9	7.4	Q2	2017
3.8	2.7	2.1	6.9	4.5	10.1	2.3	1.7	5.4	3.3	19.0	13.2	Q3	
2.2	0.9	3.1	6.2	5.7	7.2	2.2	0.0	7.1	2.7	20.6	12.7	Q4	
3.9	0.9	4.0	5.5	4.1	4.3	3.6	▲0.8	7.5	4.9	25.8	5.2	Q1	2018
2.2	1.7	1.9	4.1	3.1	3.4	2.2	0.0	5.5	5.4	22.2	12.1	Q2	
3.6	3.6	6.1	5.7	2.6	7.5	1.1	4.3	3.8	3.4	2.4	9.4	Apr.	2017
3.7	2.7	5.4	7.0	6.6	7.4	3.8	3.4	6.1	3.4	▲5.0	7.4	May	
3.9	2.7	3.2	9.0	4.3	8.3	2.4	1.7	5.5	3.4	0.1	7.4	Jun.	
4.0	2.7	2.8	8.9	4.4	8.3	2.1	0.8	5.9	3.9	21.4	11.3	Jul.	
3.7	2.7	2.0	8.9	4.7	8.3	2.9	2.6	5.3	3.9	17.7	13.2	Aug.	
3.7	2.7	1.4	6.9	4.4	10.1	1.8	1.7	5.1	3.3	17.9	13.2	Sep.	
2.6	1.8	2.5	6.2	5.0	9.1	1.6	▲0.8	7.2	3.3	16.0	13.0	Oct.	
1.2	0.0	2.9	6.8	5.3	8.1	1.3	▲2.5	7.0	3.8	22.4	14.8	Nov.	
2.8	0.9	3.8	6.2	6.6	7.2	3.4	0.0	7.2	2.7	23.5	12.7	Dec.	
4.7	1.7	4.4	5.5	5.6	6.3	3.6	0.0	8.2	2.2	28.8	10.7	Jan.	2018
3.2	1.7	4.0	4.9	3.4	5.3	3.6	▲0.8	7.5	3.8	24.9	8.8	Feb.	
3.7	0.9	3.5	5.5	3.3	4.3	3.7	▲0.8	6.9	4.9	23.9	5.2	Mar.	
3.6	1.7	3.0	4.8	4.9	4.3	3.3	▲0.8	7.6	4.9	24.3	10.3	Apr.	
▲0.9	1.7	▲1.0	4.8	▲0.3	4.3	▲0.6	0.0	3.0	5.4	22.0	10.3	May	
4.2	1.7	3.7	4.1	4.8	3.4	4.0	0.0	6.2	5.4	20.5	12.1	Jun.	

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

## 第4表 商品別期末商品手持額、在庫率及び前年同期末比増減率

Table4 Commodity stocks and inventory ratio by goods and the percentage change from the same term of the previous year

	年期末	商品手持額										Year and Month					
		Commodity Stocks	調剤医薬品 Dispensing pharmaceutical products	O T C 医薬品 Over the counter medical products	ヘルスケア用品 (衛生用品)・ 介護・ベビー Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	健康食品 Health foods	ビューティケア (化粧品・ 小物) Beauty care (cosmetic products and goods)	トイレタリー Toiletry goods	家庭用品・日 用消耗品・ ペット用品 Household utensils, daily necessities, pet products	食品 Food	その他 others						
商品手持額	手持額 (百万円)	平成 29 年 6 月	843,426	36,628	135,567	55,225	36,295	229,230	80,555	115,029	134,086	20,811	Q2 2017	Value (million yen)	Commodity stocks		
		9	821,081	36,073	131,290	54,541	34,099	226,346	79,185	109,102	129,633	20,812	Q3				
		12	894,730	39,805	140,813	60,752	35,880	238,194	84,463	127,291	145,208	22,324	Q4				
		平成 30 年 3 月	856,950	36,747	133,935	59,138	35,210	235,238	80,173	117,793	138,016	20,700	Q1 2018				
		6	886,681	37,161	140,993	59,475	36,041	236,958	86,257	125,735	143,083	20,978	Q2				
	前年同期末比増減率 (%)	平成 29 年 6 月	13.6	11.4	14.1	11.4	8.7	17.0	9.9	16.5	10.8	8.8	Q2 2017			Percentage change from the previous year (%)	Inventory ratio
		9	10.8	10.4	9.5	10.5	1.3	15.5	11.6	11.0	7.7	5.9	Q3				
		12	9.8	13.3	6.9	10.5	2.1	14.3	7.7	12.9	7.0	▲0.7	Q4				
		平成 30 年 3 月	3.8	6.8	3.7	9.3	▲5.3	1.1	1.9	7.3	8.4	▲6.0	Q1 2018				
		6	5.1	1.5	4.0	7.7	▲0.7	3.4	7.1	9.3	6.7	0.8	Q2				
商品在庫率	在庫率 (%)	平成 29 年 6 月	165.9	112.5	190.9	162.8	202.3	294.1	164.4	146.4	98.4	187.0	Q2 2017	Inventory ratio (%)	Inventory ratio		
		9	166.0	109.9	190.0	165.4	200.1	307.0	168.0	143.0	96.4	185.5	Q3				
		12	158.0	110.7	176.4	151.7	198.5	271.6	157.9	144.4	97.5	158.0	Q4				
		平成 30 年 3 月	161.5	98.1	167.8	163.3	198.5	288.1	164.2	157.8	96.8	177.4	Q1 2018				
		6	164.2	112.1	193.6	172.9	189.7	288.1	164.9	150.5	95.3	169.1	Q2				
	前年同期末比増減率 (%)	平成 29 年 6 月	7.5	5.7	8.8	6.9	2.5	8.4	8.7	12.2	2.5	8.2	Q2 2017			Percentage change from the previous year (%)	Inventory ratio
		9	2.9	▲0.4	2.6	1.3	▲5.5	6.4	6.3	5.7	▲2.0	1.9	Q3				
		12	2.9	4.1	4.1	3.3	▲2.4	5.6	2.2	8.2	▲2.9	▲6.0	Q4				
		平成 30 年 3 月	▲4.5	▲6.7	▲5.4	5.2	▲9.5	▲10.0	▲2.6	1.9	▲1.5	▲12.0	Q1 2018				
		6	▲1.0	▲0.4	1.4	6.2	▲6.2	▲2.0	0.3	2.8	▲3.2	▲9.6	Q2				

注1: 在庫率=期末商品手持額 / 月間商品販売額 × 100

注2: 前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note1: Inventory ratio = value of commodity stocks at the end of term / value of commodity monthly sales x 100

Note2: The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

30消安第3030号  
30食産第2500号  
30食産第2494号  
30食産第2498号  
30食産第2499号  
30生畜第849号  
平成30年9月10日

日本チェーンドラッグストア協会会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長  
食料産業局企画課長  
食文化・市場開拓課長  
食品流通課長  
食品製造課長  
生産局畜産部食肉鶏卵課長

#### 豚コレラに関する正しい知識の普及等について

本日、岐阜県下の農家において、豚コレラの疑似患畜が確認されたところであり（別添1プレスリリース参照）、現在、岐阜県においては、家畜伝染病予防法、豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針等に基づき、防疫措置が講じられているところです。これらの防疫措置は、豚への本病のまん延を防ぐために行われるものです。

豚肉の摂食により、豚コレラが人に感染することはOIEの情報からも世界的に報告されておられません。

農林水産省といたしましても、豚コレラ関係情報を随時当省ホームページに掲載していくほか、豚肉の安全性に関する消費者、流通業者及び製造業者への情報提供を含め、正確な情報の提供に努めることとしております。

貴会におかれましても、当該県産の豚肉の取扱いにつきまして、「岐阜県産の豚肉は扱っていません」といった不適切な告知や、発生県産であることのみを理由とした取引拒否等が行われることのないよう、引き続き、本病に関する正確な知識の普及について、会員の皆様への周知につき特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

## 「農林水産省豚コレラ防疫対策本部」における対応方針の決定について

本日、岐阜県岐阜市の養豚農場において、家畜伝染病である豚コレラの患畜が確認されたことを受け、「農林水産省豚コレラ防疫対策本部」を開催し、今後の防疫措置について対応方針を決定いたしました。

### 1. 発生の概要

(1) 9月3日、岐阜県は、岐阜市の養豚場から飼養豚が死亡しているとの通報を受け、検査を実施し、その時点では、豚コレラが否定されたことから経過観察としていました。

(2) 9月5日、当該養豚場の異常が収まらないことから、岐阜県が検査を実施しましたが、豚コレラを疑う結果とはなりませんでした。

(3) 9月7日、当該養豚場の異常が引き続き認められることから、岐阜県が改めて、検査を実施したところ、豚コレラを否定できない結果が得られました。

(4) このため、9月8日、岐阜県が再度中央家畜保健衛生所において検査を実施したところ豚コレラの疑いが生じたため、農研機構動物衛生研究部門（注）で精密検査を実施したところ、本日、患畜であることが確認されました（中国においてアフリカ豚コレラが続発しておりますが、精密検査を実施した結果、アフリカ豚コレラの感染でないことを確認しております。）。

(5) これを受けて、「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、本日8時00分から「農林水産省豚コレラ防疫対策本部」を開催し、今後の防疫措置について対応方針を決定いたしました。

（注）国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門：国内唯一の動物衛生に関する研究機関

### 2. 対応方針

「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、以下の措置を実施する。

(1) 当該農場の飼養豚の殺処分及び焼埋却、移動制限区域（発生農場から半径3km以内）の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。

(2) 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。

(3) 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置。

(4) 県との連携の確認のため、野中農林水産大臣政務官を岐阜県に派遣。

(5) 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省の専門家を現地に派遣。

(6) 岐阜県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の地方農政局、動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。

(7) 感染経路等の究明のため、国の疫学調査チームを派遣。

(8) 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を通知。

(9) 関係府省と十分連携を図るとともに、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

### 3. その他

(1) 豚コレラは、豚、いのししの病気であり、人に感染することはありません。また、感染豚の肉が市場に出回ることはありません。

(2) 当該農場は、豚コレラの疑いが生じた時点から飼養豚の移動を自粛しています。

(3) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。

#### 【お問合せ先】

消費・安全局動物衛生課

担当者：西尾、田中

代表：03-3502-8111（内線4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994

FAX：03-3502-3385



30 経営第 2508 号

30 生畜第 855 号

30 経営第 1365 号

平成 30 年 9 月 10 日

日本チェーンドラッグストア協会会長 殿

農林水産省食料産業局企画課長

農林水産省生産局畜産部畜産企画課長

農林水産省経営局金融調整課長

豚コレラの患畜の確認により出荷等に影響を受ける養豚農家等への  
資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について

今般、岐阜県内の農場において豚コレラの患畜が確認されたところです。

患畜の確認に伴う家畜の殺処分、移動制限等により、生きた豚等の出荷ができなくなった養豚農家等や、売上高の減少等の影響を受ける食品加工・販売事業者、外食事業者等においては、経営に必要な資金の調達にも支障を来すことが懸念されるところです。

つきましては、これら経営の実情を十分御理解の上、経営の維持継続に必要な資金が円滑に融通されるとともに、個別の経営に応じた既貸付金の償還猶予等が図られるよう、都道府県畜産主務部長及び関係機関に対して別添写しのとおり依頼しましたので、御了知の上、貴会関係者に対し周知願います。

写し

30 経営第 2508 号  
30 生畜第 855 号  
30 経営第 1365 号  
平成 30 年 9 月 10 日

株式会社日本政策金融公庫農林水産事業本部営業推進部長 殿  
沖縄振興開発金融公庫総務部長

農林水産省食料産業局企画課長  
農林水産省生産局畜産部畜産企画課長  
農林水産省経営局金融調整課長

豚コレラの患畜の確認により出荷等に影響を受ける養豚農家等への  
資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について

今般、岐阜県内の農場において豚コレラの患畜が確認されたところです。

患畜の確認に伴う家畜の殺処分、移動制限等により、生きた豚等の出荷ができなくなった養豚農家等や、売上高の減少等の影響を受ける食品加工・販売事業者、外食事業者等においては、経営に必要な資金の調達にも支障を来すことが懸念されるところです。

つきましては、これら経営の実情を十分御理解の上、経営の維持継続に必要な資金、特に緊急的な対応に必要な農林漁業セーフティネット資金の円滑な融通や、個別の経営事情に応じた既貸付金の償還猶予等が図られるよう、特段の御配慮をいただくとともに、各支店及び受託法人に対しても、この趣旨について、十分周知徹底いただくよう、よろしく願いいたします。

なお、都道府県畜産主務部長に対して別添写しのとおり依頼したので御了知願います。

写し

30 経営第 2508 号  
30 生畜第 855 号  
30 経営第 1365 号  
平成 30 年 9 月 10 日

農林中央金庫代表理事理事長 殿

農林水産省食料産業局企画課長  
農林水産省生産局畜産部畜産企画課長  
農林水産省経営局金融調整課長

豚コレラの患畜の確認により出荷等に影響を受ける養豚農家等への  
資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について

今般、岐阜県内の農場において豚コレラの患畜が確認されたところです。

患畜の確認に伴う家畜の殺処分、移動制限等により、生きた豚等の出荷がで  
きなくなった養豚農家等や、売上高の減少等の影響を受ける食品加工・販売事  
業者、外食事業者等においては、経営に必要な資金の調達にも支障を来すこと  
が懸念されるところです。

つきましては、これら経営の実情を十分御理解の上、経営の維持継続に必要  
な資金の円滑な融通や、個別の経営事情に応じ、既貸付金の償還猶予等が図ら  
れるよう、特段の御配慮をいただくとともに、傘下系統金融機関に対しても、  
この趣旨について、十分周知徹底いただくよう、よろしく願いいたします。

なお、都道府県畜産主務部長に対して別添写しのとおり依頼したので御了知  
願います。

写し

30 経営第 2508 号  
30 生畜第 855 号  
30 経営第 1365 号  
平成 30 年 9 月 10 日

一般社団法人全国銀行協会会長  
一般社団法人第二地方銀行協会会長  
一般社団法人全国地方銀行協会会長 殿  
一般社団法人全国信用金庫協会会長  
一般社団法人全国信用組合中央協会会長

農林水産省食料産業局企画課長  
農林水産省生産局畜産部畜産企画課長  
農林水産省経営局金融調整課長

豚コレラの患畜の確認により出荷等に影響を受ける養豚農家等への  
資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について

今般、岐阜県内の農場において豚コレラの患畜が確認されたところです。

患畜の確認に伴う家畜の殺処分、移動制限等により、生きた豚等の出荷ができなくなった養豚農家等や、売上高の減少等の影響を受ける食品加工・販売事業者、外食事業者等においては、経営に必要な資金の調達にも支障を来すことが懸念されるところです。

つきましては、これら経営の実情を十分御理解の上、経営の維持継続に必要な資金が円滑に融通されるとともに、個別の経営事情に応じ、既貸付金の償還猶予等が図られるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

また、貴会会員に対しても、この趣旨について、十分周知徹底いただくよう、よろしくをお願いいたします。

写し

30 経営第 2508 号  
30 生畜第 855 号  
30 経営第 1365 号  
平成 30 年 9 月 10 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省食料産業局企画課長  
農林水産省生産局畜産部畜産企画課長  
農林水産省経営局金融調整課長

豚コレラの患畜の確認により出荷等に影響を受ける養豚農家等への  
資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について

今般、岐阜県内の農場において豚コレラの患畜が確認されたところでは、

患畜の確認に伴う家畜の殺処分、移動制限等により、生きた豚等の出荷がで  
きなくなった養豚農家等や、売上高の減少等の影響を受ける食品加工・販売事  
業者、外食事業者等においては、経営に必要な資金の調達にも支障を来すこと  
が懸念される所です。

つきましては、貴管下関係機関に対し、これら経営の実情を十分御理解の上、  
経営の維持継続に必要な資金が円滑に融通されるとともに、個別の経営事情に  
応じ、既貸付金の償還猶予等が図られるよう、適切な指導をお願いいたします。

また、関係機関に対して別添写しのとおり依頼しておりますので御了知いた  
ただくとともに、必要に応じて、県内資金担当部局への共有をお願いいたしま  
す。

平成30年9月14日

各団体担当者 様

消費者庁消費者安全課

「消費生活用製品安全法に基づく製品事故情報報告・公表制度の解説  
～事業者用ハンドブック2018～」送付の御案内について

平素より消費者行政に御協力いただきありがとうございます。

この度、消費生活用製品安全法について事業者の方々に広く知っていただくため、「消費生活用製品安全法に基づく製品事故情報報告・公表制度の解説～事業者用ハンドブック2018～」を作成いたしましたので、御参考までに送付させていただきます。

消費生活用製品安全法の趣旨を事業者の方々に十分に御理解していただき、同法を着実に実施することによって、安全・安心な社会の構築を目指していきたいと思料しております。

本資料は、前回の改訂から約6年が経過していることから、法令改正に対応するとともに、掲載内容の加筆、修正、更新等を行っております。なお、本資料は下記の消費者庁ウェブサイトにも掲載しておりますので、各団体におかれましては、会員各位に対し周知いただき、製品安全の取り組みに引き続き御協力いただきますようお願いいたします。

(本資料の表紙・目次・本文)

[http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/centralization\\_of\\_accident\\_information/pdf/centralization\\_of\\_accident\\_information\\_180412\\_0001.pdf](http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/centralization_of_accident_information/pdf/centralization_of_accident_information_180412_0001.pdf)

(付録(法令条文))

[http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/centralization\\_of\\_accident\\_information/pdf/centralization\\_of\\_accident\\_information\\_180412\\_0002.pdf](http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/centralization_of_accident_information/pdf/centralization_of_accident_information_180412_0002.pdf)

(本件に関する問合せ先)

消費者庁消費者安全課 柳川、牧野

電話：03-3507-9204 (直通)

FAX：03-3507-9290

# B型肝炎給付金

請求手続きと追加給付金請求について

既に給付金を受け取っていても  
病態が進行した場合は  
追加給付金の請求ができます！



## CONTENTS

本誌の目的	1
給付金をもらえる人はどんな人？	2
遺族の方へ	2
B型肝炎の検査を受けたことがない方	2
給付金受け取りまでの流れ	3
必要書類	5
受け取れる給付金の額	9
費用について	10
追加給付金請求について	11
ベリーベスト法律事務所のご案内	12

## 本誌の目的

この度は本パンフレットをご覧いただき、誠にありがとうございます。

給付金請求で多くの皆様が請求をあきらめてしまう理由のひとつに資料収集の難しさ、煩雑さがあります。

「請求を一度は考えてはみたものの、資料集めが面倒で請求するか迷ってしまう。」

といったお客様の声をよく耳にします。

こうしたお客様のお声を踏まえ、ベリーベストは面倒な資料収集をお客様に代わって行います。

本誌の5ページ目からは必要書類をご確認いただけるようにしてありますが、最も煩雑な医療記録の取得はベリーベストが行いますので、ご安心ください。

お客様に、手続き全体の流れをご理解いただきまして、早期に給付金が受け取れるように本誌を作成いたしました。

医療訴訟は、医学的知識を必要とされる専門分野です。

ベリーベストは、肝臓専門医療機関との連携により、

弁護士と医療専門のスタッフがチームを組んで、十分な検討を実施し、お客様が適切な補償を受けられるように全力でサポートをいたします。

ぜひお気軽にご相談下さい。

ベリーベスト法律事務所弁護士一同



Verybest.



## 給付金をもらえる人はどんな人？

### 一次感染者

集団予防接種  
などによる方



### 二次感染者

一次感染者である  
お母様から  
母子感染した方



#### CHECK

一次感染者が以下の項目に該当する場合は、  
給付金を受給できる可能性があります。

- 昭和16年7月2日～昭和63年1月27日生まれですか？
- 満7歳までに集団予防接種を受けましたか？

## 遺族の方へ

B型肝炎ウイルスの感染が原因で亡くなられた方は  
相続人が代わって手続きをして、給付金を受け取ることができます。

**自己判断であきらめずにご相談ください。**



## B型肝炎の検査を受けたことがない方

**自覚症状が出ている人だけが対象ではありません。**

最寄りの市町村の検診施設や、保健所でも低額で検査が受けられます。  
自治体によっては無料で検査を受けられます。  
ただし給付金請求に必要な検査は、医療機関を受診して検査する必要があります。



# 給付金受け取りまでの流れ



## STEP1 証拠収集

**お客様に応じて、  
必要な検査を受けていただきます。**

※収集いただいた資料をもとに給付金請求の可否を判断させていただきます。



お客様

## 📌 Point

### 必要検査の早期実施！

早期検査の実施が、早期提訴に繋がります。ベリーベストのお客様には、早期提訴ができるよう、病院への「依頼書」を作成し、お客様に必要な検査を受けていただけるようサポートします。

## STEP2 契約

**訴訟手続のため、ベリーベストと契約を締結させていただきます。**

※この段階での弁護士費用の発生はございません。



お客様



ベリーベスト

## STEP3 カルテや 戸籍収集

**ベリーベストがお客様に代わって、  
必要なカルテや公文書を収集します。**

※病態が重い患者様ほど必要なカルテが多くなるため収集に時間がかかります。

※場合によっては、お客様にも一部資料を収集していただくこともあります。

※収集にかかった費用は、裁判所への提訴前にご請求させていただきます。



ベリーベスト

最短2〜3ヶ月

最短2〜4ヶ月

最短12ヶ月から

STEP4  
裁判所への  
提訴

弁護士が訴状を作成し、裁判所に提出します。

※訴訟手続は、全てベリーベストの弁護士が代行いたします。



STEP5  
国との  
和解

お客様の症状に応じた金額が決定します。  
国との合意内容を記載した和解調書が作成されます。



60日程度

GOAL  
給付金  
受取り

ベリーベストが、社会保険診療報酬支払基金に必要書類を提出し、お客様のご指定の口座に給付金を振り込みます。

※ベリーベストが給付金を受け取った後、  
弁護士費用等を差し引いた金額を  
お客様にご返戻いたします。



上記はおおよその目安です。  
給付金の受取りまでにお時間がかかかりますので早目にご相談ください。



## 必要書類

**初めに** ケースごとに集めていただく書類は異なります。

以下「その1」～「その5」は、ケースごとに必要な書類をすべて記載しております。

お客様の場合は、どのような書類を集めたらいいのか、別紙「お客様情報シート」にご記入の上、郵送、またはメールで送付いただければ、すみやかにベリーベストより回答いたします。

## お客様が収集する資料

**その1** ご本人様が持続感染していること

### ■ ご本人さまの血液検査報告書

ベリーベストの  
サポート

ベリーベストから、病院への「**依頼書(医療照会書)**」をお渡しします。  
そちらを最寄りの病院にご持参のうえ、血液検査を受けて下さい。

**その2** お母様が感染していないこと

### ■ お母さまの血液検査報告書

※「依頼書」をご持参のうえ最寄りの病院で、血液検査を受けて下さい。

お母さまが亡くなられていて、「血液検査結果」が無い場合

### ➡ ■ 年長のきょうだいの血液検査報告書

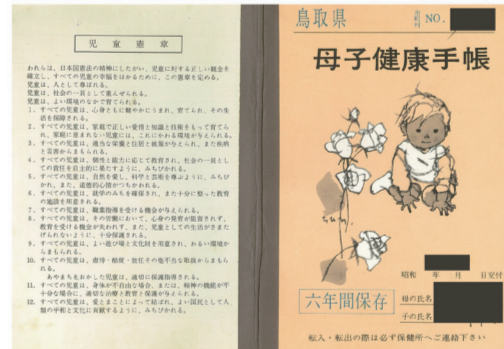
※「依頼書」をご持参のうえ最寄りの病院で、血液検査を受けて下さい。

### その3 集団予防接種を受けたこと

#### ■ 母子健康手帳

「母子健康手帳」が無い場合

➔ ■ 接種痕意見書



ベリーベストの  
サポート

ベリーベストから、「接種痕意見書」のひな型を送付いたします。  
最寄りの病院に持参のうえ、集団予防接種を受けた際の「接種痕」を  
確認してもらって下さい。

### その4 病態の証明(慢性肝炎・肝硬変・肝がん・死亡)

#### ■ B型肝炎ウイルス持続感染者の病態に係る診断書

上記「診断書」が入手できない場合

➔ ■ カルテや各種検査等の医療記録に基づき、  
医学的知見を踏まえて総合的に判断した書類

ベリーベストの  
サポート

ベリーベストから、「病態に係る診断書」のひな型をお客様へ送付いたします。  
そちらを肝疾患に関する専門医療機関に持参の上、記載を依頼して下さい。

## その5 その他の書類

 平成8年以降に感染が判明した場合

### ■ B型肝炎ウイルスの遺伝子検査報告書

※最寄りの病院で、血液検査を行って下さい。

 お父様のご健在の場合

### ■ お父様の血液検査報告書

※最寄りの病院で、血液検査を行って下さい。

 お父様がB型肝炎ウイルスに持続感染している方

### ■ ご本人様とお父様の B型肝炎ウイルスの塩基配列を比較した検査報告書

※お父様とご一緒に、血液検査を行って下さい。

ベリーベストの  
サポート

ベリーベストから、検査報告書入手のため、病院への「依頼書」をお客様に送付いたします。そちらを病院に持参の上、依頼して下さい。

### ■ 小学校の卒業証明書



※卒業した小学校へお問い合わせ下さい。

収集のご協力をお願いいたします。



## ベリベストが収集する資料

### その1 医療記録（カルテ）

- B型肝炎ウイルスに感染したことが判明した時から1年分の医療記録（カルテ）
- 最近1年分の医療記録（カルテ）
-  肝炎などを発症されている方
- 最初の発症の時から1年分の医療記録（カルテ）
-  これまで、肝疾患で入院された方
- 入院中のすべての医療記録（またはサマリー）

お客様のご病状によっては、上記以外のカルテを必要とする場合もございます。

### その2 戸籍関係書類

- 0歳から満7歳までの改製原戸籍の附票謄本
  - 「附票」が無い場合
    - ➔ ■ 「附票を廃棄した証明書」
- お父さまを筆頭者とする改製原戸籍謄本
- お父さまを筆頭者とする戸籍全部事項証明書
- ご本人さまを筆頭者とする戸籍全部事項証明書



## 受け取れる給付金の額

死亡・肝がん・肝硬変（重度） （発症後 20 年を経過していない方）	3,600 万円
死亡・肝がん・肝硬変（重度） （発症後 20 年以上経過している方）	900 万円
肝硬変（軽度） （発症後 20 年を経過していない方）	2,500 万円
肝硬変（軽度） （発症後 20 年以上経過した方で、現在も治療を受けている方等）	600 万円
肝硬変（軽度） （発症後 20 年以上経過した方で、現在は治癒している方）	300 万円
慢性 B 型肝炎 （発症後 20 年を経過していない方）	1,250 万円
慢性 B 型肝炎 （発症後 20 年以上経過した方で、現在も治療を受けている方等）	300 万円
慢性 B 型肝炎 （発症後 20 年以上経過した方で、現在は治癒している方）	150 万円
無症候性キャリア （感染後 20 年以上経過した方）	50 万円 + 検査費用等※

※感染後20年以上経過している場合は、給付金は50万円となります。また定期検査費として別途「慢性肝炎等の発症を確認するための定期検査費」、「母子感染防止のための医療費」、「世帯内感染防止のための医療費」、「定期検査手当」も支給されます。

## 給付金の受け取りの流れ





## 費用について

給付金を受け取るまでにかかる費用です。

**無料相談**で弁護士がわかりやすくご説明いたします。

● 相談料 **無料**

● 調査費用 **無料**

● 成功報酬 **給付金の15% + 6万円**

**国が弁護士費用として給付金額の4%を別途支給します。**

※弁護士費用等の記載は全て別途消費税加算とし、弁護士報酬が発生した時点で税法の改正により消費税の税率が変動していた場合には、改正以降における消費税相当額は変動後の税率により計算いたします。

※上記の弁護士報酬は、印紙代・切手代を含んだ金額です。

(平成29年1月)

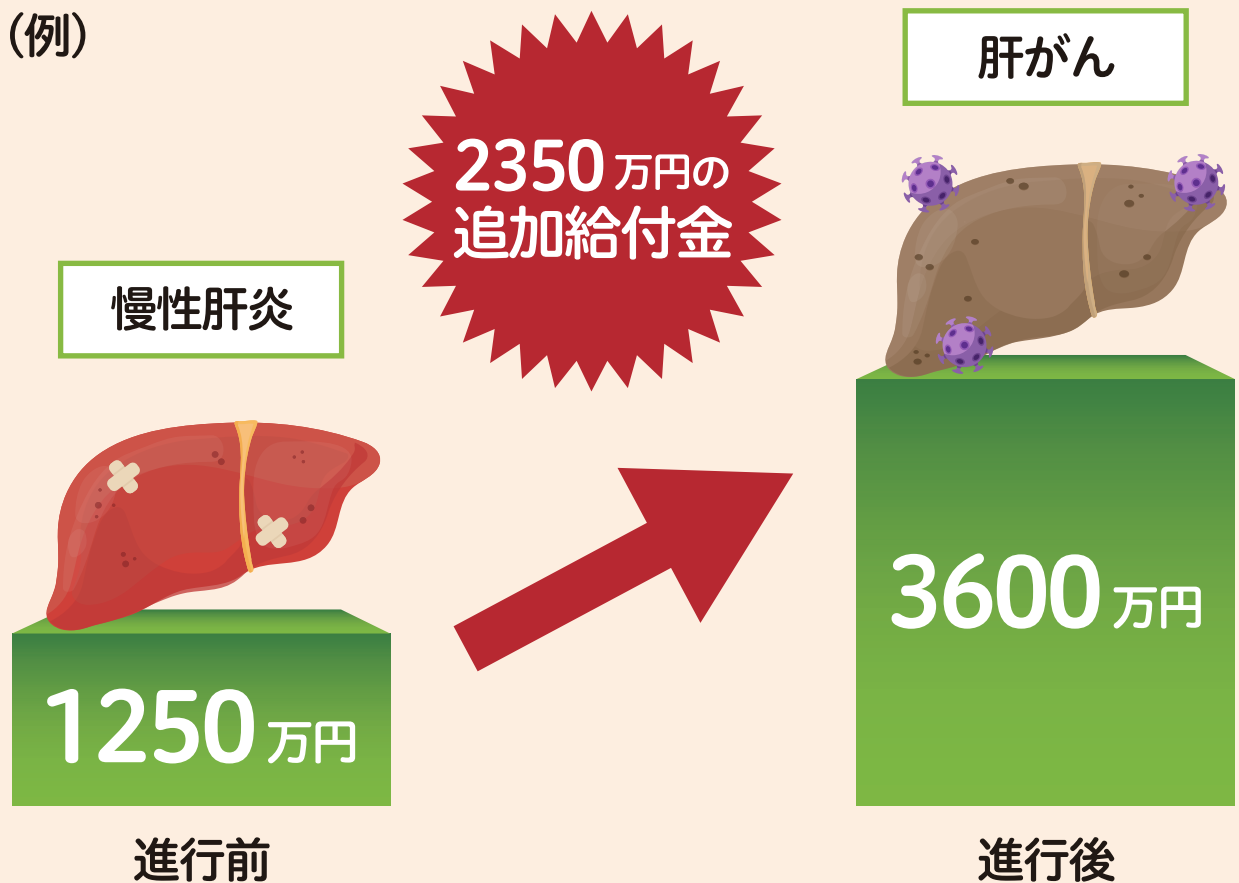
病態	印紙代	切手代
死亡・肝がん・重度の肝硬変	12万8,000円	すべて共通 6,000円
軽度の肝硬変	9万5,000円	
慢性B型肝炎(発症後20年が経過していない方)	5万9,000円	
慢性B型肝炎(発症後20年経過、 現在慢性B型肝炎の方、または過去に 慢性B型肝炎の特定の治療を受けたことがある方)	2万円	
慢性B型肝炎(発症後20年経過、 すでに慢性B型肝炎は治癒していて、過去に 慢性B型肝炎の治療を受けたことのない方)	1万3,000円	
無症候性キャリア(感染後20年経過していない方)	3万4,000円	
無症候性キャリア(感染後20年経過した方)	5,000円～	

## 追加給付金請求について

給付金を受け取った後、万が一**病態の進行**により新たな病態区分に該当することとなった場合には、**新たな病態区分に応じて追加給付金を請求することが出来ます。**

新たな病態区分に対する追加給付金請求につきましても専門的知識を必要としますので、ベリーベスト法律事務所までご相談下さい。

(例)



**追加給付金請求も期限がございます。**

新たな病態に進行した場合には、お早めにご相談下さい。

## ベリーベスト法律事務所のご案内

### 「B型肝炎訴訟専門チーム」が全面バックアップいたします。

B型肝炎給付金請求案件を主に担当する専門チームの弁護士とスタッフが対応させていただきます。



B型肝炎訴訟専門チーム

専門チームの他、全国約140名の弁護士がサポートいたします。  
全国で随時ご相談会を行っております。

#### ベリーベスト拠点一覧

- 東京オフィス
  - 北海道・東北
    - 札幌オフィス
    - 仙台オフィス
  - 関東
    - 水戸オフィス
    - 高崎オフィス
    - 大宮オフィス
    - 千葉オフィス
    - 立川オフィス
    - 川崎オフィス
    - 横浜オフィス
  - 北陸
    - 新潟オフィス
    - 金沢オフィス
  - 中部・東海
    - 静岡オフィス
    - 名古屋オフィス
- 近畿
  - 京都オフィス
  - 大阪オフィス
  - 堺オフィス
  - 神戸オフィス
- 中国・四国
  - 岡山オフィス
  - 広島オフィス
  - 松山オフィス
- 九州・沖縄
  - 北九州オフィス
  - 福岡オフィス
  - 那覇オフィス
- 海外拠点
  - バン格拉デシュオフィス
  - ミャンマーオフィス

(平成30年1月)

ご不明点がございましたら、  
ベリーベスト法律事務所までお気軽にご相談下さい。

# メモ欄



A series of horizontal dashed lines spanning the width of the page, providing a template for writing notes.

# メモ欄



A series of horizontal dashed lines spanning the width of the page, providing a template for writing notes.

# B型肝炎の給付金がもらえたら



## ベリーベスト法律事務所

〒106-0032 東京都港区六本木1-8-7 MFPR六本木麻布台ビル11階

拠点

札幌、仙台、水戸、高崎、大宮、千葉、立川、川崎、横浜、新潟、金沢、静岡、名古屋、京都、大阪、堺、神戸、岡山、広島、松山、北九州、福岡、那覇

B型肝炎給付金請求 専用ダイヤル

 **0120-262-027**

(営業時間 平日 9:30 ~ 21:00 / 土日祝日 9:30 ~ 18:00)

B型肝炎給付金請求 専用サイト  
<http://www.vbest-bkan.jp>



## 協会ホームページについて

### ●登録販売者試験受験対策 2017 年実施過去問題集の完売に伴う対応について

2017 年実施過去問題集は大変な好評をもって完売いたしました。  
希望者には、2015 年実施過去問題集を販売いたします。

### ●「第13回セルフメディケーションアワード」「ながら筋トレ体操」を掲載中！！

YouTube にもアップしましたのでぜひご覧ください。

## 事務局だより

- 8月24日に記者会が行われ、ドラッグストア流通記者会からの申し出によりまして、記者会主催の「宗像 事務総長 お別れの会」が記者会見ののち、行われました。宗像事務総長は、業界、協会の動きを正確に伝えてもらうために、業界紙・誌、一般紙・誌への記者会見をスタートさせ、ドラッグストア流通記者会誕生にも尽力しました。ドラッグストア流通記者会は、流通系あり、医薬系あり、装粧系あり、トイレタリー系あり、そして食品系もありと本当に横断的な記者会です。
- そして、月2回の記者会見、並びにドラッグストアショーやイベントへの無料招待、海外視察への優待などを行ない、2016年10月には100回記念の懇談会や記念誌の発刊もしました。記者会見のあとでは、場所を変えて、袴を脱いだ状態で忌憚ない意見交換を夜が更けるまで行ってきました。
- 当日は、JACDS執行部のほか、JACDS事務局、そしてご遺族も招待され、記者会における宗像事務総長の人となりを語りつくしていました。「もっと、いっしょに仕事がしたかった」という記者もいて、その存在の大きさをあらためて知る機会となりました。
- 宗像事務総長が中心となって尽力し、めでたく平成30年春の叙勲を受けられました寺西JACDS名誉会長の祝賀会が9月14日(金)リーガロイヤルホテル大阪で行われました。おめでたい席ではありましたが、寺西名誉会長のたっでの願いで、式の冒頭、宗像事務総長、そしてロート株式会社の吉野社長兼COO様に黙とうが捧げられました。詳しくは本文ページをご覧ください。

発行日	平成30年9月25日 発行	発行所住所
発行人	青木 桂生	〒222-0033
発行所	JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES	神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第 2ビル 4階
	日本チェーンドラッグストア協会	TEL:045(474)1311 FAX:045(474)2569
	HP: <a href="http://www.jacds.gr.jp">http://www.jacds.gr.jp</a>	e-mail: <a href="mailto:sec@jacds.gr.jp">sec@jacds.gr.jp</a>